KPMG

保険契約

IFRS最終基準書の初見分析

IFRS第17号

2017年7月

kpmg.com/ifrs

目次

全く新しい視点 1

1 IFRS第17号の概要 2
1.1 重要事項 2
1.2 重要な影響 4

2 本稿の概要 5

3 IFRS第17号の適用時期 6
3.1 適用範囲 6
3.2 保険契約からの構成要素の分離 19

4 当初認識 26
4.1 契約グループを認識する時期 26
4.2 新契約獲得キャッシュフロー 27

5 一般測定モデルの概要 28
5.1 モデルの導入 28
5.2 当初測定 29
5.3 事後測定 31
5.4 一般測定モデルの修正 32

6 集約のレベル 33
6.1 契約のグループへの集約 33
6.2 ポートフォリオの特定 34
6.3 不利な契約のグループ分け 35
6.4 事後に不利になる重大な可能性がない契約のグループ分け 36
6.5 規制上の制約 37
6.6 さらなる細分化 38
6.7 見積りに使われる集約のレベル 40

7 将来キャッシュフロー 42
7.1 将来キャッシュフローの見積り 42
7.2 起こり得る多様な結果の織り込み 43
7.3 見積りに含まれるキャッシュフロー 45
7.4 見積りに使われる情報 52
7.5 測定における将来キャッシュフローの見積りの使用 58

8 割引計算 59
8.1 貨幣の時間価値の調整 59
8.2 割引率の算定 60
8.3 見積手法 61
8.4 測定における割引率の使用 66
8.5 保険金融収益または費用の表示 67

9 リスク調整 68
9.1 非金融リスクに係るリスク調整 68
9.2 企業の見解 69
9.3 見積手法 71
9.4 測定における非金融リスクに係るリスク調整の使用 73

10 契約上のサービスマージン（CSM） 74
10.1 当初認識 74
10.2 事後測定 74

11 不利な契約 82
11.1 当初認識 82
11.2 事後測定 83

12 認識の中止及び契約の条件変更 84
12.1 認識の中止 84
12.2 契約の条件変更 85

13 表示 87
13.1 財政状態計算書 87
13.2 純損益及びその他の包括利益計算書 88

14 保険料配分アプローチ 107
14.1 簡便モデル 107
14.2 適格基準 108
14.3 残存カバーに係る負債 111
14.4 発生保険金に係る負債 119

15 直接連動の有配当契約 122
15.1 有配当性に関する理解 122
15.2 直接連動の有配当契約とは 123
15.3 事後測定 127

16 裁量権のある有配当性を有する投資契約 139
16.1 一般測定モデルの修正 139

17 保有する再保険契約 142
17.1 再保険契約とは 142
17.2 一般測定モデルの修正 142
17.3 認識 143
17.4 将来キャッシュフローの見積り 145
17.5 非金融リスクに係るリスク調整 145
17.6 当初認識時のCSM 145
17.7 当初認識後のCSM 149
17.8 保有する再保険契約の表示 150

18 取得した保険契約 151
18.1 取得した保険契約 151

19 開示 155
19.1 一般的な開示目的 155
19.2 開示情報のレベル 155
19.3 認識額に関する開示 156
19.4 重要な判断に関する開示 161
19.5 リスクに関する開示 161

20 発効日及び移行措置 163
20.1 適用日 163
20.2 遡及適用 164
20.3 移行に関する開示 177
20.4 金融資産の再指定 178
20.5 比較財務情報 179
20.6 IFRSの初度適用企業 180

本冊子について 181
謝辞 181

ご案内 182

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

全く新しい視点

様子見の時期は終わり、スタートする時が来た。

約20年にわたる審議、公開草案、討議を経て、IFRS第17号「保険契約」に新たな包括的会計モデルが導入されました。財務情報利用者は、保険会社の財務諸表に対して、全く新しい視点を得ることになります。このような意味でも、保険業界における新たな時代の幕開けといえるでしょう。

新たな基準によって、新規契約及び保有契約の収益性に関する比較可能性と透明性が高まり、利用者はこれまで以上に保険会社の財務健全性を見通せるようになります。また、保険引受損益と資産運用損益を分けて表示することで、収益源や利益の質に関する透明性が高まります。

しかし、保険会社にとって「IFRS第17号」とは、どのような意味があるのでしょうか。

その影響は、保険会社各社のこれまでの会計方針や実務によって大きく異なるでしょう。しかし、財務報告上の数値が多数かつ多様な影響を受けることは確かです。

新たな基準への準備や適用は、複数の課題を伴います。多大な努力と、システム、プロセス、統制の新規導入や改善が必要になります。財務、保険数理、ITなどの各部門間の協調が不可欠となり、ビジネスユーザーや投資者に今後の展開を伝えることが重要となります。しかし、これは同時にチャンスでもあります。このような大規模な変更は、データ分析や報告から新たな見識を得るチャンスであり、プロセスの効率を向上させる機会なのです。

この「IFRS最終基準書の初見分析」では、新しい基準の概要と、その保険会社の財務諸表への影響を解説します。設例やKPMGの所見も含めていますので、想定される影響の評価に役立て、来る2021年に備えていただければと思います。

ヨアヒム・ケルシュバッハ（Joachim Kolschbach）
メアリー・トラッセル（Mary Trussell）
アラン・ゴード（Alan Goad）
クリス・スパール（Chris Spall）
KPMGグローバルIFRS保険契約リーダーシップチーム
KPMGインターナショナル・スタンダード・グループ

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1 IFRS第17号の概要

IFRS第17号により、保険契約の新たな測定モデルが導入されました。この新たな会計基準は2021年に発効します。

1.1 重要事項

トピック	
適用範囲	• IFRS第4号「保険契約」と同様
一般測定モデル：当初認識	• 当初認識時には、保険契約グループの負債は以下の要素から構成される。 — 履行キャッシュフロー：保険契約者に対する企業の権利と義務のリスク調整済み現在価値のことで、以下から構成される。 — 将来キャッシュフローの見積り — 割引計算 — 非金融リスクに係るリスク調整 — 契約上のサービスマージン（CSM）：企業が保険契約のカバー期間にわたりサービスを提供するのに応じて認識する未稼得利益を意味する。 • 当初認識時において純額でキャッシュ・アウトフローとなる履行キャッシュフローは、直ちに損失として認識される。
一般測定モデル：事後測定	• 当初認識後は、保険契約グループの負債は、残存カバーに係る負債（履行キャッシュフロー及びCSM）と、発生保険金に係る負債（すでに発生しているがまだ支払が行われていない保険金及び費用に係る履行キャッシュフロー）から構成される。 • 履行キャッシュフローは、各報告日に最新の見積りを反映して、再測定される。一般的に、履行キャッシュフローの変動はいくつかの方法で処理される。 — 貨幣の時間価値及び金融リスクの影響の変化は、「純損益及びその他の包括利益計算書（statement of financial performance）」に反映される — 過去及び現在のサービスに関連する変動は、純損益に認識される — 将来のサービスに関連する変動についてはCSMを調整する

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

トピック	
簡便法及び一般測定モデルの修正	• 一定の基準を満たす場合は、簡便法、すなわち保険料配分アプローチ（PAA）を使用することができる。 • 以下の契約に適用する場合には、一般測定モデルは修正される。 — 保有する再保険契約 — 直接連動の有配当契約 — 裁量権のある有配当性（DPF）を有する投資契約
表示要件	• 保険収益は、企業が対価を受領することを見込むサービスに関連する各報告期間の残存カバーに係る負債の変動から生じる。 • 投資要素は、保険収益や保険サービス費用から除外される。 • 投資サービスの結果は、保険金融収益または費用とは別に表示する。 • 保険金融収益または費用を、純損益とその他の包括利益（OCI）に分解して別々に表示することを選択できる。
発効日	• 2021年1月1日以降に始まる会計年度から適用される。 • IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を本基準書の適用開始日またはそれ以前から適用している場合には、早期適用も認められる。
移行措置	• 完全遡及適用が義務付けられている。ただし、それが実務上不可能な場合は、修正遡及アプローチや公正価値アプローチを適用することもできる。 • IFRS第17号の適用開始時に一部の金融資産を再指定することは制限される。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1.2 重要な影響

アナリストや利用者にとっての新たな視点：IFRS第17号は、アナリストが企業を解釈し、比較する方法を変えることになります。グローバルでの比較可能性が改善し、透明性が向上するため、利用者は保険会社の財務健全性について、より多くの見識を得ることになります。

財務成績及び資本の変動の増幅：最新の市場割引率を使用する影響は様々ですが、多くの場合、財務成績及び資本の変動が増幅することになり、大きな影響を受ける可能性があります。資産と負債の経済的なミスマッチがより明白になるでしょう。保険会社は商品設計や投資配分を見直したいと考えるかもしれません。

重要な財務指標の変動：投資要素や現金収入が収益とはみなされなくなるため、保険料収入額が「トップライン（売上高）」の牽引役ではなくなります。新たな測定モデルによって、一部の契約については利益がこれまでとは著しく異なるパターンで発生する可能性があります。

経営成績の全体像の明確化：金融リスクが保険会社の業績に及ぼす影響が、保険の業績とは別に表示され、収益をもたらすドライバーの全体像が明確になります。

生命保険部門への影響：現在の割引率を使用し、「ロック・イン」された仮定の使用を中止することは、多くの生命保険会社にとって、多大な会計上の変更をもたらすことはほぼ確実でしょう。また、最低利率保証の負担及び収益性がより明らかになるでしょう。

損害保険部門への影響：損害保険会社は、使い慣れた会計モデルを保持するためには、PAAの適格要件を満たすように補正する必要があります。発生保険金に係る負債の割引計算は、現行の実務慣行から大きく変わる点であると考えられます。

新たな日常業務：不利な契約を特定及び会計処理し、非金融リスクに係るマージンを明示的に表示することは、生命保険会社と損害保険会社の両者から新たな注目を集めるでしょう。出再保険の会計処理は、新たな領域に入ります。

コミュニケーション上の課題：新たな表示及び開示要件によって、経営成績の伝達方法が変わることになります。企業は新たな重要業績評価指標（KPI）を策定し、社内外の利用者に伝える必要があります。

新たなデータ、システム、プロセス、統制の必要性：多くの保険会社が事業を長期にわたって営み、レガシーシステムが依然として使われていることを考えると、新たなデータ、システムのアップデート、プロセスの更新が課題となるでしょう。企業はシステムやプロセスの変更に関連する統制も策定しなければならず、移行後は、通常業務を対象とする統制を策定または既存の統制を変更しなければなりません。

プレッシャーに晒される乏しいリソース：IFRS第17号の要件を運用可能にし、理論を実践に移すために、人材の確保が重要になります。

合理化と効率向上の機会：変化は機会をもたらします。この基準の分析をすでに始めている保険会社は、シェアードサービスセンターの利用拡大や、中央集権化により業務を合理化できる機会であるととらえています。

まだ明確になっていない影響への考慮：IFRS第17号によって、現地税務当局や健全性規制当局が新たな活動を行うかもしれません。実施計画にはこのような二次的な影響に対応できるように柔軟性を持たせる必要があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2 本稿の概要

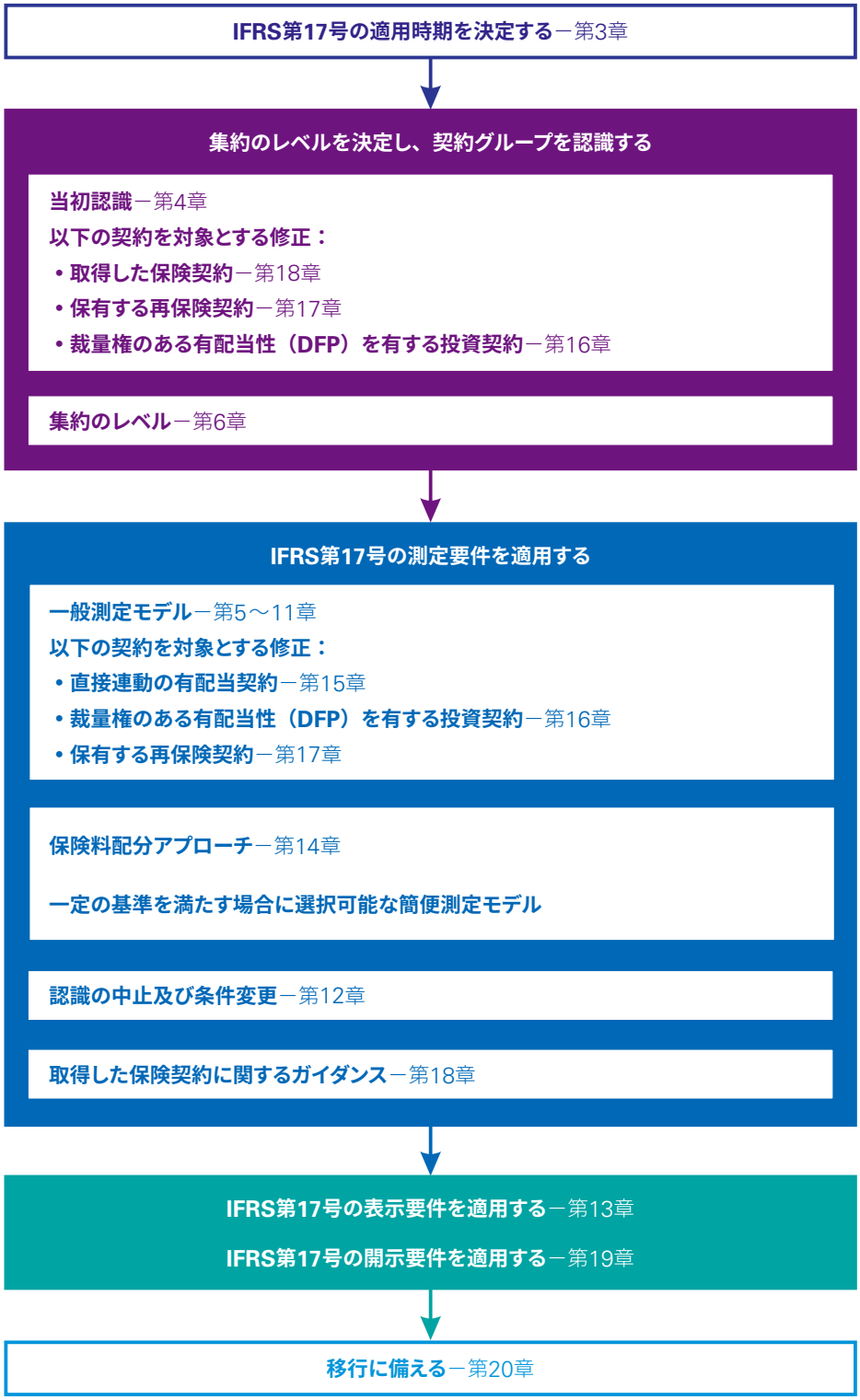

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3 IFRS第17号の適用時期

適用範囲はIFRS第4号と同様です。ただし、非保険要素を保険契約から分離するという要件が、IFRS第4号とは大幅に異なっています。

3.1 適用範囲

IFRS第4号同様、IFRS第17号は企業の業種ではなく、契約の内容に焦点を合わせています。したがって、保険会社として規制対象になっているか否かを問わず、すべての企業に適用されます。

保険会社は、保険契約ではない商品（または商品の構成要素）に適用されるその他の基準書の要求事項にも従わなければなりません。例えば、投資運用契約の手数料及び関連費用にはIFRS第15号が適用されます。

IFRS 17.3

企業は、保険契約の定義を満たす契約にIFRS第17号を適用します。一般的に、保険契約には以下が含まれます。

- 企業が発行する保険または再保険契約
- 企業が保有する再保険契約

ただし、この原則には例外もあり、その概要は以下のとおりです。

例外	詳細	セクション
裁量権のある有配当性を有する投資契約	裁量権のある有配当性を有する投資契約は保険契約の定義は満たさないが、企業が保険契約も発行している場合には、IFRS第17号に基づいて会計処理される。	3.1.2
適用範囲からの除外	保険契約の定義を満たしていても、IFRS第17号の適用範囲には含まれない契約もある（例：製造業者、販売業者、小売業者が発行する製品保証や残存価値保証）。	3.1.3
定額料金のサービス契約	定額料金のサービス契約は保険契約の定義を満たすが、一定の状況においてはIFRS第15号に基づいて会計処理される場合もある。	3.1.4
金融保証契約	一部の信用関連保証及び信用保険契約は保険契約の定義を満たすが、金融商品を対象とした基準に基づいて会計処理される場合もある。	3.1.5

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3.1.1 保険契約の定義

IFRS17.A

保険契約とは、「一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から『重要な保険リスク』を引き受ける契約」である。

「所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた」場合、保険契約者は当該契約に基づいて発行者に補償してもらう権利を有する。

この定義には以下のような問題点が残ります。本セクションでは以下の事項について説明します。

- 保険契約はどのような形式を取り得るか
- 「保険リスク」とは何か
- どのような場合に保険リスクが「重要」となるか
- 「不確実な将来事象」とは何か
- 保険契約者が被る「不利な影響」とは何か
- 保険リスクのレベルが変わった場合にはどうなるのか
- どのような場合に再保険契約がこの定義を満たすか

3.1.1.1 保険契約はどのような形式を取り得るか

IFRS17.2

保険者と保険契約者の関係は契約によって成立します。「契約」とは二者以上の当事者間に法的強制力のある権利と義務を生じさせる合意です。法的強制力は法律の問題です。契約には、書面によるもの、口頭によるもの、または企業の通例のビジネス慣行に基づいて暗黙に定められるものがあります。

IFRS17.B27(b)

保険の法的形式を取っていても、すべての重要な保険リスクを保険契約者に転嫁している契約は、保険契約ではありません。例えば、一部の金融再保険契約は、出再者による支払を保険損害の直接の結果へ調整することにより、重要な保険リスクをすべて出再者に転嫁しています。また、一部の団体契約も同様の特性を持っています。このような契約は、通常、金融商品またはサービス提供契約であり、適宜IFRS第9号またはIFRS第15号に基づいて会計処理されます。

IFRS17.B27(c)

ある企業が同一グループ内の他の企業に対して発行する保険契約は、発行企業の単体財務諸表または個別財務諸表には保険契約として計上されます。しかし、グループの連結財務諸表にはそのような保険契約は一切計上されません。

IFRS17.B16

相互会社は通常、個々の保険契約者から重要な保険リスクを引き受け、当該リスクをプールします。相互会社が発行した契約の保険契約者は、所有者としての役割においてプールされた契約のリスクを負担しますが、相互会社は保険リスクを引き受けた別会社とみなされます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.9

一式または一連の保険契約が、同一または関連する契約相手を持ち、全体として一定の商業的影響を達成する、または達成するように設計されている場合があります。このような場合、その契約の実態を報告するために、その一式または一連の保険契約を全体として（まとめて）取り扱う必要があるかもしれません。例えば、ある契約が同時期に同一の契約相手と結んだ別の契約から生じる権利と義務を完全に無効にする場合などが、これに該当し得ます。

3.1.1.2 保険リスクとは

IFRS17.A, B11

「保険リスク」とは、保険契約者から契約の発行者に移転される非金融リスクです。発行者は、保険契約者がすでに晒されているリスクを保険契約者から引き受けます。

下表は、保険リスクと金融リスクの例です。

IFRS17.A, B26, B29

保険リスク	金融リスク
例えば、以下のリスクをいう。 — 死亡または生存 — 傷害 — 疾病 — 障害 — 損害または盗難による財産の損失 — 債務者の期日における支払不履行 — 契約当事者に固有の非金融変数の変動可能性	以下の単数または複数の要因が将来変化するリスクをいう。 — 金利 — 金融商品の価格 — コモディティ価格 — 為替レート — 価格またはレートの指数 — 信用格付または信用指数 — 契約当事者に固有の非金融変数を除く、その他の変数

IFRS17.B7, B9

契約によって発行者が金融リスクのみに晒され、重要な保険リスクに晒されない場合には、その契約は保険契約ではありません。しかし、発行者を金融リスクと重要な保険リスクの双方に晒す契約は、保険契約です。

例えば、生命保険契約が最低運用利回りを保証しており（金融リスク）、かつ保険契約者の積立部分を大幅に超えるような死亡保険金を保証している（保険リスク）場合、それは保険契約に該当します。

IFRS17.B8

非金融変数の将来の変動リスクは、その変数が契約当事者に固有のものである場合に限り、保険リスクとなります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

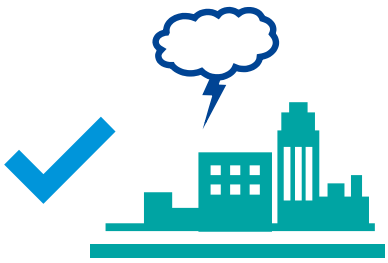

被保険者の資産に損害を及ぼす気象災害や地震をカバーする契約は、保険契約の定義を満たす。

特定の地域における、損害（気象または災害指数など）をカバーする契約は、契約当事者固有のものではないので、定義を満たさない。

3.1.1.2.1

IFRS17.B8, B26(j)-B26(k), B27(g)-B27(h)

災害型（catastrophe-type）非金融変数

被保険者の資産に損害を与える、または破壊する気象災害または地震の発生（または不発生）は保険リスクです。したがって、このようなリスクをカバーする契約は、保険契約の定義を満たします。

契約当事者に固有の気象、地理、その他の物理的変数によって支払が生じる保険スワップなどの契約も定義を満たします。

気象または災害指数（例：特定の地域における地震による損害指数）は、契約当事者固有のものではないので、保険リスクの定義を満たしません。

一般に「カタストロフィ・ボンド」または「キャットボンド」と呼ばれる契約（その影響が保険当事者に固有ではない気象、地理、その他の物理的変数次第で、元本、金利、またはその両方の支払の減額を定めた契約）は、保険契約ではありません。

KPMGの所見：特定のキャットボンド及び劣後ローンへの投資

ローンまたはボンド（債券）が、既存の非金融リスクによって債務者が不利な影響を被る特定の不確実な事象が生じた時に、元本または金利の支払の免除または大幅な減額を行う場合、それは保険契約です。その例は天災に限るものではなく、以下のものも含まれます。

- 債務者の死亡により残額が全額免除されるローン
- 特定の誘発事象にボンド発行者が損失を被る状況が含まれる場合、支払が大幅に減額されるキャットボンド

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

このタイプの商品が保険契約とみなされる場合、ボンド所有者（すなわち、当該商品への投資者）が保険契約の発行者となります。

IFRS第4号では、企業が従前の会計慣行を適用できるため、このような事実上は保険契約である投資について柔軟性をもって会計処理することが認められていました。しかし、このような商品もIFRS第17号の適用範囲に含まれるようになったため、企業（保険会社以外を含む）は当該商品に新たな会計処理モデルを適用する必要があります。

3.1.1.2.2 残存価値保証型（residual value guarantee-type）非金融変数

IFRS17.B8

以下の変動を反映して、契約当事者が保有する特定の非金融資産の公正価値の変動リスクをカバーする契約は、保険契約の定義を満たします。

- 資産の状態
- 市場価格（時価）

市場価格の変動リスクのみをカバーするものは、被保険者に固有のものではないので、定義を満たしません。製造業者、販売業者または小売業者が提供する残存価値保証と、ファイナンスリースに組み込まれた借手の残存価値保証の適用除外については、3.13を参照して下さい。

KPMGの所見：残存価値保証

例えば、製造業者、販売業者または小売業者ではなく、保険会社が発行した契約が

- 契約者が所有する車の残存価値を保証する場合で、
- 当該保証に基づいて支払われる金額が販売日におけるその車の状態によって異なる場合、

当該契約は、保険契約の定義を満たします。

同様の契約によって所有者が市場で売却する前に車を所定の状態に回復することが求められている場合、つまりその保証が車の状態に依存しない市場価値での保証である場合には、その契約は保険契約ではない、というのがKPMGの見解です。

残存価値保証の契約者が事業で資産を使用し、当該資産を保証人に返却することによってのみ保証を行使できる場合、契約者による保証行使の判断は、当該資産の市場価格だけではなく、使用価値及び事業で使用する代替資産の入手可能性にも影響されます。KPMGの見解では、このような場合、契約者にとっての保証の価値を左右する基礎となる変数は、その保証の契約者に固有のものであると結論付けるのが妥当であると考えられます。したがって、たとえ契約者が返却前に資産を所定の状態に回復しなければならないとしても（定義のその他の部分を満たしている場合）、その契約は保険契約の定義を満たします。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3.1.1.3 どのような場合に保険リスクが「重要」となるか

IFRS17.B18-B21

発行者が、現在価値ベースで以下のようになる可能性がある商業実態を有するシナリオがある場合にのみ、保険リスクは重要となります。

- 保険事故に起因する損失を被る
- 保険事故が生じなかった場合に支払われる金額を超える重要な追加金額を支払う

商業実態を有するためには、取引の経済性に明らかな影響を与えるものでなければなりません。

IFRS17.B23

例えば、死亡時に支払われる金額が解約時や満期に支払われる金額よりも高い生命保険契約は、死亡を条件とする金額がどのシナリオにおいても重要ではない場合を除き、保険契約の定義を満たします。

IFRS17.B22

保険リスクの重要度は、個別の契約単位で評価されます。その結果、たとえポートフォリオまたは契約グループについては重大な損失が発生する可能性が僅かであっても、個別の契約の保険リスクは重要だという場合もあり得ます。

IFRS17.B18

さらに、保険事故の発生がほとんど起こり得ないとしても、あるいは、予想発生キャッシュフローを確率加重平均した期待現在価値が契約上のすべての残存キャッシュフローを確率加重平均した期待現在価値に占める割合が小さくても、保険リスクは重要となり得ます。

IFRS17.B20

いずれのシナリオでも重要な追加金額が支払われるかどうかを判断する際、企業は、第8章で解説する割引率を用いて、貨幣の時間価値の影響を考慮する必要があります。

保険事故が起きて、契約により企業が想定よりも早く支払をしなければならず、その支払の現金価値が貨幣の時間価値を反映するために調整されない場合、追加金額を現在価値ベースで支払う義務が生じるというシナリオがあり得ます。

同様の理由で、保険契約者への適時な弁済を延期する契約は、重要な保険リスクがなくなることがあります。これは、遅延支払は現在価値が低くなる可能性があるためです。

設例1：定額死亡保険金

IFRS17.B20

設例

X社が終身保険契約を発行する。この契約では、保険契約者が死亡した場合に定額死亡保険金が支払われ、カバー期間に満期はない。

分析

保険契約者が、いつか死亡することは確かだが、いつ死亡するかは分からない。個々の保険契約者が想定よりも早く死亡した場合、X社は想定よりも早く支払をしなければならない。定額死亡保険金の支払には貨幣の時間価値に係る調整がされないため、重要な保険リスクが生じる可能性がある。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：最低死亡・生存給付金が保証されたユニットリンク貯蓄性契約

IFRS17.B18, B21

ユニットリンク貯蓄性契約と保険リスク

一部のユニットリンク貯蓄性契約には、保険契約者の死亡時または契約満了時に支払われる最低保証給付金が含まれており、保証額が死亡時または満了時におけるユニットのビッドバリュー（ユニットバリュー）を上回る場合には、その保証額が支払われます。

契約が解約された場合、保険契約者は解約されたユニットの価値を現金で（解約違約金を差し引いて）受け取ります。したがって、死亡時または契約満了時に支払われる給付金は、解約時に支払われる返戻金を上回る場合があります。

現在価値ベースで、最低保証給付金が解約時に支払われるユニットバリュー（解約違約金控除前）を上回るシナリオがある場合、その契約は保険リスクを移転します。これは、ユニットバリューを超える追加金額が、保険会社によって支払われるからです。

重要な保険リスク

このようなタイプの契約における保険リスクの重要性については、保険事故が発生する可能性と、保険事故の発生時にユニットバリューが保証された金額を大幅に下回る可能性の双方を考慮の上、発行者が判断します。この保険リスクが重要である場合、その契約は保険契約に分類されます。

この評価において考慮すべき要因には以下が含まれます。

- 契約期間
- ユニットバリューの変動性
- 当初の投資と比べた最低保証給付金の水準

契約期間が比較的短い場合、また最低保証給付金のレベルが当初の投資よりも比較的低い場合、あるいはユニットバリューの変動性が比較的低い場合には、発行者がその契約を保険契約であると結論付けることは難しいかもしれません。

3.1.1.4 「不確実な将来事象」とは

IFRS17.B3

不確実性（またはリスク）の移転は、保険契約の本質です。したがって、保険契約とみなされるためには、契約開始時に少なくとも以下の1つが不確実である必要があります。

- 保険事故が発生する確率
- 保険事故が発生する時期
- 保険事故が発生した場合、保険者が支払う金額

IFRS17.B5

保険契約の中には、すでに発生しているものの最終的に支払う保険金額がまだ分からない事象をカバーしている契約もあります（例：既発生保険金に関する今後の支払額増加をカバーする保険契約）。このような場合、その保険事故が保険金請求の最終的なコストを決定します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3.1.1.5 保険契約者が被る「不利な影響」とは

IFRS17.B12- B13

保険契約の定義は、保険契約者が不利な影響を被ることを補償の前提条件とします。

IFRS17.7(g), B14- B15

失効リスクまたは継続リスクとは、発行者が契約の価格設定時に見込んでいた時期と異なるタイミングで保険契約者が契約を解約するリスクです。このようなリスクは保険リスクとはみなされません。その理由は、保険契約者への支払が、保険契約者に不利な影響を及ぼす不確実な将来事象に左右されるわけではないからです。

契約のサービス提供に関連した管理費の予想外の増加リスクは、「費用リスク」として知られています。このリスクには、保険事故に関連する予想外の費用は含まれません。費用リスクは、保険契約者に不利な影響を及ぼすわけではないので、保険リスクではありません。

ただし、保険の発行者が、

- 失効リスク、継続リスク、費用リスクに晒されている場合
- なおかつ、別の契約を用いて他の企業にそのリスクを全部または一部移転して緩和する場合

その契約が、別の企業を保険リスクに晒すことになります。

したがって、その契約は、別企業から見れば保険契約の定義を満たします。しかし、この契約を使ってリスクを他の保険会社に移転する側から見れば、この契約は直接保有する保険（direct insurance）契約（当該企業が保険契約者であって、それは保有する再保険契約ではない）になるため、IFRS第17号の適用対象とはなりません（3.1.3参照）。

3.1.1.6 保険リスクのレベルが変わった場合にはどうなるのか

IFRS17.B24- B25

契約の中には、契約開始時には発行者にいかなる保険リスクも移転せず、事後に移転する契約もあります。このような契約は、リスクが移転されるまでは保険契約とはみなされません。

例えば、ある契約は一定の投資リターンを提供することになっており、かつ年金選択オプションを行使する場合、その時点において企業が定めた年金給付率（annuity rate）で、生命年金（life-contingent annuity）を受け取ることが可能であると定めています。この場合、年金受取りを選択するまでは保険リスクが移転しないので、保険契約とはなりません。同様の契約が開始時から保険契約とみなされるためには、（保険リスクが重要ではない場合を除き）年金給付率または決定の根拠が契約開始時に明記されている必要があります。

保険契約の定義を満たす契約は、すべての権利と義務が満了するまで（または条件が変更されたため認識が中止されるまで）、保険契約であり続けます（第12章参照）。

3.1.1.7 どのような場合に再保険契約がこの定義を満たすか

IFRS17.B19

再保険契約も、保険契約の定義を満たす必要があります。しかし、再保険契約が再保険者を重大な損失の可能性に晒さないとしても、元受保険契約の出再部分に関する保険リスクが実質的にすべて再保険者に移転する場合、重要な保険リスクを移転するとみなされます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3.1.2 裁量権のある有配当性（DPF）を有する投資契約

IFRS17.3, 71, A, B27(a)

裁量権のある有配当性を有する投資契約とは、発行者の裁量の対象とならない金額の補完として、投資者に以下のような追加金額を受け取る契約上の権利を与える金融商品です。

- 契約上の給付全体の中で重要な部分になると見込まれる金額
- 契約上、（時期または金額に関して）発行者の裁量により支払われる金額
- 契約上、特定の契約プールもしくは契約種類からのリターン、発行者が保有する資産の特定のプールに対する実現もしくは未実現の投資リターン、または契約を発行する企業もしくはファンドの損益に基づく金額

このような契約は保険リスクを移転しないので、保険契約の定義を満たしません。しかし、発行している企業によって、IFRS第17号の適用範囲に含まれます。

IFRS第17号 vs IFRS第4号：裁量権のある有配当性（DPF）を有する投資契約は適用範囲内か

現在、すべての企業は、保険契約を発行しているか否かにかかわらず、DPFを有する金融商品にIFRS第4号を適用することが求められています。IFRS第17号では、適用範囲は保険契約を発行している企業が発行するDPFを有する投資契約に限定されます。これは適用範囲が肥大化するのを避け、保険契約に係る会計処理の対象となるように作為的に契約を構築するのを防ぐためです。しかし、通常このような契約は保険会社によって発行されるため、適用範囲の変更はさほど多くの企業に影響を及ぼさないでしょう。

保険契約を発行しない企業によって発行されるDPFを有する投資契約は、IAS第32号「金融商品：表示」、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIFRS第9号の適用範囲に入ります。

KPMGの所見：DPFの特定及びその重要性の評価

IFRS17.BC83

IFRS第4号同様、投資契約がIFRS第17号の適用範囲に含まれるためには、DPFの存在を特定し、契約上の給付全体に比べた重要度を評価する必要があります。これには、裁量の対象になる給付部分と、ならない部分の金額を特定するために、詳細な分析を行う必要があります。

保険契約を発行する企業が、自社は裁量権のある有配当性を有する投資契約も発行していると判断した場合、当該投資契約はIFRS第17号の適用範囲に含まれます。このような契約を保険契約として処理する主なメリットは、一貫性です。その理由は、このような契約は、通常、基礎となる項目からのリターンとの連動を定めている保険契約と同様の特徴を持っているからです（例：満期までの期間が長いこと、繰り返し発生する保険料、高額な新契約費）。保険契約と同一の基礎となる項目のプールと連動している場合もあります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3.1.3 適用除外

IFRS第17号は、以下の契約には適用されません。これらについては、発行者は下表に示した会計基準に従って会計処理を行います。

	適用対象外となるもの	適用される会計基準及び追加説明／設例
IFRS17.7(a), B26(g), BC89-BC90	**製造業者、販売業者、小売業者が顧客への商品またはサービスの販売に関連して直接発行する保証**	• IFRS第15号 • IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」 製造業者、販売業者、小売業者が直接発行する、商品製造時には検知されなかった不具合を保険の対象にした保証、または製品が顧客に引き渡された後に生じる不具合を保険の対象にした保証は、保険契約の定義を満たしていても、IFRS第17号の適用範囲外となる。 製造業者、販売業者、小売業者が販売した商品に対して第三者が発行する保証には、IFRS第17号が適用される（例：製造業者、販売業者、小売業者以外の企業が発行する自動車の延長保証）。ただし、そのような契約が定額料金のサービス契約とみなされる場合には、IFRS第15号に従って会計処理することができる。（下記3.1.4参照）
IFRS17.7(b)	**従業員給付制度に基づく雇用主の資産及び負債**	• IAS第19号「従業員給付」 • IFRS第2号「株式に基づく報酬」
IFRS17.7(b)	**確定給付型退職給付制度によって報告される退職給付債務**	• IAS第26号「退職給付制度による会計処理及び報告」
IFRS17.7(c)	**非金融項目の将来的な使用または使用権に付随する契約上の権利や義務**	• IFRS第15号 • IFRS第16号「リース」 • IAS第38号「無形資産」 例として、ライセンス料、ロイヤルティ、変動リース料及び同様の項目が挙げられる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

	適用対象外となるもの	適用される会計基準及び追加説明／設例
IFRS17.7(d)	**製造業者、販売業者、小売業者が提供する残存価値保証、及びリースに組み込まれた借手の残存価値保証**	• IFRS第15号 • IFRS第16号
IFRS17.7(e)	**金融保証契約－発行者が所定の要件を満たし、IFRS第17号を契約に適用する取消不能の選択をした場合を除く**	• IAS第32号、IFRS第7号、IFRS第9号 詳細は3.1.5参照。
IFRS17.7(f)	**企業結合時に支払う、または受け取る条件付対価（contingent consideration）**	• IFRS第3号「企業結合」
IFRS17.7(g)	**企業が保険契約者である保険契約－ただし、当該契約が当該企業によって保有される再保険契約である場合を除く**	• IAS第37号で、引当金の決済に必要な支出に係る保険契約から生じる求償権の会計処理が扱われている。 • IAS第16号「有形固定資産」で、有形固定資産の減損及び損失に係る保険契約の求償の一部が扱われている。

3.1.4 定額料金のサービス契約

IFRS17.BC95

定額料金のサービス契約とは、サービスの水準が不確実な事象に左右される契約のことです。このような契約は保険契約の定義を満たします。

IFRS17.B6

発行者が保険契約者に対して保険事故の補償義務を履行するために現金の代わりに財・サービスを提供することは、その契約を保険契約から除外することにはなりません。

IFRS17.8

定額料金のサービス契約の主たる目的がサービスの提供である場合、IFRS 第17号は、定額料金のサービス契約にIFRS 第15号を適用することを認めていますが、義務付けてはいません。以下の条件を満たす契約であれば、この選択を行うことができます。

- 企業が設定した契約価格が個々の顧客に関連するリスクの評価を反映していない
- 契約が現金による支払ではなく、サービスの提供によって顧客に補償を提供する
- 契約により移転される保険リスクが、主にコストに関する不確実性ではなく顧客によるサービスの利用頻度に関する不確実性から生じる

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

定額料金のサービス契約が上記の特徴を持つ場合、企業はそのような契約をIFRS第17号の適用対象から除外し、その他の顧客サービス契約と同様に会計処理することができます。この選択は個別の契約単位で行うことができますが、各契約に対して行った選択は取消不能となります。

IFRS17.BC95

このような契約の例として、サービス提供者が不具合の生じた後に定額で特定の機器の不具合を修理することに合意する定額メンテナンス契約が挙げられます。これは、機器の不具合がその所有者に不利な影響を与え、カバー期間中にその機器が故障するか不確実なためです。他の例として、サービス提供者が自動車を修理またはレッカー牽引するロードアシスタンス提供に合意する定額の自動車故障対応サービス契約が挙げられます。

KPMGの所見：定額料金のサービス契約の適用範囲に関する基準

IFRS第17号は一部のタイプの定額料金のサービス契約をその適用範囲から除外し、IFRS第15号に従って会計処理を行うことを認めており、財務諸表作成者にIFRS第17号と第15号のどちらに従って行うか、選択肢を与えています。IFRS第17号に従って会計処理をする場合、このような契約の多くは保険料配分アプローチ（PAA）を適用するのに適格である可能性があります（第14章参照）。

3.1.5 金融保証契約

IFRS17.B29, IFRS9.A

金融保証契約は、所定の債務者が負債性商品の条件に基づく期限が到来しても支払をしなかった場合に生じる損失を、発行者に補償してもらう権利を保険契約者に付与します。このタイプの金融保証は、通常、保険契約の定義を満たします。

IFRS17.B27(f), B29-B30

逆に、契約者に原債務に係る損失が生じていなくても契約者に支払がなされるように組成された信用関連の契約は、重要な保険リスクを移転しないので、保険契約の定義を満たしません。

IFRS17.7(e), B29

保険契約の定義を満たす金融保証契約にIFRS第17号を適用することは義務付けられてはいません。ただし、以下の場合は契約の発行者がIFRS第17号に従って会計処理することを認めています。

- 過去にそのような契約を保険契約とみなすことを明示的に述べている場合
- それに従って会計処理をしていた場合

この選択は個別の契約単位で行うことができますが、各契約に対して行った選択は取消不能となります。

その他の場合はすべて、発行者は金融商品会計基準に従って金融保証契約の会計処理を行うことになります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：「過去に明示的に述べていた」とは実務上どのようなことか

IFRSに従う財務諸表作成者は、上記のような金融保証契約の有無は、すでに知っているはずです。というのも、IFRS第17号の要件は、この点に関してIFRS第4号の要件と変わらないからです。

IFRSを初めて適用する企業は、このような契約を保険契約とみなすと過去に明示していたかどうか、あらゆる事実と状況を考慮しなければなりません。

保険会社にとっては、過去の慣行、契約文書、その他同様の情報から、自らが発行した金融保証契約が保険契約とみなされ会計処理されてきたかどうかが明確になりそうです。

IFRS第17号 vs IFRS第4号：適用範囲の評価の影響

保険契約の定義はIFRS第4号から大幅に変更されてはいません。ただし、この定義を満たす契約を発行し、IFRS第17号の適用を求められたり選択したりする保険会社以外の発行者は、IFRS第4号に基づく従前の会計方針を適用することができなくなります。

そのような企業は、保険数理リソースを用いて、システム、プロセス、統制を変更する必要があるかもしれません。

以下のような場合が該当します。

- ある種のキャットボンドや劣後負債への投資（3.1.1.2参照）
- 企業がIFRS第17号の適用を選択した金融保証契約（3.1.5参照）
- 保険契約の定義を満たすが、IFRS第17号の代わりにIFRS第15号を適用する条件を満たさない定額料金のサービス契約（3.1.4参照）

さらに、IFRS第17号では、重要な保険リスクが存在するか否かと、使用する割引率を評価するのに現在価値ベースを使用することが明確にされています。このことは、IFRS第4号には定められていなかったため、企業が適用範囲の評価を変更する可能性があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3.2 保険契約からの構成要素の分離

IFRS17.10, BC98

保険契約は、一体となって作用し一連のキャッシュフローを生み出す権利と義務を生成します。保険契約の中には、保険による保障を提供するだけの契約もあります（例：短期損害保険など）。

しかし、多くのタイプの保険契約（例：ユニットリンク保険やその他の有配当契約）は、企業が構成要素を別々に会計処理している場合には、IFRS第17号以外の基準の適用範囲となる構成要素を含んでいます。

例えば、一部の保険契約には以下の構成要素が含まれています。

- 投資要素：企業が特定の金額を受け取り、その金額に利息を付けて払い戻すことを約束する金融商品などの純粋な貯蓄
- 財・サービス要素：年金管理、リスク管理サービス、資産運用、カストディサービスなどの保険以外のサービス
- 組込デリバティブ：金利オプションや株価指数連動オプションなどの金融デリバティブ

下図はこのような構成要素のそれぞれに、どの基準が適用されるか示したものです。IFRS第17号は、「区分できる」要素か否かを区別しており、それについては次のセクションで説明します。

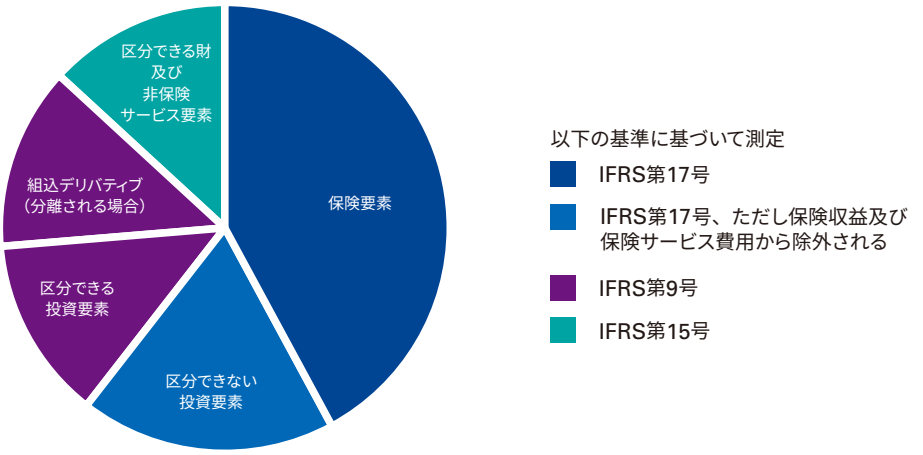

3.2.1 分離すべき構成要素の識別

IFRS17.11-12

投資要素及び財・サービス要素について、区分できる場合は、保険契約から分離しなければなりません。

IFRS17.BC114

分離が求められていない場合、保険契約の構成要素にIFRS第15号またはIFRS第9号を適用することは禁じられています。例えば、一部の企業は、現在、契約者貸付をそれと関連する保険契約から分離しています。構成要素が区分できないために分離が求められていない場合には、IFRS第17号の下で分離することは禁じられます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

3.2.1.1 区分できる投資要素と区分できない投資要素

IFRS17.A

「投資要素」とは、保険事故が発生しなくても、保険契約によって企業が保険契約者への払戻しを求められている金額を意味します。

IFRS17.11(b), B31-B32

「区分できる」場合の投資要素は、主保険契約から分離され、IFRS第9号に従って会計処理されます。

投資要素は以下の場合に区分できます。

- 投資要素と保険要素に「高い相互関連性」がない場合
- なおかつ、同等条件の契約が同一市場または同一法域で別個に販売されているか、販売可能な場合

投資要素が別個に販売されているかどうかを特定するために、徹底的な調査を行う必要はありませんが、合理的に入手可能な情報はすべて検討しなければなりません。

投資要素と保険要素は、以下のいずれかの場合に「高い相互関連性」があります。

- 保険契約者が、一方の要素からの給付を他方の存在なしには受けられない場合ー例えば、一方の要素の失効又は期間満了が他方の失効又は期間満了をもたらす場合
- 企業が、他方を考慮せずに一方の要素を測定できない場合ー例えば、一方の要素の価値が他方の価値によって変化する場合

例えば、一部のユニットリンク契約では、死亡保険金は一定の額と貯蓄要素の価値の差となっているため、要素を独立して測定することはできません。

IFRS17.85

保険契約から区分できない投資要素は、保険契約から分離されませんが、保険要素と一緒に会計処理されます。ただし、このような投資要素からの受取や支払は、純損益に表示される保険契約収益や保険サービス費用からは除外されます（第13章参照）。

3.2.1.2 組込デリバティブ

IFRS17.11(a)

組込デリバティブがいつ主保険契約から分離されるかの判断と、分離された組込デリバティブの会計処理には、IFRS第9号を適用します。

IFRS9.4.3.3

組込デリバティブが以下の両方に該当する場合には、IFRS第9号に従って主保険契約から分離されます。

- 組込デリバティブの経済的特性とリスクが主契約のそれと密接に関連していない場合
- 組込デリバティブが独立した商品としては保険契約ではない場合、すなわち、その組込デリバティブと同じ条件の別個の金融商品であった場合、デリバティブの定義を満たし、IFRS第9号の適用対象になる場合

IFRS9.4.3.3, B4.3.5-B4.3.8

組込デリバティブが主契約と密接に関連しているかどうかの判断には、主契約の性質（経済的特性とリスク）とデリバティブの原資産の性質の検討が必要になります。組込デリバティブの原資産と主契約の性質が同じであれば、通常、密接に関連しています。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

保険契約における組込デリバティブと主保険契約の関連性が非常に高く、企業が組込デリバティブを別個に測定できない場合、その組込デリバティブは主契約と密接に関連しています。

IFRS17.B10

組込デリバティブは特定の状況では保険契約の定義を満たします。例えば、保険事故が発生した時にデリバティブの影響を受けて関連する支払が行われ（例：保険リスクが保険契約者の生存である生命年金）、その支払金額が消費者物価指数と連動している場合（組込デリバティブ）が挙げられます。

この場合、組込デリバティブも保険リスクを移転します。その理由は、指数が適用される支払件数は保険契約者の生存、すなわち不確実な将来事象に左右されるためです。移転される保険リスクが重要である場合、その組込デリバティブも保険契約であり、主契約から分離されません。

IFRS4.IG3-IG4

IFRS第4号に記載されている説明ガイダンスに基づく設例を下表に記載してあります。これはIFRS第17号に引き継がれてはいませんが、上記要件の適用にあたり示唆を与えます。

組込デリバティブのタイプ	設例
保険契約であるため分離されない組込デリバティブ	• 以下のいずれかに該当する死亡保険金 — 解約時や満期時ではなく）死亡時にのみ支払われる株価連動型の給付金 — 投資のユニットバリューと保証された金額のうち大きな方 • 保証された料率で生存年金の給付を受けるオプション • 年金の支払額が投資リターンに連動しており、以下のいずれかに該当する場合の最低年金支払 — 保証が生存支払のみに関連している場合 — 保険契約者が、生存支払を受けるか、あらかじめ定められた条件での定額払いを受けるか選択できる場合
保険契約に密接に関連しているので分離されない組込デリバティブ	• アット・ザ・マネーやアウト・オブ・ザ・マネーになっていて、レバレッジをかけていない解約返戻金、または満期受取金額を決めるのに使われる最低金利 • 保険要素の解約につながり、分離して測定できない貯蓄要素を解約するオプション • 年金支払が投資リターンに連動しており、保険契約者が生存支払を受けるか、あらかじめ定められた条件での定額払いを受けるかを選択できる場合の最低年金支払

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

組込デリバティブのタイプ	設例
分離してIFRS第9号に従って会計処理しなければならない組込デリバティブ	• 発行時またはレバレッジをかけた時にイン・ザ・マネーである解約返戻金または満期受取金額を決めるのに使われる最低金利（組込保証が生存に左右されない） • 解約時または満期時に入手可能な株価指数連動型リターン • 満期に現金で支払われる祝金

IFRS第17号 vs IFRS第4号：組込デリバティブの会計処理

IFRS4.IG3-IG4

IFRS第17号の下では、IFRS第4号とは異なり、企業はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」またはIFRS第9号に基づいた分離基準を満たさない組込デリバティブを保険契約から分離して、別々に会計処理することはできません。

一方で、IFRS第17号は、保険契約全体を「純損益を通じた公正価値（FVTPL：Fair Value Through Profit or Loss）」で測定する会計方針を取ることにより、IAS第39号またはIFRS第9号に基づいた分離を回避することを認めていません。

上記いずれの方針の選択も広く行われていないため、この変更が大きな影響を及ぼすことはなさそうです。

また、IFRS第4号には、保険契約者が定額で保険契約を解約できるオプションに係るIAS第39号及びIFRS第9号の要件に対する例外規定が記載されています。この例外規定はIFRS第17号には引き継がれていません。代わりに、解約の特性が組込デリバティブとみなされるか、分離すべきかを判断するためにIFRS第9号の要件を適用します。

一般的な定額解約返戻金受取オプションの価格と主保険契約は、相互依存している可能性が高いので、この要件変更が実務面に及ぼす影響はあまりなさそうです。

3.2.1.3 区分できる財及び非保険サービス要素

IFRS17.12, B33-B34

財または非保険サービスを提供するという契約は、保険契約者が以下のいずれかに該当する財・サービスより利益を受ける場合に区分可能で、保険契約から分離されます。

- 財・サービス自体
- 保険契約者にとって容易に利用できる他のリソースを伴う（すでに当該企業または他の企業が入手済み、または別個に販売しているリソースと一緒になっている）

企業が契約を履行するために取り組むべき活動は、そうした活動が生じた時に企業から保険契約者に財・サービスが移転されない場合、分離対象にはなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.12, B35

しかし、以下に該当する場合、財・サービスは区分できず、保険要素と一緒に会計処理されます。

- 財・サービスに関連するキャッシュフロー及びリスクが、保険要素と相互関連性が高く、
- 企業が「当該財・サービスと保険要素を合わせることで重要なサービスを提供している」場合

設例2：積立部分がある生命保険契約からの構成要素の分離

IFRS17.IE42- IE50

設例

積立部分のある生命保険契約が以下の条件を有する。

- 契約当初の保険料：保険契約者が契約開始時に保険料1,000を支払う。
- 積立部分：契約期間中、積立部分は以下のように変化する。
  - 保険契約者が毎年任意の金額を支払う場合、残高は増える
  - 所定の資産からの投資リターンによって、残高は増減する
  - 企業が手数料を課す場合、残高は減る
- 満期：保険契約者の死亡または解約のうち、早い方で契約が満了する。支払額は以下から構成される。
  - 保険契約者が死亡した場合は、死亡保険金5,000プラス積立部分
  - 保険が解約された場合は、積立部分

他の金融機関が、積立部分に類似した保険の保障が付かない投資商品を販売している。

分析

積立部分の分離

類似の投資商品が他の金融機関によって販売されるという事実は、当該要素を区分できる可能性を示唆している。しかし、保険カバーで提供される死亡保険金を受け取る権利は、同時に失効または満期によって失われる積立残高部分も含んでいるため、保険要素と投資要素の相互関連性は高い。

その結果、積立部分は区分できるとはみなされず、保険契約から分離されない。

資産運用要素の分離

資産運用活動は区分可能ではなく、保険契約から分離されない。その理由は、当該活動は企業が契約を履行するために取り組む活動の一部であり、企業が当該活動を行うからといって保険契約者に財・サービスを移転しないためである。

このような考察を説明する別の設例が、IFRS第17号IE51-IE55に示されている。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.BC99- BC100

KPMGの所見：想定される分離要件の影響

IFRS第17号の分離基準は、以下の理由により、透明性の向上を目的としています。

- 保険以外の要素を分離して会計処理を行うことで、同様の別の契約との比較がしやすくなる
- 異なる事業や業界の企業が引き受けるリスクとの比較がしやすくなる

しかし、このような目的に合致した保険以外の要素の分離には限界があります。構成要素のキャッシュフローが相互に依存している場合、分離が恣意的になされるかもしれず、複雑で比較できない会計処理になりかねません。

「相互関連性が高い」という概念は、投資要素の限定的な分離をもたらしかねません。その理由は、以下のようなケースはまれだからです。

- 契約の保険要素と投資要素の価値の間に相互依存性がない
- 一方の要素が、他方の要素とは関係なく失効または期間満了できる

KPMGの所見：保険収益及び保険サービス費用から除外される投資要素

区分できない投資要素は、損益計算書上の保険収益及び保険サービス費用から除外されます。

「投資要素」とは、企業が保険事故発生の有無にかかわらず保険契約者や受取人に払い戻さなければならない金額をいいます。一部の明確な積立部分、一部の無事故給付金、終身契約の現金による解約返戻金、及び養老保険または年金契約に基づくその他のキャッシュフローなどの金額は、この目的で検討が必要かもしれません。この論点とその実務適用に関する詳しい議論については、第12章をご参照下さい。

3.2.3 構成要素の配分

IFRS17.12-13, BC111-BC113

企業は、区別できる投資要素または分離された組込デリバティブにキャッシュフローを単独で帰属させます。すなわち、あたかも別契約としてその項目を発行したかのように投資要素や組込デリバティブを測定します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

分離された投資要素や組込デリバティブに関連するキャッシュフローを除外した後、企業はIFRS第15号を適用し、約束した財または非保険サービスを保険要素から分離し、当初認識時において、

- キャッシュ・インフローを保険要素と、区別できる財または非保険サービスを移転する約束とに配分する。これは、当該要素[1]の単独の販売価格に基づいて行われる
- キャッシュ・アウトフローを保険要素または約束した財・サービスに、直接関連しているか否かに基づいて配分する
- 残りのキャッシュ・アウトフローを、区別できる財または非保険サービスを移転する約束と保険要素に、企業が別契約としてその要素を発行していた場合に生じると見込まれるコストを反映し、合理的かつ規則的な基準に従って配分する。

その後、企業は主保険契約の残りの構成要素のすべてにIFRS第17号を適用します。

1 割引や内部補助金は、比例配分によるかまたは観察可能な証拠に基づき当該要素に配分されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

4 当初認識

企業が、保険契約グループを認識する時期を決める基準がいくつかあります。

4.1 契約グループを認識する時期

IFRS17.25-26

企業は、以下のいずれか最も早い時に自らが発行する契約グループを認識します。

- 契約グループのカバー期間開始時
- グループ内の保険契約者からの初回支払期日
- 不利な契約グループについては、事実や状況がそのようなグループがあると示唆し、当該グループが不利になった時（第11章参照）

IFRS17.26

契約書に何の期日も記載されていない場合には、保険契約者から初回支払を受領した日を期日とみなします。

IFRS17.28

ある報告期間において当初認識された契約グループには、報告日までに発行された契約のみが含まれます。新規契約は、翌期以降、その新規契約が発行された報告期間において、集約レベルの要件に基づきグループに加えられます。

当初認識の要件と集約レベルの兼ね合いについては、第6章をご参照下さい。

設例3：保険契約の認識

設例

- X社は2021年6月1日の時点で保険契約の条件に拘束されている
- 保険契約のカバー期間は2022年1月1日から開始し、その日が保険料支払期日にもなっている
- この設例は、契約グループにはこの契約しかないことを前提にしている

分析

2021年6月1日及び2021年6月1日から2021年12月31日までの各報告日において（カバー期間前）、X社は、当該グループが不利であることを示す事実や状況がないか評価する。ある場合には、X社は当該グループが不利になる日をもって当該グループを認識する。ない場合には、2022年1月1日に当該グループを認識する。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：なぜ認識日が重要なのか

企業が保険契約グループを認識する日付は、以下の理由で重要です。

- **CSMの決定：**当初認識時に、企業は保険契約グループから生じる履行キャッシュフローを測定し、CSMを決定します。このCSMはその後、カバー期間にわたり認識されます（第10章参照）。
- **当初認識時における割引率の決定：**この割引率は一般測定モデル全般に用いられ、PAAにも適用可能です（第14章参照）。一般測定モデルを適用して測定される直接連動の有配当契約以外の契約については、以下に対してこの割引率が使われます。
  - CSMの発生利息を計上するため（第10章参照）
  - CSMを調整する履行キャッシュフローの変動を測定するため（第10章参照）
  - 状況によっては、純損益に認識した保険金融収益または費用を表示するため（第13章参照）
- 当初認識時のCSMと当初認識時の割引率の決定は、グループを形成する契約の集約レベルの影響を受けます（第6章参照）。

4.2 新契約獲得キャッシュフロー

IFRS17.27

企業は、

- 発行した保険契約グループの認識前に、そのグループに関連して支払ったまたは受け取った新契約獲得キャッシュフローに対応する資産や負債を認識し、
- 当該キャッシュフローが配分される保険契約グループが認識された時に、その資産や負債の認識を中止します。

新契約獲得キャッシュフローに関するさらなる議論については、7.3.4をご参照下さい。

KPMGの所見：新契約獲得キャッシュフローと当初認識

IFRS17.BC145

多くの保険契約では、契約グループの当初認識前に支払われる主なキャッシュフローは、新契約獲得キャッシュフローです。

関連する保険契約グループが認識されるまで、支払った新契約獲得キャッシュフローを資産として認識することで、そのようなキャッシュフローが費用として即時に認識されないようにします。

この会計処理は、新契約獲得キャッシュフローが発生する日から、関連する保険契約を認識するのと同じように見えるかもしれません。しかし、多くの場合、契約グループに係る当初認識の要件は、その時点では満たされていません。したがって、このような要件が満たされるまで、CSMを決定する必要はありません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5 一般測定モデルの概要

IFRS17.1

新たな測定モデルは、将来キャッシュフローと保険契約の収益性について、関連性のある情報を提供することを目的としています。

5.1 モデルの導入

IFRS17.IN5, BC18

保険契約は、相互に依存する権利と義務の極めて複雑な束であり、金融商品の特性とサービス契約の特性を兼ね備えています。その結果、保険契約は発行者に異なる収入源をもたらします。例えば、保険引受利益、資産運用サービス手数料、スプレッド取引からの金融収入（保険会社が投資資産のマージンを得る場合）などがこれにあたり、多くの場合、すべて同一の契約内からもたらされます。

IFRS第17号により導入された一般測定モデルは、保険契約の多様な特性と保険契約の発行者が契約から収益を得る方法を反映した情報を提供する包括的で一貫した枠組みを築いています。

IFRS17.24, 32, 38

IFRS第17号では、保険契約はグループに集約されます。その理由とグループ構成については、第6章で説明します。

保険契約グループを測定する際に、IFRS第17号は負債の2つの主要な構成要素である履行キャッシュフローとCSMを特定します。

利益が生じる契約グループについては、CSMは、当初認識時の履行キャッシュフローとその日以前にグループから生じたキャッシュフローの合計と同額で、正負が反対の価値があります。これは、契約の全体価値が将来提供されるサービスや利益に関連しているからです。

IFRS17.40-42

契約開始後、履行キャッシュフローは各報告日にその時点での最新の仮定を用いて、保険収益、保険サービス費用及び保険金融収益または費用の一部である増減を特定して、再評価、再測定されます。CSMは収益の構成要素として純損益に配分されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5.2 当初測定

IFRS17.32, 40, A

保険契約グループについて認識された負債や資産は、当初認識時及びそれ以降、以下の総額として測定されます。

- 履行キャッシュフロー：企業が契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュフローに関して、リスク調整後の明示的で偏りのない確率加重された現在価値の見積り
- CSM：サービスが提供されるにつれて企業が純損益に認識する未稼得利益の金額

IFRS17.32

履行キャッシュフローは、以下の要素で構成されます。

- 保険者が契約を履行するにつれて生じる**将来キャッシュフロー**の見積り（第7章参照）
- **貨幣の時間価値**を反映した調整（**割引計算**）、及び将来キャッシュフローに関連した金融リスク（将来キャッシュフローの見積りに含まれていない範囲）（第8章参照）
- 明示的な**非金融リスクに係るリスク調整**。企業が非金融リスクから生じるキャッシュフローの金額や時期に関する不確実性の負担に対して要求する対価を反映（第9章参照）

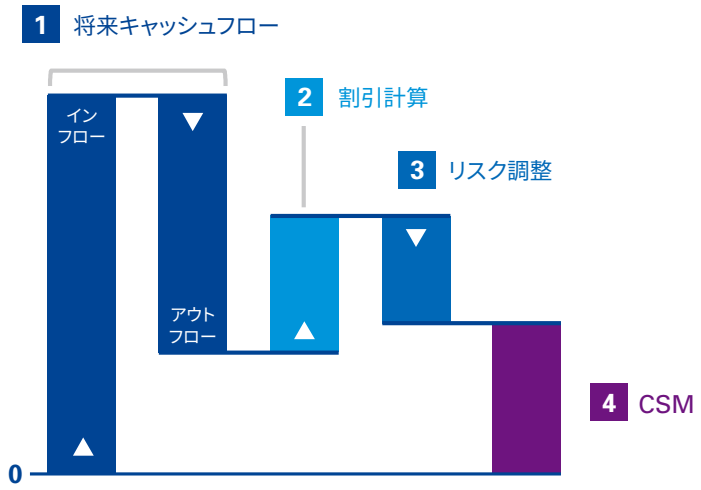

注：事実と状況によって、構成要素の規模とプラスかマイナスかは異なる。

IFRS17.32,38

当初認識時に利益が生じる保険契約グループについては、以下の合計が正味キャッシュ・インフローになります。

- 履行キャッシュフロー
- 新契約獲得キャッシュフローに対して認識された資産や負債の認識の中止
- その日にグループの契約から生じたキャッシュフロー

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

CSMはその正味インフローと同額で、正負が逆の価値になります。そのため、当初認識時には契約グループから収益または費用が発生しません（第10章参照）。

IFRS17.47-49

上記の合計が正味キャッシュ・アウトフローの場合、その契約グループは不利ということになります。その正味キャッシュ・アウトフロー全額が即時に「純損益及びその他の包括利益計算書」上で損失として認識されます。

そのため、そのグループに係る保険負債の帳簿価額が履行キャッシュフローと等しくなり、グループのCSMがゼロになります（第11章参照）。この正味キャッシュ・アウトフローに対して損失要素が創出され、それが後に不利なグループの戻入れとして純損益に表示される金額を決定します。この金額は保険収益には含まれません。

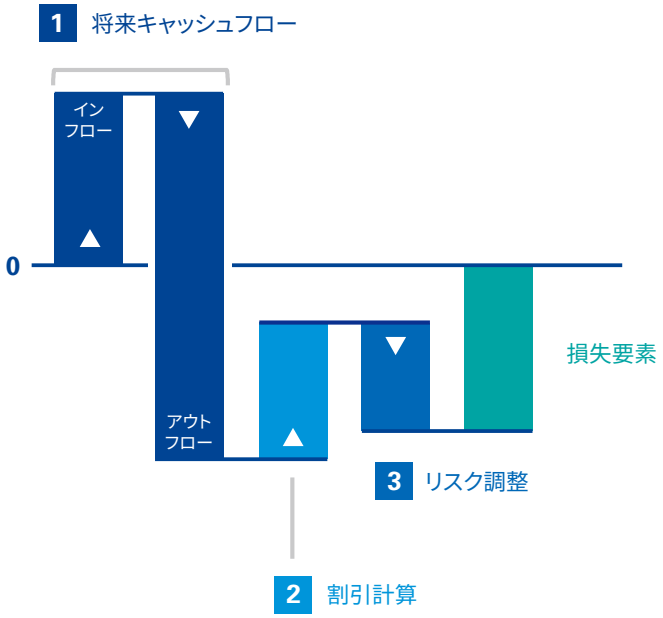

注：事実と状況によって、構成要素の規模とプラスかマイナスかは異なる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5.3 事後測定

IFRS17.40, A, BC25

当初認識後の保険契約グループの負債総額の構成は以下のようになります。

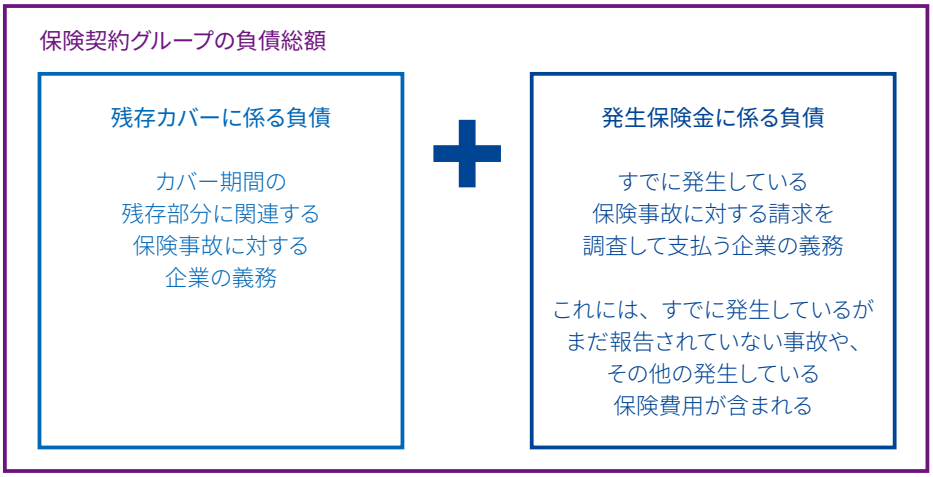

残存カバーに係る負債は、契約に基づいて将来の期間に提供される保障に関連する履行キャッシュフローに残存するCSMを加算して測定されます。

発生保険金に係る負債は、既発生未払いの保険金請求に係る履行キャッシュフロー及び費用として測定されます。

したがって、利益が生じる保険契約グループの負債の構成は以下のようになります。

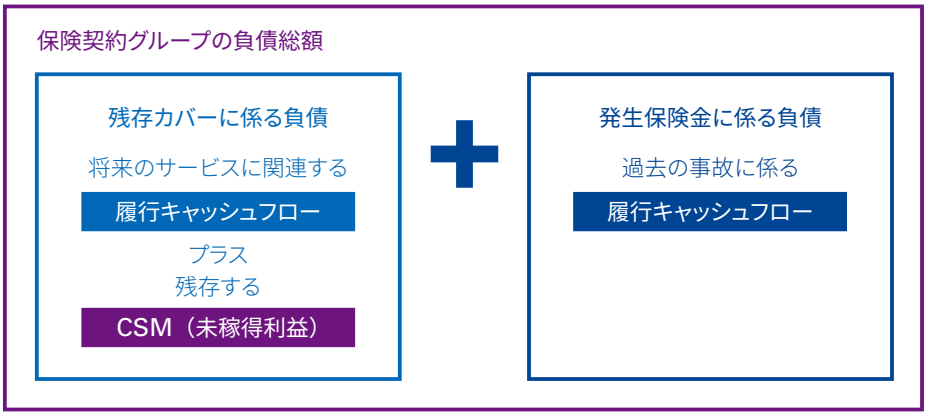

IFRS17.43-44, BC22-BC24

履行キャッシュフローは、最新の仮定に基づいた見積りを反映し、当初測定に適用したのと同じ要件を適用して、各報告日に測定されます。履行キャッシュフローの見積りの変動は、その性質によって純損益またはOCIに反映されます（CSMを調整する場合もある）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

CSMも、貨幣の時間価値に対して時の経過により発生する利息を反映して更新されます。その残高は、各報告期間のサービス提供を反映して、各報告期間の純損益に配分されます。

各報告日のCSMは、将来のサービスに関連するものであるため、まだ純損益に認識されてない契約グループの未獲得利益を表わします。

下記チャートは、事後測定において、一般測定モデルがどのように作用するか、簡略化して示したものです。

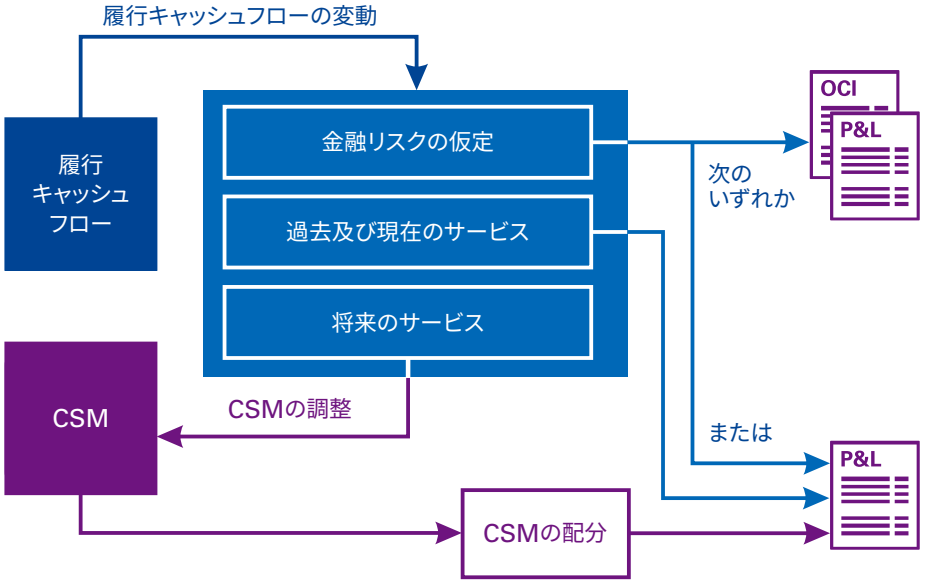

5.4 一般測定モデルの修正

IFRS17.29

一般測定モデルは、IFRS第17号の適用範囲のすべての保険契約グループに適用されます。しかし、以下のグループについては、簡略版や修正版が適用されます。

- PAAを用いて測定される保険契約（第14章参照）
- 裁量権のある有配当性を有する投資契約（第16章参照）
- 保有する再保険契約（第17章参照）

このモデルが直接連動の有配当契約に適用される方法は、「変動手数料アプローチ」と呼ばれますが、その詳細については第15章で説明します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6 集約のレベル

すべての保険契約はグループに集約されます。

6.1 契約のグループへの集約

IFRS17.IN6, BC118

IFRS第17号の適用範囲に含まれるすべての契約は、当初認識時に、グループに集約しなければなりません。

IFRS17.BC119

IFRS第17号に従った各契約のグループ分けは、保険会社が経営成績を管理し、評価する方法を考慮します。また、利益が生じる契約と不利な契約の相殺をを制限する方法で行われます。

IFRS17.24

グループは当初認識時に作られ、その後は再評価されません。

IFRS17.14

集約のレベルを決める際に、企業は保険契約のポートフォリオを特定します。

IFRS17.16

企業は各ポートフォリオを少なくとも以下のグループに分けます。

- 当初認識の時点で不利な契約のグループ（第11章参照）
- 当初認識の時点で、事後に不利になる可能性が高くない契約のグループ
- ポートフォリオ内の残りの契約のグループ

IFRS17.17, BC129

その目的は、個別契約レベルで上記グループに該当する契約を特定することです。これは、企業が合理的で裏付け可能な情報を使って、その契約一式内の契約がすべて同じグループになると判断できる場合には、その契約一式を評価することにより達成できます。

IFRS17.22

発行日が1年以上離れた契約を同じグループに含めることはできません。したがって各ポートフォリオは、年単位のコホートまたは1年未満の期間単位のコホートに細分化されます。ただし、移行期の特定の状況においては例外となります（第20章参照）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

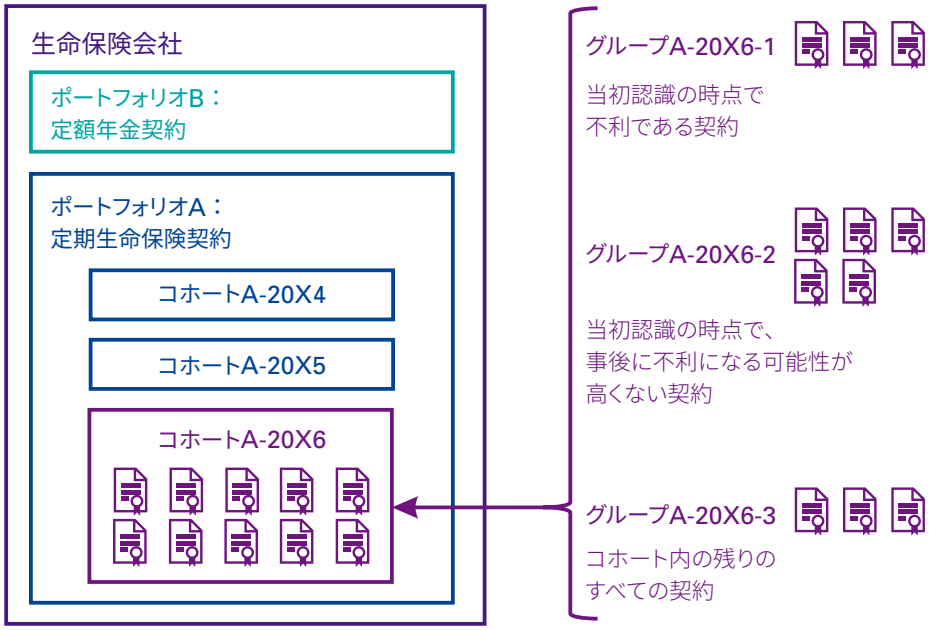

契約をグループに集約するプロセスは、以下のステップで行われます。このグループを決定するための他のプロセスを適用する時は、企業は発行日が1年以上離れた契約を同じグループに含めることはできません。

- ステップ1：企業が保有する保険契約のポートフォリオを特定する
- ステップ2：各ポートフォリオ内で、当初認識の時点で不利な契約を特定する
- ステップ3：残りの契約のうち、どれが事後に不利になる重大な可能性がないか判断する

6.2 ポートフォリオの特定

IFRS17.14, A

同様のリスクに晒されており、一緒に管理される保険契約は、IFRS第17号で定義されているように、1つのポートフォリオに含まれます。一般的に、同じ商品ラインの契約は、同一に管理される場合、同じポートフォリオに含まれます。また、違うリスクに晒される異なる商品ラインの契約は、別々のポートフォリオに含まれます。例えば、一時払い定額年金は、定期生命保険契約とは別のポートフォリオに含まれるはずです。

KPMGの所見：ポートフォリオの特定

多くの企業には、社内での報告及び管理目的で契約を照合する体制がすでにあります。一般に、企業はこのレベルでIFRS第17号のグループ分けの評価に着手したいでしょう。しかし、それが可能なのは、そのような契約群がIFRS第17号の保険契約ポートフォリオの定義を満たしている場合だけです。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6.3 不利な契約のグループ分け

IFRS17.17, BC129

ある契約群がすべて同じグループになると判断できる合理的で裏付け可能な情報がある場合には、多くの企業がその契約群を対象として（すなわち、個別契約レベルよりも高いレベルで）、当初認識の時点において不利かどうかを測定します。そのような判断を裏付けられない場合には、個別の契約を検討してグループを決定します。

KPMGの所見：不利な契約のグループ分け

一般に、企業は当初認識時に不利になり得る契約を特定することができます。企業は通常、利益が出るように契約に価格を付けます。そうしない場合には特定可能な理由があります。例えば、新商品発売時に市場シェアを獲得する手段や競争圧力のため、あるいは規制により課せる保険料が制限されているため、などの理由が挙げられます（セクション6.5も参照）。不利になる可能性があると特定される契約は、当初認識時やその後に不利になる可能性が高いものです。

不利になる可能性がある契約を特定した後、企業は当初認識の時点において実際に不利な契約または契約群を特定する必要があります。

以下のいずれかに該当する場合には、不利な契約の特定がより難しくなる可能性があります。

- ポートフォリオ内の個別の契約が標準料率または当該ポートフォリオに使われる価格設定マトリックスとは異なる価格設定になっている場合
- ポートフォリオが、個別の契約の収益性に影響を与える異なる引受慣行を含んでいる場合
- 契約が独自の特性を有している場合（例：異なる給付）
- 契約が、個別の契約の収益性に影響を与える異なる販売チャネルでマーケティングされ販売されている場合

多くの場合、個別契約よりも高いレベルでの評価を行うためには、契約群がすべて同じグループに入ると判断できる合理的で裏付け可能な情報があるかどうか検討することになりそうです。そのような情報がない場合には、契約を個別に測定して、当初認識の時点で不利かどうかを判断することになります。

当初認識の時点で不利な個別の契約や契約群を特定したら、そのような契約でグループが形成されます（下記のセクション6.5及び6.6も参照）。次に、残存カバーに係る負債と当該契約グループに係る純損益に認識される損失を算定するために、履行キャッシュフローを見積ります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6.4 事後に不利になる重大な可能性がない契約のグループ分け

IFRS17.17, BC129

契約が当初認識の時点で不利かどうかを特定するための評価と同じように、企業がある契約群がすべて同じグループになると判断できる合理的で裏付け可能な情報を持っている場合には、その契約群を対象として（すなわち、個別契約レベルよりも高いレベルで）事後に不利になる重大な可能性がないかどうかを評価することができます。そのような判断を裏付ける情報がない場合には、個別の契約を評価してグループを決定します。

IFRS17.19, BC130

企業は、どの契約が不利になる重大な可能性がないか、

- 企業の社内報告によって提供される見積りに関する情報を利用し、
- 発生したら契約が不利になる仮定の変化が生じうる確率に基づいて判断します。

企業は、仮定の変化が様々な契約に及ぼす影響と契約が不利になる可能性に関して社内報告で提供される情報を無視しません。しかし、これ以外に追加情報を収集することは要求されていません。

IFRS17.16

このような契約は別のグループに集約されます。このグループが特定された後は、残りの契約があれば、そのポートフォリオ内の残りの契約から構成されるグループに含まれます。

KPMGの所見：事後に不利になる重大な可能性がない契約のグループ分け

企業は、契約が将来不利になる重大な可能性とみなされるものは何かを、判断する必要があります。

保険金請求発生前に将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの仮定が変わった結果CSMがゼロになる場合には、その契約は当初認識後の期間において不利になります。

企業は、CSMを大幅に減少させ得る変化の影響を受けやすい仮定を特定する必要があります。また、仮定の変化が小さくても不利な契約となる可能性があるため、当初認識時に収益性のレベルが低い契約を特定する必要もあります。

収益性が高い、または収益性があると見込まれる契約で、残存期間の将来のパフォーマンスに関する仮定の変化の影響を比較的受けにくいものは、不利になるリスクがより低いと見込まれます。

IFRS第17号の下では、契約の経済性全般に影響を及ぼし得る仮定の変化が必ずしも契約を不利なものにするわけではありません。例えば、無配当契約であれば、金利の変化はCSMに影響を及ぼさないので、契約を不利なものにすることはあり得ません。

評価は社内報告に基づいて行うことが見込まれており、契約が不利になる可能性がある仮定の変化の影響に関する情報を無視することはできません。この評価は、商品の特性やリスクに焦点を置いた感応度分析によって行うこともできます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6.5 規制上の制約

IFRS17.20, BC133-BC134

上記セクション6.1から6.4に記載した集約のレベルの要件を適用する際に、法規制上の明確な制約によって、企業が異なる特性の保険契約者に異なる価格や給付レベルを設定することが実務上制約されていることのみが理由で、ポートフォリオ内の契約が異なるグループに区分される結果になる場合には、企業はそのような契約を同じグループに入れることができます。

この例外規定は、法規制による明確な制約がある場合にのみ適用されます。企業が以下の理由で特性を区別せずに契約に価格を設定している場合には、適用することはできません。

- 企業が、その特性を使うことが将来法規制によるその特性の利用の禁止につながりかねないと考えているため、または、公共政策の目的を達成しそうだとは思えないため（「自主規制」と呼ばれることもある）
- 近隣国・地域の法規制が明確にその特定の特性の差別化を禁止しているため
- 特性に基づく差別化が企業のブランドや評判にマイナスの影響を及ぼしかねないため

IFRS17.20

この例外規定は、他の項目に類推適用することはできません。

KPMGの所見：規制上の制約

法規制により、保険契約者の特性の違いを反映させた価格や給付水準を決定することに制約が課されている契約があります。このような法規制による制約を理由として、IFRS第17号の下で契約が不利となる場合には、保険会社は例外規定によって、事実上その不利な契約グループを認識する必要がないということを意味しています。

ただし、以下を考慮する必要があります。

- 当該契約に対して法規制の制約を受けない他の特性が差別化されているかどうか。これらは集約のレベルの要件を適用する際に無視することはできない。
- 発行日が1年以上経った契約は異なるグループに含まれなければならない（セクション6.6参照）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6.6 さらなる細分化

IFRS17.21 企業は、保険契約のポートフォリオを上記の3グループ以上に細分化（分解）することが認められています。

例えば、

- 契約が不利な程度を社内報告がより詳細なレベルで情報提供する場合、当初認識時に不利である契約グループ
- 収益性のレベルの違いや当初認識後に契約が不利になる可能性の高低を区別する情報が社内報告によって提供される場合、当初認識時に不利ではない契約グループ

IFRS17.22 企業は、発行日が1年以上離れた契約を同じグループに含めることができません。したがって、各ポートフォリオは、1年単位のコホート（年次コホート）、または1年未満の期間をカバーするコホートに細分化されます。

IFRS17.23 本章で言及される原則を適用した結果、契約グループを構成する契約が1つだけということもあります。

設例4：グループの細分化

H社は、IFRS第17号に基づいて、ユニバーサル生命保険商品を保険契約ポートフォリオとして特定した。このポートフォリオは二種類の契約から構成される。

- 一時払いユニバーサル単生保険：被保険者が一人で、カバー期間中にその被保険者が死亡した場合に死亡保険金が支払われる生命保険契約
- 一時払いユニバーサル連生保険：被保険者が二人で、カバー期間中にどちらか一人が死亡した場合に死亡保険金が支払われ、その支払後に契約が終了する生命保険契約

社内報告では、このポートフォリオに関するデータや情報は、契約種類によって区別される。したがって、情報は商品の種類ごとに別々に提供され、モニタリングや分析に利用可能になる。

内部管理目的で商品固有のデータが入手できるため、これを利用して、企業は当初認識時に不利な契約や、当初認識後に不利になる確率を特定することができる。

このデータがすぐに利用できることを踏まえて、H社はポートフォリオレベルではなく、契約レベルでグループ分け評価を行うことにした。

したがって、H社は、各「商品種類」を以下の年次コホートに細分化することにした。

- 当初認識時に不利である契約
- 事後に不利になる重大な可能性が当初認識時にはない契約
- ポートフォリオ内の残りの契約

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：ポートフォリオを年次コホートに区分する

発行日の違いが1年以内の契約に限定してグループ化することは、

- 企業が永続的なCSM（新契約と既存契約のオープングループ）を創出する可能性が排除され、
- 同様の収益性を持つ契約は原則的に同じグループになるため、企業の財務諸表上の収益性の透明性が高まります。

このため、契約ポートフォリオの存続期間中、同じ契約ポートフォリオに属するグループが多数できる可能性があります。例えば、カバー期間が20年の新たな保険契約ポートフォリオは、発行年には3つのグループで構成されたとします。他の条件がすべて同じだとすると、10年後に、そのポートフォリオが30の契約グループで構成されている可能性もあり得ます。

ポートフォリオの経年につれてグループ数は増えますが、多くの企業は現在、保険契約の質的側面をタイムバケット（時間区間）、発行年、引受年別に追跡しています。このような企業は、すでに確立した実務能力を活用して、IFRS第17号の要件をグループ別に適用することができます。例えば、現在、仮定を契約開始時にロックインできるように契約を発行年別にグループ分けしている企業は、IFRS第17号を適用する際に、この情報を活用することができます。

年次コホートに基づいて契約をグループ分けする場合は、企業は毎年、新契約を対象として新たに集約レベルの評価を行うことが求められます。企業には過去のグループ分けの判断を活用して、前年に適用された区分がそのポートフォリオ内の新契約にも適用できるか判断することが期待されています。この評価を行う際に、企業は価格設定、給付、提供する保証、手数料、販売コストに関する当年と前年の違いを評価することを考慮しなければなりません。

KPMGの所見：集約のレベル－異なるグループに属する契約間の相互作用

IFRS17.22, BC138

グループを1年以内のものに限るという要件は、報告金額に基づくものであり、必ずしもその金額に達するために使われる方法に基づくものではありません。したがって、状況によって、同じ会計結果に到達するために、このようにグループを制限する必要がない場合も考えられます。例えば、他のグループの契約と全面的にリスクを共有するグループの契約については、それらのグループは共に、単一の統合されたリスク共有ポートフォリオと同じ結果をもたらします。

年次コホート要件から逸脱することを検討する企業は、適用する他の測定方法が上記の年次コホート要件を適用した場合と同じ会計結果をもたらすことを実証する必要があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6.6.1 報告期間をまたぐグループ形成

IFRS17.22, 28

ある報告期間において契約グループを認識する時は、その報告日までに発行された契約のみを含めます。ただし、グループに属する契約の発行日の違いが1年以内にある範囲で、報告日の後に新たに発行された契約がグループに加わる場合があります。

IFRS17.B73

当初認識時における割引率の決定については、グループ内の契約が発行される期間全体の加重平均割引率の使用が認められています。

IFRS17.28

新たな報告期間において既存グループに契約を加えると、当初認識時に決めた割引率を変更することになる場合があります。その場合には、新たな契約がグループに加えられる報告期間の開始日から、改定された加重平均割引率を適用します。

IFRS17.B137, BC236

企業が期中報告書を発行している場合、過去の期中財務諸表で行った見積りの会計処理については、その後の期中財務諸表や年次財務報告書において、この基準を適用する際に変更することはできません。

KPMGの所見：年次コホートと期中報告

当初測定及び事後測定のために企業が決めたグループは、オープングループとみなされます。したがって、1年未満のグループに契約または契約群を加えることができます。

経過期間が1年未満でも契約グループを閉鎖することが認められています。そのため、期中財務報告を行う場合、あるいは四半期毎にパフォーマンスを測定・評価する場合、年に一度よりも頻繁にグループを閉鎖することを検討する企業もあるかもしれません。

6.7 見積りに使われる集約のレベル

IFRS17.24

契約グループを測定する際には、グループやポートフォリオ単位よりも高い集約レベルで履行キャッシュフローを見積ることができます。しかしこれは、測定しようとしているグループにその見積りを配分することでその契約グループに適切な履行キャッシュフローを含めることができる場合に限ります。

KPMGの所見：測定レベルと見積りの策定レベルの相互作用

適切な履行キャッシュフローをグループレベルの測定に含められるように、見積りを契約グループに配分することができる場合、将来キャッシュフローの期待現在価値、割引率、非金融リスクに係るリスク調整をグループやポートフォリオよりも高いレベルで決めることが認められています。

多くの企業が現在同様の方法を使っているので、一部の見積りに関しては、グループよりも高いレベルで行ったものを使って、グループの履行キャッシュフローを決めると思われます。しかし、IFRS第17号に従ったグループを初めて使う企業の場合は、このような見積りをより精緻なグループレベルに配分する実務能力を構築、改善する必要があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：集約のレベルーシステム及びプロセスへの影響

企業は、大量の契約データを可能な限り集約するメリットと、IFRS第17号に準拠した集約方法を構築・維持する複雑さとのバランスを取る必要があります。

企業の中には、個別契約レベルである場合も含めた精緻なレベルでの測定をサポートする保険数理評価システムがすでにあるかもしれません。そのため、そのような企業にとっては、IFRS第17号で求められているグループよりも低いレベルで履行キャッシュフローを決定してから、その測定をグループレベルに集約する方が容易かもしれません。

しかし、現在、ポートフォリオレベルまたはIFRS第17号のグループ分けの要件に合致しない集約レベルで、保険契約の評価を行っている企業もあるかもしれません。その場合、履行キャッシュフローの測定をサポートするシステム、データ、評価方法の大幅な変更が必要になる可能性があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7 将来キャッシュフロー

保険契約グループを測定する最初のステップは、将来キャッシュフローの見積りを行うことです。

7.1 将来キャッシュフローの見積り

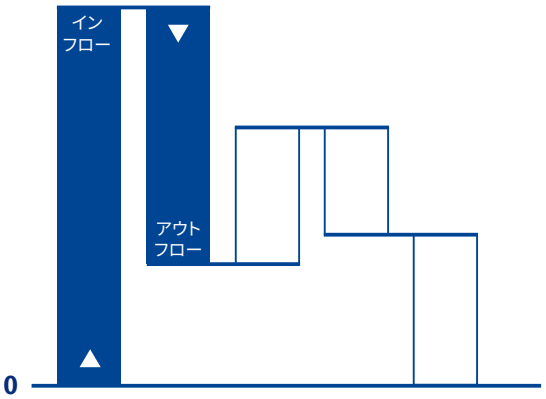

1 将来キャッシュフロー

グループに属する各契約の境界線内における、最新の明示的で偏りのない確率加重された将来キャッシュフローの見積り

IFRS17.24, 33

IFRS第17号は、以下のように、保険契約グループの将来キャッシュフローを見積ることを求めています。

- 当該将来キャッシュフローの金額、時期、不確実性に関して、過度のコストや労力をかけずに利用できる合理的で裏付け可能なすべての情報を偏りのない方法で織り込む
- グループに属する各契約の境界線内の将来キャッシュフローをすべて含める
- 企業の見解を反映する。ただし、該当する場合は、見積りが観察可能な市場価格に沿ったものであることを条件とする
- 最新で明示的なものである

将来キャッシュフローはより高い集約レベルで見積った後に、契約グループに配分することもできます。

このような特徴により、以下のような疑問が起こるので本章で説明します。

- 起こり得る多様な結果をどのように見積りに織り込むか
- どのキャッシュフローを見積りに含めるか
- どのような情報を見積りに使うか

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7.2 起こり得る多様な結果の織り込み

IFRS17.33, BC150

見積りには、偏りのない方法で将来キャッシュフローの金額、時期、不確実性に関して過度のコストや労力をかけずに利用できる合理的で裏付け可能な情報すべてを織り込むという要件は、起こり得るあらゆる結果の期待価値（確率加重平均値）を見積ることによって達成されます。非金融リスクに係るリスク調整は、測定の別要素として明示的に含まれます。こちらの詳細については、第9章をご参照下さい。

IFRS17.B38

将来キャッシュフローの期待現在価値は、以下により決まります。

- 起こり得るあらゆる結果を反映した広範なシナリオを策定すること。各シナリオで以下を特定する。
  - 特定の結果に係るキャッシュフローの金額及び時期
  - 結果の発生確率の見積り
- 各シナリオに以下を適用すること。
  - 現在価値を決定するための割引要素
  - 結果の発生確率の見積りに基づいた加重

この目的は、将来キャッシュフローに関する、起こる可能性の高い結果を算定することではありません。

IFRS17.B40

策定されるシナリオは、将来の契約に基づいて生じる可能性のある保険金請求は除外し、既存契約に基づく災害による巨額の損失の発生確率についての偏りのない見積りを含みます。

IFRS17.B39

起こり得るすべての結果を検討する際、その目的は、あらゆるシナリオを特定することではなく、過度のコストや労力をかけずに合理的で裏付け可能な情報すべてを偏りのない方法で織り込むことです。平均値を決定する際に、算出結果としての見積りがこの目的に沿っている場合、実務上明示的なシナリオを作成する必要はありません。

したがって、測定結果の精度が容認可能な範囲内であれば、少数のパラメータまたは比較的シンプルなモデリングを使うことが適切な場合もあります。しかし、キャッシュフローや発生確率が複雑な基礎要因により決定される場合には、より高度な確率モデリングが必要になりそうです（例えば、保険による保障範囲と相互に関連するオプションによって生じるキャッシュフローについて）。

IFRS17.B37

企業の情報システムから入手可能な情報は、過度のコストや労力をかけずに利用できる情報とみなされます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.B62, BC152

KPMGの所見：期待現在価値モデルを使うことの意味

保険会社は、様々な方法で多くの商品のキャッシュフロー予想を構築しますが、それは以下をはじめとするいくつかの要因によって決まります。

- 基礎要因の複雑さ及び多様性
- 使用する評価システムおよびモデルの多様性
- 商品が企業合併またはポートフォリオ譲渡によって獲得したものか否か

企業は、セクション7.1に定められた目的に合ったキャッシュフロー予想をしているかどうかをレビューする必要があるかもしれません。キャッシュフロー予想を行う新たな方法を策定・実施するため、または既存の予想を目的に合うように修正するために、相当のリソースを要するでしょう。

必要になり得るモデルの更新

例えば、企業が現在、以下に何の価値も帰属させない評価モデルを使っている場合

- 組込オプション
- （保険契約者から見て）現在アウト・オブ・ザ・マネーになっているため、「本源的価値」がない保証

企業は上記のオプション、または保証の本源的価値と時間価値の双方に対応するようにモデルを修正する必要があるでしょう。これは、期待現在価値が起こり得る「すべて」のシナリオ（オプションが将来、本源的価値を持つ可能性を含む）を考慮するからです。

もう1つの例は、解約返戻金が期待給付の現在価値を上回ったら、保険契約者が100%の確率で解約オプションを行使することを前提にしたモデルです。このモデルは、保険契約者がオプションを行使しない可能性を反映するように更新する必要があるでしょう。

損害保険契約

損害保険契約の将来の支払の見積りは、現在、主に過去の保険請求データの予測に基づいています。このような見積りは、損失引当金を決定し、見込まれる様々な結果を算定するためですが、発生確率の見積りを使って平均値を計算するのと同じ結果が出ないかもしれません。

このようなアプローチの利用は、結果として出た見積りが測定の目的に合致する場合、IFRS第17号の下でも適切な場合があります。そのような方法が使われる場合、企業はその測定が容認可能な制度の範囲内の値となることを示さなければなりません。しかし、このようなアプローチが起こる確率の高い結果を目指す保守的な姿勢を帯びていたり、契約がカバーしている不確実な将来事象の一部（例えば重大な自然災害）を無視したりしている場合は測定の目的に合わない可能性が高いでしょう。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7.3 見積りに含まれるキャッシュフロー

7.3.1 契約の境界線の重要性

IFRS17.33, B61

保険契約グループの測定には、グループに属する各契約の境界線内のすべての将来キャッシュフローが含まれます。

IFRS17.35, BC164

契約の境界線は、既存の保険契約と将来の保険契約のどちらに関連する将来キャッシュフローかを区別します。

契約の境界線は、報告日ごとに再評価されるので、時の経過と共に変わる可能性があります。

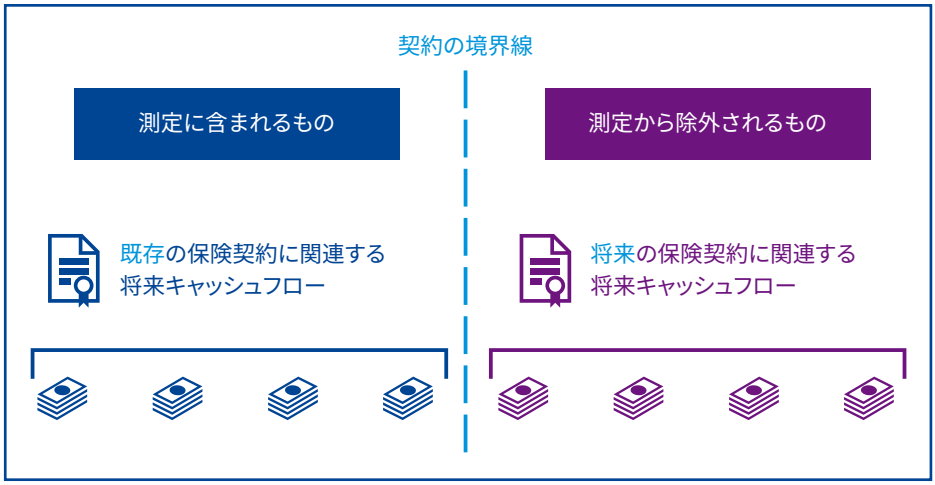

IFRS17.34

以下のいずれかに該当する報告期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じるキャッシュフローは、契約の境界線内にあります。

- 企業が保険契約者に保険料を支払わせることを強制できる報告期間
- 企業が保険契約者にサービスを提供する実質的な義務を有する報告期間

ここでいう実質的な義務は、以下のいずれかの時点で終了します。

- 企業が特定の保険契約者のリスクを再評価する「実務上の能力」を有し、その再評価されたリスクを完全に反映する価格設定または給付水準を設定できる時
- 以下の両方の条件が満たされる時
  - 企業が、当該契約を含む保険契約ポートフォリオのリスクを再評価する「実務上の能力」を有し、そのポートフォリオのリスクを十分に反映する価格設定または給付水準を設定できる
  - 再評価日までのカバーに対する保険料の価格設定が、再評価日以降の期間に係るリスクを考慮に入れていない

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.B64

企業は、以下のことを制限されていない場合、更新日以降のリスクを契約に十分反映するように、更新日に価格を設定することができる「実務上の能力」を有しています。

- その日に既存契約と同じ特性を持つ新規契約を発行する場合と同じ価格を設定すること
- 設定する価格に見合うように給付を変更すること
- 個々の保険契約者に対して設定された価格が、その特定の保険契約者に係るリスクの変化を反映していないとしても、保険契約ポートフォリオのリスクの変化全般を反映するように、個別の契約に価格を設定すること

IFRS17.2, B61

契約の境界線を決める時には、企業は契約、法規制にかかわらず、実質的な権利と義務を考慮し、商業的な実態がない条件は無視します。

KPMGの所見：契約の価格改定に対する制約の実態の分析

IFRS17.BC161, BC164

既存保険契約のリスクを再評価する実務上の能力があるのに、この再評価を反映して契約の価格改定を行うことが制限されている場合でも、契約は依然として企業を拘束しており、その関連キャッシュフローは既存契約の境界線内にあります。しかしながら、その制約に商業実態がない場合、その契約は企業を拘束しません。

したがって、契約が企業を拘束するか否か判断するためには、制約の実態を分析すべきです。

一部の国・地域では、更新時の価格改定は、規制当局のレビューや承認を受けなければならなかったり、一定の制限内でしか行えなかったりします。このような制約が企業を拘束するかどうか判断するために、企業は制約の実態を慎重に検討する必要があります。

この評価は、報告日ごとに行われます。したがって、このような制約は時間の経過と共に契約の境界線を変える可能性があります。

企業は、制約の商業的な実態に関して前回の評価に変更が生じる場合を特定するプロセスを確立する必要があります。

KPMGの所見：特定の契約への影響

生命保険契約

一部の生命保険契約は、保険会社が契約開始後にリスクの変化を反映して契約ポートフォリオの価格改定を行うことを認めています（例：特定の定期保険）。現在、このような契約の大半が、長期契約として会計処理されています。

IFRS第17号は、このような契約について、現行の契約の境界線を制限するかもしれません。その場合、企業は新たな契約の境界線を反映するようにキャッシュフロー予想を行うアプローチを修正しなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

健康保険契約

健康保険契約は、企業が一般的な市場実績（例：経験罹患率）に基づいて契約の価格改定を行うことを認めていますが、保険契約者の健康に関連するリスクを再評価することは認めていません。

この場合、契約の再引受ができないまま保障提供を求めることにより、契約が企業を拘束しているように見えるかもしれません。しかし、企業が保険契約ポートフォリオのリスクの全般的な変化を反映する契約価格を設定できるようであれば、その日からの契約のリスクを十分に反映する価格を設定する実務上の能力があるとみなされます。

これは、多くの健康保険契約の境界線が次の再評価日を超えて延長されないということを意味します。

7.3.2 契約の境界線内のキャッシュフロー

IFRS17.B65, BC168

保険契約の境界線内のキャッシュフローは、契約の履行に直接関連するものであり、企業裁量を有するキャッシュフローも含まれます。例えば以下のようなものが挙げられます。

キャッシュフロー	例
保険契約者に個別に請求できる保険料及びその他のコスト	• 保険料調整 • 分割払保険料 • これらの保険料より生じる追加のキャッシュフロー
保険契約者への支払、または保険契約者に代わって行う支払	• まだ支払われていない発生保険金 • まだ報告されていない発生保険金 • 将来の保険金 • 基礎となる項目からのリターンによって変動する支払
現物給付のコスト	• 盗難品の代替品
受託者の立場で保険契約者の納税義務を果たす支払	• 遺産税、相続税の支払
分離資産として認識されていない、保険金支払時の回収損害金額からのキャッシュ・インフロー	• 残存物及び請求権代位

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

キャッシュフロー	例
既存保険契約から直接生じる、またはそれに起因する取引ベースの税金・賦課金	• 保険料税 • 付加価値税及び物品・サービス税 • 防火設備賦課金 • 保証基金賦課金
契約から分離されないデリバティブから生じる保険契約者への支払、または保険契約者に代わって行う支払	• 契約に組み込まれたオプション及び保証
契約ポートフォリオに帰属する新契約獲得キャッシュフロー	• 7.3.4参照
保険金請求処理費用－請求の調査、処理、決定	• 弁護士及び損害査定人への報酬 • 保険金請求の調査及び保険金支払処理に係る内部費用
契約の管理・維持費用	• 保険料請求に係る費用 • 契約内容の変更に係る事務処理費用（例：契約の転換） • 保険契約者が保険契約の境界線内の保険料を支払い続ける場合、仲介人へ支払うことが見込まれる継続的な手数料
保険契約の履行に直課可能な固定及び変動間接費の配分	規則的、合理的で、同様の特性を持つすべての費用に一貫して適用される方法を用いて、契約またはグループに配分されるもので、契約の境界線内に含まれる。 以下が含まれる • 経理 • 人事 • IT及びサポート • 建物償却費、賃借料、維持費用及び水道光熱費

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7.3.3 契約の境界線外のキャッシュフロー

IFRS17.B66

将来キャッシュフローの見積りに含まれないキャッシュフローは以下のとおりです。

- 以下の項目に関連するキャッシュフロー（別途会計処理されるため）
  - 投資利益
  - 保険契約から分離された要素
  - 保有する再保険契約
  - 企業が受託者の立場で行わない所得税の支払または受取
- 保険契約ポートフォリオに直課できない費用に関連するキャッシュフロー（例：一部の商品開発費用や研修費用）
- 契約を履行するために人件費、その他のリソースを無駄に使ったことによる異常な金額から生じるキャッシュフロー
- 保険契約者に支払われる金額を変更しない、報告企業の異なる構成要素間のキャッシュフロー（例：保険契約者の資金と株主の資金）
- 将来の保険契約から生じるであろうキャッシュフロー（例：既存の保険契約の境界線外のもの）

7.3.4 新契約獲得キャッシュフロー

IFRS17.B65(e), A

IFRS17.27新契約獲得キャッシュフローは、保険契約の境界線内に含まれます。新契約獲得キャッシュフローとは、保険契約グループの販売、引受、開始から生じるものです。

このようなキャッシュフローは、そのグループが属する保険契約ポートフォリオに直課する必要があります。ポートフォリオ内の「グループまたは個別の保険契約」に直課できないキャッシュフローが含まれる場合もあります。

IFRS17.BC182-BC183

新契約獲得キャッシュフローは、

- 社内（例えば販売部門）でも、社外（例えば外部の販売代理店を使うことによって）でも発生することがあり、
- 保険契約を創出するのに要した増分費用だけでなく、その他に発生した直接費用及び一部の間接費用を含み、
- 新契約獲得に成功した活動と不成功に終わった活動の双方に関連するキャッシュフローを含みます。

IFRS17.27

企業は、保険契約グループを認識する前に支払うまたは受取る新契約獲得キャッシュフローを、資産または負債として認識します。これは、当初認識時にCSMを決定する一環として、キャッシュフローが配分される保険契約グループを認識する時に、認識を中止します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

PAAを適用する際に利用可能な会計方針の選択については、第14章もご参照下さい。

KPMGの所見：新契約獲得キャッシュフローに含まれるコストの種類

新契約費として特定される費用の種類及び金額については、契約の種類や国・地域によって、IFRS第4号に基づく会計実務に多様性が見られます。

多くの企業が、新契約費を特定するための分析を終えています。この分析は、これらの費用をIFRS第4号に従って見積るために使われる広範な方法を策定する基礎となりました。例えば、一部の新契約獲得キャッシュフローは以下に基づく可能性があります。

- 保険料の一定の割合
- 個別の契約に明確に関連した直接費
- 企業において発生した管理費総額の一部

企業は、新契約獲得キャッシュフローを特定及び測定するために既存のモデルを見直し、新たな要件を満たすために必要に応じてモデルを変更する必要があります。

IFRS17.BC180, BC183-BC184

IFRS第17号 vs IFRS第4号：繰延新契約費に係る別個の資産の認識

会計モデルの変更

一部の既存の会計モデルは、新契約費を繰り延べる一方で、受領した保険料の金額で保険負債を測定しています。このような新契約費は、予想契約期間全体にわたり償却される別個の資産として計上されます。この金額は通常、回収可能性テストの対象となります。

その他のモデルは、企業に、新契約費全額をその発生時に費用として認識するか、新契約獲得の成否によって関連する新契約費を区分することを求めています。

IFRS第17号のアプローチは、新契約獲得キャッシュフローを保険負債の測定に含めており、それによって当初認識時に認識するCSMを減じています。このアプローチは、費用と関連する収益の双方が同じ期間にわたり、同じパターンで、時の経過に基づいて認識されるように、保険料の一部をこのような費用を回収するために割り当てています。

IFRS第17号は、資産の回収可能性テストや、新契約獲得の成否による新契約獲得キャッシュフローの区分を義務付けてはいません。

影響

- 企業は、新契約獲得キャッシュフローの特定・測定を継続します。ただし、IFRS第4号に基づいて、このようなキャッシュフローを保険負債とは別個の資産として会計処理してきた企業は、今後はカバー期間中にこのような費用の回収可能性を別途テストすることや別途表示することはなくなります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 新契約獲得キャッシュフローを発生時に費用として認識していた企業は、関連する契約グループのパターンに従って認識するように、システムを適合させる必要があります。
- IFRSと並行してその他の報告の枠組みに従って報告していた企業は、今後、新契約獲得キャッシュフローに対して2つの異なる定義と測定アプローチを適用する必要が考えられます。

企業は以下のいずれかの問題に直面する可能性があります。

- 現在、すべての費用を繰り延べている場合には、契約開始時にこれまでよりも損失が大きくなります。この費用には、IFRS第17号の下では契約ポートフォリオに直課可能な新契約獲得キャッシュフローとはみなされないものも含まれます。
- 現在、新契約費の全額、または契約獲得に至らなかった新契約費の全額を現行の会計方針に基づいて費用計上している場合には、契約開始時にこれまでよりも損失が小さくなります。

7.3.5 他の契約に影響を及ぼす、または影響される契約の保険契約者へのキャッシュフロー

IFRS17.B67-B71

契約の中には、保険契約者に、基礎となる項目の特定のプールからの利益を他の契約の保険契約者と共有することを求めている契約があります。さらに、このような契約は、以下のいずれかを求めています。

- そのプールで共有する他の保険契約者へ必要な支払を行う結果として、保険契約者が基礎となる項目からのリターン分配の縮小を負担すること
- 保険契約者へ必要な支払を行う結果として、他の保険契約者が基礎となる項目からのリターン分配の縮小を負担すること

このような契約が異なるグループに属する場合、各グループのキャッシュフローは企業に及ぶ影響を反映します。そのため、グループの履行キャッシュフローは以下のようになります。

- 既存契約の条件から生じる、他のグループに属する契約の保険契約者への支払を含む
- 他のグループの履行キャッシュフローに含まれていたグループの保険契約者への支払は含まれない

他のグループの契約に影響を及ぼす、またはその影響を受けるグループの履行キャッシュフローを決定するのに、異なる実務的アプローチを使うことができます。基礎となる項目の変化や、その結果としてのキャッシュフローの変化を、グループよりも高いレベルでのみ特定可能な場合には、基礎となる項目の変化の影響は、各グループに規則的かつ合理的に配分されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

すべての保障がグループに属する契約に付与された後に、依然として履行キャッシュフローに、他のグループに属する現在の保険契約者または将来の保険契約者への期待される支払が含まれる場合があります。そのような場合、企業は、すべてのグループから発生する履行キャッシュフローに係る負債を認識し、測定することができます。したがって、このような履行キャッシュフローを特定のグループに配分し続ける必要はありません。

KPMGの所見：将来の保険契約者 vs 将来の保険契約

IFRS17.BC172

7.3.1で述べたとおり、将来の保険契約から生じるキャッシュフローは、保険契約の境界線の外側にあります。しかしながら、他の契約に影響を及ぼす、または影響される契約の保険契約者へのキャッシュフローには、同じまたは他のグループに属する将来の保険契約者への支払を含めることができます。これが必要な理由は、既存契約の条件が企業に基礎となる項目に基づいた金額を保険契約者に支払う義務を課す場合があるからです。既存契約の条件が当該金額の支払を義務付ける場合、たとえいつ誰に支払うか分からなくても、このようなキャッシュフローは契約の境界線内に含まれます。

7.4 見積りに使われる情報

IFRS17.B41

企業は以下の情報に基づいて、既存契約に基づき将来的に支払を行う確率と金額を見積ります。

- 契約の既知の、または予想される特性に関する情報
- 報告された保険金請求に関する情報、及び企業自身の実績に関する過去のデータ（必要に応じて他の情報源からのデータで補足する）
- 入手可能な場合は、最新の価格情報

IFRS17.B41(c)

例えば以下のような場合、企業は現状を反映して過去の情報を調整します。

- 被保険者集団の特性が、過去情報のベースとなっている集団の特性と異なる場合
- トレンド（動向）が変化する（過去のトレンドが継続しない、新たなトレンドが起きる）と予想される場合
- 過去情報の関連性に影響を及ぼすようなその他の変化が生じた場合（例：引受手続及び保険金請求管理手続の変更）

IFRS17.B41(d)

最新の価格情報は、将来キャッシュフローの見積りの基礎として使用できるかもしれません。そのような価格の例として以下が挙げられます。

- 再保険取引
- 同様のリスクをカバーする金融商品（例：キャットボンド、天候デリバティブ）
- ポートフォリオ移転

保険契約の履行から生じるキャッシュフローを算定する際に、このような価格を調整する場合は、慎重に検討しなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.33(b), B42

関連する市場変数の見積りがその変数に係る観察可能な市場価格と整合する場合、将来キャッシュフローの見積りは企業の見解を反映します。

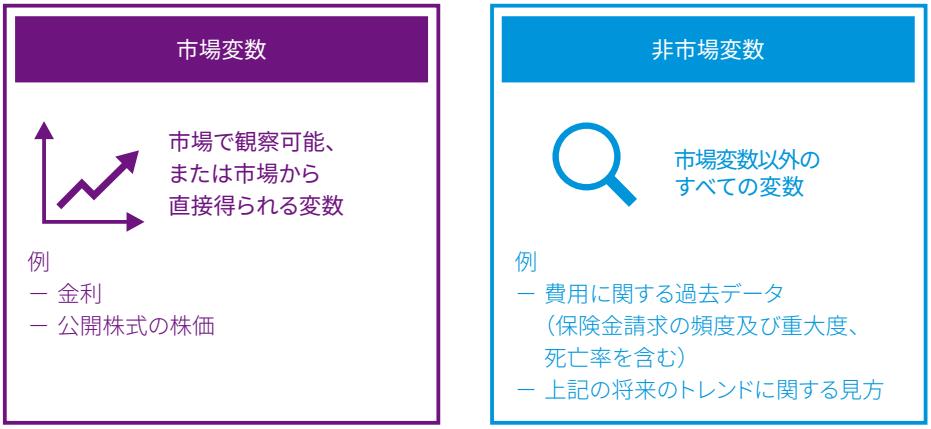

IFRS17.B43

一般に、市場変数からは金融リスクが生じ、非市場変数からは非金融リスクが生じます。ただし、これが当てはまらない場合もあります（例：市場で観察できない金利または市場から直接得られない金利）。

7.4.1 市場変数

IFRS17.B44

市場変数の見積りは、報告日の観察可能な市場価格とできる限り整合するものにします。企業は、自社の推定を代用するのではなく、この情報を最大限に利用することが求められています。

変数を算出する必要がある場合は（観察可能な市場変数がないなど）、できる限り観察可能な市場変数と整合するようにしなければなりません。

7.4.1.1 複製資産

IFRS17.B46

複製資産（または複製資産ポートフォリオ）には、あらゆるシナリオにおいて、金額、時期、不確実性が、保険契約グループから生じる契約のキャッシュフローの一部と完全に一致するものがあります。

そのような資産（または複製資産ポートフォリオ）がある場合、企業は複製資産技法を使うことができます。この技法では、企業はキャッシュフローと割引率を明示的に見積る代わりに、当該資産の公正価値を使って履行キャッシュフローを表わします。

IFRS17.B47-B48

保険契約の一部のキャッシュフローについて複製資産（または複製資産ポートフォリオ）が存在し、企業が履行キャッシュフローを決定するのに複製資産技法を使わない場合、仮に複製資産技法を使ったとしてもそのような履行キャッシュフローの測定が著しく異なる結果となる可能性が低いことを示す必要があります。

これに該当する場合として、資産からのリターンによって異なるキャッシュフローとその他のキャッシュフローの間に重要な相互依存関係があり、確率的モデリングやリスク中立的手法の方が複製資産技法を使うよりも安定的であったり、適用しやすかったりする場合が考えられます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

設例5：複製資産技法の使用

X社は、取引される資産バスケットのプット・オプションから生じるキャッシュフローと等しいキャッシュフローを生み出す保険特性を持つ保険契約を発行する。プット・オプションの価格情報は公表されている。

複製資産（この場合はプット・オプション）には当該保険契約の一特性に関連するキャッシュフローと正確に一致するキャッシュフローがあるので、その特性から生じる履行キャッシュフローを決定する際に、X社は公表されている価格情報（プット・オプションの公正価値）を使うことができる。

KPMGの所見：複製資産技法の適用

一般に、保険契約のキャッシュフローはあらゆるシナリオにおいて保険リスクに左右され、保険契約者の行動の影響を受け、資産または資産ポートフォリオのキャッシュフローによって複製されることは期待されません。したがって、複製資産技法は、通常、保険契約全体のキャッシュフローの見積りに広く使われることはありません。

7.4.2 非市場変数

IFRS17.B49-B50

非市場変数の見積りは、過度のコストや労力をかけずに利用できる合理的かつ裏付け可能なすべての情報（社内・社外両方の）を反映し、より説得力のある情報を重視します。

IFRS17.B51-B53

非市場変数の確率の見積りは、観察可能な市場変数と矛盾してはなりません。例えば、将来のインフレ率のシナリオに関する確率の見積りは、市場金利が示唆する確率とできる限り整合的でなければなりません。

市場変数は独立して変動することも、非市場変数と相関することもあります。例えば、失効率（非市場変数）は金利（市場変数）と相関する可能性があります。

相関している場合、シナリオの確率と市場変数と相関する非金融リスクに係るリスク調整は、その市場変数に依存する観察可能な市場価格と整合しなければなりません。

設例6：非市場変数に関する社内情報 vs外部情報

IFRS17.B50

死亡率に関する情報

死亡率統計は、社内・社外両方の情報源から入手可能な場合がある。企業はより説得力のある情報に重きを置く。

例えば、社内の死亡率統計（入手可能な場合）の方が、企業の被保険者集団とは異なる人口統計的な特性を持つ集団に関する外部の死亡率統計（例：国の統計）よりも説得力がある場合がある。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

逆に、社内の死亡率情報は小集団から得たものであり、外部の死亡率情報は最新で被保険者集団をよく表わしていると考えられる場合、その外部情報に重きが置かれる。

この評価は、商品ごとに、あるいは同様の環境下で事業を営む異なる企業間で、異なる結果になり得る。

時の経過による実績の変化

商品ポートフォリオ及び関連する実績が変化するにつれ、同じ企業の同じ商品であっても、時の経過と共に、この評価が異なる結果になる場合がある。

例えば、E社は、それまで発行したことがなかった新たな種類の保険リスクをカバーする新たな保険商品の発行を始めるかもしれない（例えば、従来の財産保険にID盗難の保障を追加するなど）。

E社には将来キャッシュフローの見積りを行うための社内情報がないので、新たなリスクを見積るために、再保険業界が実施した国際調査や、そのリスク要素の再保険費用に関する情報を重視することになるだろう。

E社が当該商品の発行を続け、同社の事業環境において情報を収集していくうちに、社内情報の方を重視するようになるだろう。

もう1つの例は、投資要素のある生命保険契約で、保険契約者が退職時に以下のいずれかを選択するオプションがあるものである。

- 保険金全額を一括で受け取る
- 契約価値を年金化して、死ぬまで年金支払を受け取る

企業には、現在の契約ライフサイクルにおける保険契約者の行動に関する社内情報がない。例えば、契約がカバー期間の早い段階にある場合には、保険契約者はまだ退職年齢に達していない。

したがって、企業は推定される保険契約者の行動を見積るために、外部情報に依存する必要があるだろう（例：同様の特性を持つ商品に基づいた外部統計）。

7.4.3 最新の見積りの使用

IFRS17.33(c), B54-B55

企業は各キャッシュフローシナリオとその発生確率を見積る際に、過度のコストや労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能なすべての情報を利用します。

各報告日に、企業は以下を検討の上、過去の見積りをレビューし、更新します。

- 更新された見積りが、その日に存在する状況を忠実に表わしているかどうか
- 見積りの変更が、当期中の状況の変化を忠実に表わしているかどうか

見積りを更新する際には、企業は、過去の見積りを裏付ける証拠と、新たに入手可能なすべての証拠を検討して、より説得力のある証拠を重視します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.B60, BC156

企業は、キャッシュフローに影響を及ぼす可能性のある将来事象の現在の想定は考慮しますが、現在の義務を変更または免除する、あるいは既存契約の下で新たな義務を生み出すような将来の法改正は考慮しません。このような法改正は、それが実質的に成立した時のみ、将来キャッシュフローに影響を及ぼします。

検討事項：最新の情報に係る見積りの更新

IFRS17.B54-B57

最新の情報に係る見積りを更新する際には、更新した見積りが以下のことを忠実に表わしていることが重要です。

- 報告日における状況
- 当期中の状況の変化

これは、以下のことを意味します。

- 許容範囲の上限から下限に、または下限から上限に見積りを変更することは、その変更が当期中の状況の変化を表わしていない場合は、適切ではありません。
- 報告日よりも後に発生した保険事故に基づいて見積りに含まれる発生確率を更新することは、報告日における状況を忠実に表わしていないため、適切ではありません。
- 前報告期間における経験死亡率の突然の変化から全面的な影響を受けて予想死亡率を更新することは、更新された見積りが報告日における状況を忠実に表わしていない場合、適切ではありません（例：経験死亡率が不規則な変動によるものである場合）。

検討事項：インフレ率の仮定

IFRS17.B51, BC39, BC154

インフレ率に関する仮定は、様々な保険商品に関連があります（例：インフレ補償付き長期医療保険）。

インフレに関する仮定が、価格もしくはレートの指数、またはインフレ連動型リターンのある資産の価格に基づいている場合、それは金融変数の仮定とみなされます。しかし、特定の価格の変動に対する企業の見通しに基づいたインフレに関する仮定は、非金融変数の仮定とみなされます。

インフレ率は金利と相関する可能性が高いものです。したがって、そのような相関関係がある時は、将来のインフレ率シナリオに関して企業が導き出した確率の見積りは、市場金利が示唆する確率とできる限り整合しなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：最新情報を使う場合のデータニーズ

最新の見積りを使用することは、現在商品の負債をロックインされた割引率または契約開始時のキャッシュフローの見積りに基づいて（例：米国GAAPに基づいて会計処理される従来型の保険商品）測定している多くの企業にとって、大きな変更となります。このことは、特に長期にわたり効力を持つ契約を測定している企業に当てはまります。このような企業にとって、IFRS第17号に準拠するために、今日適用しているものよりも広範なデータと高度なモデリング手法が必要になるかもしれません。

このような企業は、将来キャッシュフローの最新の見積りを使う負債十分性テストからの情報を活用することができるかもしれません。ただし、このような評価は、

- IFRS第17号で求められている集約のレベルよりも高いレベルで遂行されているかもしれません。
- 保険数理的評価システムに統合されていないかもしれません。
- 実施頻度が低いかもしれません。

企業は、IFRS第17号の適用に際して利用可能な最新データを補完する必要があるか、評価システムの大幅な変更が必要かどうかを判断しなければなりません。

KPMGの所見：仮定の更新

IFRS第17号は、報告日において、企業に過去の見積りをレビューし、更新することを求めています。現在、将来キャッシュフローの見積りの更新を求められている会計モデルを適用していても、年に一度しか将来の仮定を更新していない企業もあります。そのような企業は通常、仮定の全面的な更新を行う報告期間と報告期間の間に、各報告日において、負債の状況（及び状況の変化）を変わらず忠実に表わしているか否かを検討するために、より高いレベルの評価を行います。

同様の会計モデルを使っている他の企業の中は、より頻繁に―おそらく四半期毎に―新たな情報と過去の情報を継続的に取り入れて、見積りを更新している企業もあります。

同じ企業が、異なる種類の見積りと契約に、年次更新と四半期更新の双方を適用している場合も考えられます。

IFRS第17号への移行に際して、企業は自社のプロセスを再評価し、それが新しい基準の目的に合っているか判断する必要があります。

各報告日に限定的にしか状況を再評価していない企業は、最新の見積りを決定するためのプロセスやシステムを開発し、導入する必要があるかもしれません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7.4.4 明示的なキャッシュフロー

IFRS17.33(d)

将来キャッシュフローの見積りは「明示的」です。これは、非金融リスクに係る調整は、他の見積りとは別途行われるからです。貨幣の時間価値及び金融リスクに係る調整も、最も適切な測定手法がキャッシュフローの見積りを組み合わせるものでない限り、キャッシュフローの見積りとは別に行われます。

貨幣の時間価値及び金融リスクに係る調整の詳細については第8章を、非金融リスクに係るリスク調整の詳細については第9章をご参照下さい。

7.5 測定における将来キャッシュフローの見積りの使用

IFRS17.32, 40, 44(c), 45(c)

企業は、当初認識時及び事後に保険契約グループを測定するために、以下のように将来キャッシュフローの見積りを用います。

- 履行キャッシュフローの測定において：保険契約グループの将来キャッシュフローはCSMを決定する当初認識時と、事後の期間の双方において見積られる。
- グループのCSMの事後測定において：CSMは将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変更に関して調整される。将来キャッシュフローのその他の変更は、「純損益及びその他の包括利益計算書」上で認識される（詳細については、第10章参照）。

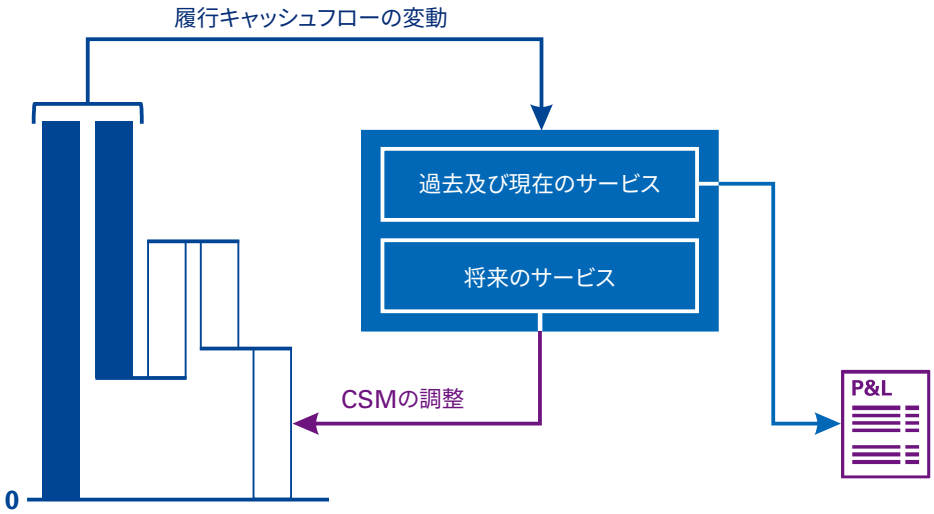

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

8 割引計算

保険契約グループの測定の第2のステップは、貨幣の時間価値が反映されるように割引計算を行うことです。

8.1 貨幣の時間価値の調整

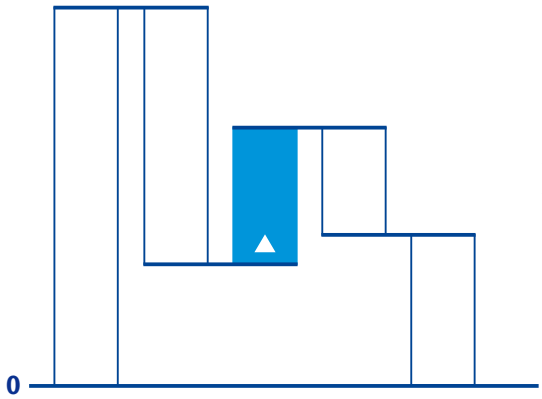

2 割引計算

キャッシュフローは貨幣の時間価値を反映するように割り引かれます。使用する割引率は観察可能な市場価格と整合し、キャッシュフローの特性と契約の流動性を反映します。

IFRS17.36, B86

割引計算は、将来キャッシュフローの見積りを調整して、貨幣の時間価値と当該キャッシュフローに関連する金融リスクを（将来キャッシュフローの見積りに金融リスクが含まれていない範囲で）反映します。

将来キャッシュフローの見積りに適用される割引率は、以下の特徴を有します。

- 保険契約の貨幣の時間価値、キャッシュフローの特性及び流動性の特性を反映する。
- 観察可能な現在の市場価格と整合的である。
- 割引率を算定する際に用いる観察可能な市場価格に影響を及ぼすが、保険契約の将来キャッシュフローには影響を及ぼさない要因の影響は除外する。

KPMGの所見：金融リスクの織り込み

金融リスクは、保険契約において様々な形で生じる。例えば、保険契約者との間での契約上の支払または受取が以下のいずれかに該当する場合に、金融リスクが生じます。

- 物価指数または為替レートと連動している場合
- 契約の投資要素からの所定の利益率に基づいて決められる場合（例：定額年金）
- 所定の資産プールからの利益率と連動している場合（例：変額年金）

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

将来キャッシュフローの見積りは、それに関連する金融リスクを反映して調整されます。これは、将来キャッシュフローの見積りに金融リスクの調整を加えるか、割引率を調整することによって達成できます。

金融リスクの変化の影響は、それがどのように見積りに織り込まれたかにかかわらず、「純損益及びその他の包括利益計算書」で計上する金額を算定する際に同様の方法で表示されます。

例えば、保険契約者のユニットバリューが物価指数と連動する保険契約グループを発行する場合、金融リスクは将来キャッシュフローの見積りに非明示的に反映されることもあれば、割引率の調整として反映されることもあります。表示の目的上、変数に関連する変化は（貨幣の時間価値の影響とともに）保険金融収益または費用に含まれます。これは、保険サービスの成果とは別個に表示されます（詳細については第13章参照）。

企業は、現状このような項目を明示的に特定できていた場合であっても、現在用いている方法がIFRS第17号の原則と整合的であることを確認する必要があります。

金融リスクの調整を非明示的に織り込む方が望ましいと考える企業は、表示の目的上その影響を明示的に特定するためのプロセスを採用することが必要となる可能性があります。

8.2 割引率の算定

IFRS17.B74-B75

割引率は、保険契約の測定に用いる他の見積りと整合する要因を基礎として算定されます。例えば、以下の通りです。

- 基礎となる項目のリターンに伴って変動「しない」キャッシュフローは、その変動性を反映「しない」レート（すなわち、リスクフリーレート）で割り引く。
- 基礎となる財務項目のリターンに伴って変動「する」キャッシュフローは、その変動性を反映するレートで割り引く（または、その変動性の影響について調整し、その調整を反映するレートを用いて割り引く）。
- 名目キャッシュフローは、インフレの影響を含むレートで割り引く。
- 実質キャッシュフローは、インフレの影響を除いたレートで割り引く。

基礎となる項目のリターンに伴って変動するキャッシュフローは、以下のいずれであっても、その変動性を反映するように割り引くか、調整されます。

- その変動性が、契約条件や発行者の裁量により生じる
- 企業がその基礎となる項目を保有しているか否か

IFRS17.B77

キャッシュフローに基礎となる項目のリターンに伴って変動する部分と変動しない部分がある場合、企業は以下のいずれかを行うことができます。

- キャッシュフローを分けて、キャッシュフローの各ストリームに妥当な割引率を適用する。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 見積キャッシュフロー全体に適切な割引率を適用する（例：確率的モデル手法、リスク中立的測定手法）。

KPMGの所見：組込保証付き契約の割引率の算定

保険契約に保証が組み込まれている場合、基礎となる項目のリターンと直接連動すると予想されるキャッシュフローも生じれば、そうではないキャッシュフローも生じる可能性があります。

例えば、投資要素がある生命保険契約の保証給付額が保険契約者勘定の残高を上回ると予想される場合、キャッシュフローは基礎となる項目のリターンと直接連動しないことが見込まれます。逆に、保証給付額がその勘定の残高を下回ると予想される場合、キャッシュフローは基礎となる項目からの利益と直接連動することが見込まれます。

このような場合、以下のような手法が実務上多数開発される可能性が高いです。

- 各キャッシュフローシナリオにそれぞれ異なる割引率を適用して割り引く。
- 複数のキャッシュフローシナリオの組み合わせを考慮して、契約から生じるすべてのキャッシュフローに適用できる単一の割引率を算定する。

8.3 見積手法

IFRS17.B78

以下のいずれかに該当する場合、企業は見積手法に基づいて割引率を算定します。

- 同じ特性（例：時期、通貨、流動性）を持つ観察可能な市場価格がない場合
- 類似する金融商品はあるが、その金融商品と保険契約とを区別する要因が別個に識別されない場合

IFRS17.B44, B78, IFRS13.69, 83, 89

見積手法を適用する際に、企業は以下の点を考慮します。

観察可能なインプット	企業は観察可能なインプットを最大限に使用する。
非市場変数	非市場変数は、過大なコストや労力を掛けずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報をすべて反映させる。 観察可能な市場変数と整合的なものとする。
類似性を評価する判断	企業は保険契約の特性と、観察可能な市場価格が利用できる金融商品の特性との類似性のレベルを評価し、違いがあれば調整するか判断する。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

割引率は、利用可能で関連性のある市場情報と矛盾せず、市場参加者の観点から現在の市況を反映します。

KPMGの所見：見積手法

一部のキャッシュフローに関して、観察可能な金利を利用できない場合、企業は見積手法を用いて妥当な割引率を算定することが必要となる可能性があります。これには、保険義務のキャッシュフローが観察可能な市場データを利用できる期間を超えて継続する見込みである場合（例：カバー期間が20年以上の長期契約）が該当します。

割引率の算定には、大量の新データ入力や保険数理及び財務部門の著しい関与が必要となることが見込まれます。企業は、様々な手法に必要な多くの情報を検討しなければならなくなります。

IFRS17.B80-B81, B84

IFRS第17号は、割引率を算出するための単一の見積手法を規定していないものの、「トップダウン」または「ボトムアップ」アプローチを用いることができると規定しています。基礎となる項目のパフォーマンスによって変動しないキャッシュフローがある保険契約については、理論上はいずれのアプローチでも同じ割引率になるはずですが、実務上、違いが生じる可能性があります。下記の例は、基礎となる項目のパフォーマンスによって変動しないキャッシュフローがある保険契約に対して両アプローチを適用した場合を説明したものです。

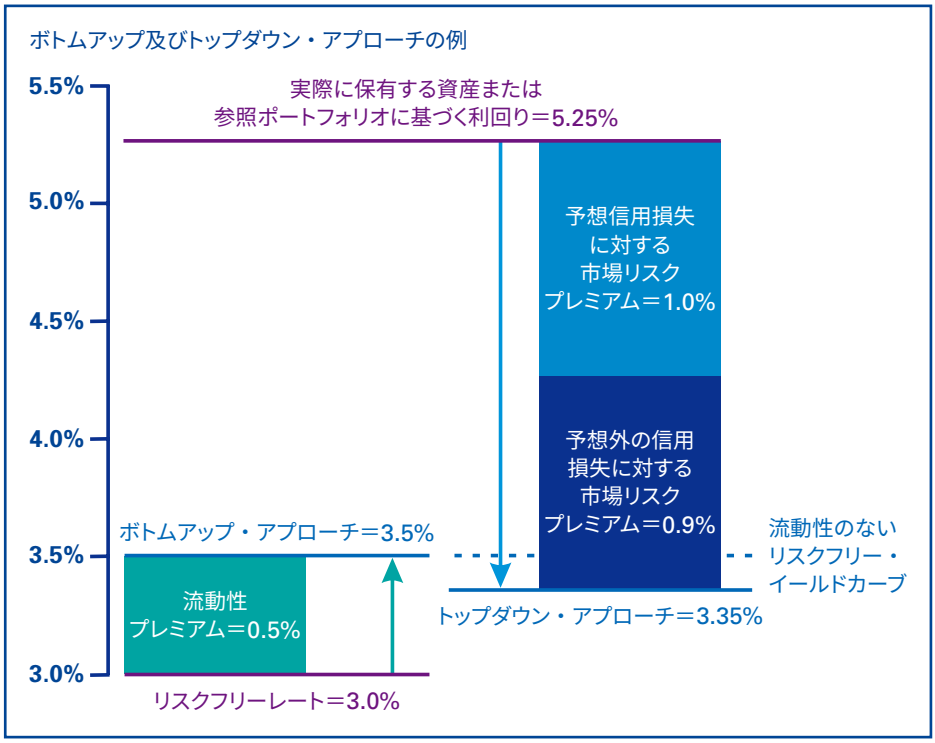

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

8.3.1 ボトムアップ・アプローチ

IFRS17.B79-B80

基礎となる項目のリターンに伴って変動しないキャッシュフローについては、企業は流動性のあるリスクフリー・イールドカーブに基づいて割引率を算定することができます。これには、選択されたカーブの基礎となる金融商品の流動性と、保険契約の特性との間の差異を解消するための調整が加えられます。

例えば、リスクフリーレートは、信用リスクがないか、ごくわずかで、高い流動性で売買されている債券の価格（リスクフリーレートの代用となる）から算出する場合が多いです。そのような債券は、多くの場合、多大なコストを掛けずに直前の通知により市場で売却できます。しかし、保険契約負債は、契約満期の前に多大なコストを掛けずに保険契約者が換金しようとしても、通常そうすることはできません。

KPMGの所見：リスクフリー・イールドカーブの使用

一般的に、格付けの高い国債を発行している国（例：英国や米国）の債券は、その国の通貨で発行される契約を対象とするリスクフリーレートに近い、またはその代用になると考えられています。スワップレートも、有担保割合が高いため、リスクフリーレートの代用となり得ます。

流動性のあるリスクフリー・イールドカーブを算出する方法は規定されておらず、一部の通貨や国では（または複数の国・地域で活動する企業にとっては）問題になる可能性があります。その問題の解決には、経済分析や重要な専門家の判断が必要となることがあります。

例えば、企業は、インフレ率やデフレ率が高い国、政治的に不安定な国、国債のボラティリティが高い国や取引高が少ない国で保険契約を発行することがあります。

他の国・地域では、保険金支払が生じる可能性がある期間を十分にカバーするイールドカーブを作成するために十分な資産市場の流動性が存在しない場合もあります。したがって、保険者は市場整合的な仮定に基づく推定が必要な場合もあります。企業は保険契約の測定に用いる割引率を算定する際に、これらの要因を勘案しなければなりません。

KPMGの所見：ボトムアップ・アプローチ

ボトムアップ・アプローチの出発点はリスクフリー・イールドカーブです。このカーブは通常、活発な市場で取引される資産を反映しています。保険契約負債に適用できる割引率を算出するために、イールドカーブには非流動性プレミアムが加味されます。売買できない、または無償還であることを除けば同条件である資産に投資する場合、より高いリターンが要求されるためです。

非流動性プレミアムの見積りは、重要な判断の行使が求められる複雑な分野です。

現行の実務で非流動性プレミアムを見積る方法の1つは、取引可能な債券のリスクフリー・イールドカーブと、取引できない類似の債券のリスクフリー・イールドカーブを、資産の公正価値の見積手法によって比較することです。その差（スプレッド）が非流動性プレミアムを表している可能性もあれば、当該スプレッドの幅について推定できる要素が与えられる可能性もあります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

8.3.2 トップダウン・アプローチ

IFRS17.B81

企業は、資産の参照ポートフォリオの公正価値測定に内在するイールドカーブ（現在の市場利益率を反映）に基づいて割引率を算定することができます。このイールドカーブは、保険契約との関連性がない要因を排除するように調整されます。

IFRS17.B81

ただし、保険契約と参照ポートフォリオとの間の流動性の特性の違いについては、イールドカーブを調整する必要はありません。

IFRS17.B85

このアプローチの出発点となる参照ポートフォリオをどのように選ぶかについて具体的に定めた規定はありません。ただし、保険契約と類似する特性を有する資産がある場合、保険契約の妥当な割引率を算出するのに必要な調整は少なくて済むことになります。

IFRS17.B82

資産の参照ポートフォリオを特定した後は、以下のようにしてイールドカーブを見積ります。

- 参照ポートフォリオ内の資産に関する活発な市場における観察可能な市場価格を用いる。
- 参照ポートフォリオ内の資産に関する市場が活発ではない場合、参照ポートフォリオ内の資産と比較できるように、同じような資産の観察可能な市場価格を調整する。
- 参照ポートフォリオ内の資産を取引する市場がない場合、IFRS第13号「公正価値測定」における公正価値の定義と整合的な見積手法を用いる。

IFRS17.B83

イールドカーブを特定した後は、保険契約の妥当な割引率を算出するための調整を必要に応じて行います。保険契約のキャッシュフローが参照ポートフォリオ内の資産のキャッシュフローに伴って変動しない場合、イールドカーブは以下について調整されます。

- 参照ポートフォリオ内の、資産のキャッシュフローと保険契約のキャッシュフローの金額、時期、不確実性の違い
- 参照ポートフォリオに含まれる資産のみに適用される信用リスクに対する市場リスクプレミアム

KPMGの所見：トップダウン・アプローチ

IFRS17.B83, B85

資産の利回りから除外すべき市場リスクプレミアムの金額を算定するのは複雑なため、トップダウン・アプローチの利用には困難を伴う可能性があります。

例えば、保険契約からのキャッシュフローが基礎となる項目のリターンに伴い変動しない場合にトップダウン・アプローチを適用する場合、負債性金融商品ポートフォリオは、資本性金融商品を用いる場合よりも調整が少なくて済むため、出発点として適している可能性があります。

妥当な割引率を算出するために、若干の調整が必要になる可能性はあるものの、保険契約と参照ポートフォリオの間の流動性の特性の違いの調整は必要ありません。負債性金融商品全体の利回りから除外することが必要な場合は以下の通りです。。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 予想信用損失の影響
- 信用に対する市場リスクプレミアム
- 保険契約との関連性がないその他の要因

資産のリターンにおける信用リスクの測定は、割引率の算定上、重要な要素です。クレジット・スプレッドに関する市場の観察可能なデータがクレジット・デフォルト・スワップ市場から入手できるかどうかは国によって異なります。予想信用損失を算定する際に過去の債務不履行に関するデータを用いることが有益な場合もありますが、市場で観察可能なインプット（利用可能な場合）を反映するための調整が必要になる場合もあります。

保険契約からのキャッシュフローが基礎となる項目のリターンに伴い変動する場合で、かつ基礎となる項目を参照ポートフォリオとして用いるトップダウン・アプローチを適用する場合には、そのポートフォリオから算出されるイールドカーブに対する調整は少なくて済む可能性が高いです。

KPMGの所見：割引の実務上の影響

現在負債の割引計算をしていない企業（例えば、割引計算をせずに支払備金を算出している損害保険会社等）は、負債の割引計算をするためのシステム及びプロセスを構築することが必要な可能性があります。

現在、多くの企業が、割引率を適用して将来キャッシュフローの現在価値を算出しているものの、IFRS第17号の規定に従った割引率の算定は一般的には行われていません。この手法の変更には、新たなデータと過去のデータの収集及び追跡、IFRS第17号に対応したイールドカーブを算出するためのアプローチの構築が必要となります。例えば、現行資産ベースの割引率やロックインされた割引率を用いて負債を割り引いている企業（例：長期の無配当保険契約を有する企業）がこれに該当します。

現行資産ベースの割引率を用いて負債を割り引いている企業の場合、保険契約の裏付資産の期待リターンと、IFRS第17号に基づいた保険契約の将来キャッシュフローの割引に用いるイールドカーブとの間に差異が生じることが多くなります。企業は、財務諸表利用者がその結果生じる変動性を理解できるように、この差異の説明方法を検討しなければなりません。

KPMGの所見：規制当局等が提供するイールドカーブを活用する能力

現在、一部の国・地域では、規制当局、アクチュアリー協会、その他の組織がリスクフリー・イールドカーブや他の種類のイールドカーブを各種報告のために提供しています。

IFRS第17号を適用する際にこのようなイールドカーブの適用を希望する企業は、それがIFRS第17号の原則に準拠していることを説明する必要があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

例えば、欧州保険・年金監督機構（EIOPA）が作成した割引率は、一部の通貨において「終局フォワード・レート（UFR：ultimate forward rate）」を含んでいる可能性があります。このレートは資産取引より推定されるレートよりも高く、調整しなければIFRS第17号の要件を満たさない可能性があります。

いくつかの国・地域では、このようなレートは規制または測定の目的上すでに広く使用されている状況を踏まえ、IFRS第17号を適用する目的でそのレートの利用を希望する保険会社もあるものと思われます。しかし、それが上記のIFRS第17号の原則を満たすか否かを評価することが必要となります。したがって、履行キャッシュフローを算定するためにIFRS第17号に基づいて適用される割引率を算定する際、この情報を利用するか否かを他の目的に左右されずに決定することが必要です。企業によっては、IFRS第17号に準拠する割引率の算定に関する能力と経験を高めることが必要となる可能性があります。

IFRS第17号の測定に規制当局等が提供するイールドカーブを用いる場合には、IFRS第17号に基づく保険負債の測定において、そのイールドカーブがどのようにして使用目的を満たしているのか、経営者によるその他の考察の証拠などを文書化することが重要です。

8.4 測定における割引率の使用

IFRS17.B72

下表は、保険契約グループの測定において割引率を適用する場合と、その割引率の算定方法の一般的な目的を示したものです。

IFRS17.36-37, 44(b),56,59(b), B72, B96, B113

測定の要素	適用される割引率
履行キャッシュフロー *	現在の割引率
直接連動の有配当契約以外の契約のCSMに対する利息の計上	グループの当初認識時に算定した割引率
直接連動の有配当契約以外の契約に係る履行キャッシュフローの変動についてのCSMの調整	グループの当初認識時に算定した割引率
基礎となる項目のリターンに伴って変動しない直接連動の有配当契約に係る履行キャッシュフローの変動についてのCSMの調整（貨幣の時間価値及び金融リスクの影響の変化を除く）	現在の割引率
PAAを適用しているグループの場合、貨幣の時間価値についての残存カバーに係る負債の調整	グループの当初認識時に算定した割引率

* 注：PAAを適用している場合に、発生保険金に関連する履行キャッシュフローをどのように調整するかについては、第14章を参照。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

8.5 保険金融収益または費用の表示

IFRS17.87

時の経過により生じる貨幣の時間価値の影響及び変化、並びに金融リスクの変化は、保険金融収益または費用として、「純損益及びその他の包括利益計算書」に表示されます（ただし、直接連動の有配当契約に関する例外規定があります）。

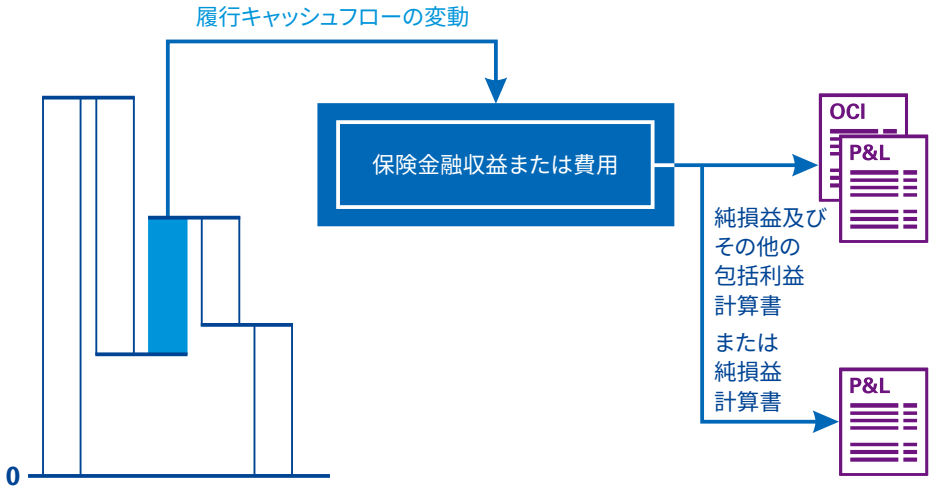

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

9 リスク調整

保険契約グループの測定の第3のステップは、将来キャッシュフローの現在価値に対して、非金融リスクの調整を行うことです。

9.1 非金融リスクの調整

IFRS17.37, A

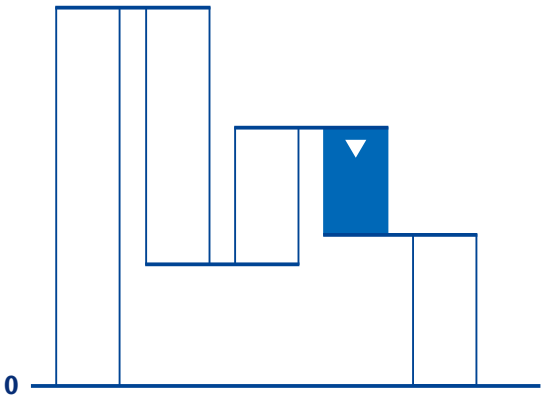

3 リスク調整

非金融リスクから生じるキャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性を負担するために企業が要求する対価を反映した調整

IFRS17.B87

リスク調整は、企業が非金融リスクに起因するキャッシュフローの金額及び時期に係る不確実性を負担するために課す金額についての情報を、財務諸表利用者に伝達する要素です。リスク調整によって、次の2つを等価にするために企業が必要とする対価が測定されます。

- 非金融リスクに起因して起こり得る様々な結果に対する債務の履行
- 保険契約と同じ期待現在価値を有する固定キャッシュフローを生じさせる債務の履行

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

設例7：リスク調整

非金融リスクに係るリスク調整の概念を図解すると以下のようになる。

リスク調整を算定するために、企業は契約1、2のそれぞれの債務の履行と、債務が50に固定された契約を等価にするために必要な対価を測定する。

キャッシュ・アウトフローの金額が不確実であることを踏まえ、企業は通常、契約1、2の双方に対して追加の対価を要求する。しかし、契約1のキャッシュ・アウトフローの金額の変動性の方が大きいことを踏まえ、通常は契約2よりも契約1の方に対して高い対価を要求する。

IFRS17.B86, B89

非金融リスクに係るリスク調整は、保険契約から生じる非金融リスクを考慮します。これには、保険リスク及びその他の非金融リスク（例：失効リスク、事業費リスク）が含まれます。保険契約に起因しないリスク（例：一般的なオペレーショナル・リスク）は含まれません。保険リスクと金融リスクの違いの詳細については、3.1.1.2をご参照下さい。

IFRS17.33(d), 36, B86, B90

金融リスクに係るリスク調整は、将来キャッシュフローの見積りか割引率のいずれかに含めることができるものの、非金融リスクに係るリスク調整は明示的に行われます。

9.2 企業の見解

IFRS17.B88

非金融リスクに係るリスク調整は、以下を反映します。

- 企業がそのリスクを負担するために要求する対価を算定する際に含める分散効果の度合い
- 有利な結果と不利な結果の双方が反映された、企業のリスク回避の度合い

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.BC213(b)

非金融リスクに係るリスク調整の目的は、自らが引き受ける非金融リスクの経済的負担に対する企業の見解を反映することです。したがって、企業は非金融リスクの負担に関する自らの見解に沿って、それに係るリスク調整を算定するための集約レベルを規定します。

IFRS17.BC209, BC215

非金融リスクに係るリスク調整は、リスク回避の度合いに対する企業の見解を反映しているのであり、市場参加者の観点から測定されるものではありません。市場参加者から要求される金額に基づいて非金融リスクに係るリスク調整を算定するためには、履行価値ではなく、出口価値（例：公正価値）に基づいた測定が求められます。

KPMGの所見：企業の見解

リスク調整の測定に用いる手法は、基礎となるキャッシュフローの確率分布を考慮する必要があります。これは、企業が非金融リスクを負担するために求める対価をどのように算定するかに左右されます。

例えば、非金融リスクに係るリスク調整を算定するために、企業は具体的なリスクの種類（例：死亡、盗難、第三者賠償責任、失効）のそれぞれに対して、基礎となるキャッシュフロー総額の確率分布を算定することもできれば、リスクの「形」（特定の確率分布があるすべてのキャッシュフロー）に基づいて算定することもできます。いずれの考え方も、リスク低減効果に基づいた非金融リスクに係るリスク調整の評価という結果になります。このリスク低減効果は、単一の保険契約グループまたはポートフォリオの枠組みを超えて、企業全体に拡大することもできます。

企業は、非金融リスクに係るリスク調整の測定がその目的に沿っている限り、様々なビジネスレベル（例：契約、ポートフォリオ、ポートフォリオのグループ、企業レベル）で非金融リスクに係るリスク調整を測定することが認められています。また、様々なリスクの種類やビジネスレベルに対して異なる方法を用いることが認められています。

KPMGの所見：保険契約グループへの非金融リスクに係るリスク調整の配分

企業は、測定の目的上保険契約をグループ分けするレベルよりも高いレベルで、非金融リスクに係るリスク調整を評価することができるものの、引き続き各保険契約グループのCSMを算出し、それ以降の期間でそれぞれのCSMを別個に会計処理することが必要となります。

したがって、企業は非金融リスクに係るリスク調整を各保険契約グループに配分しなければならなくなります。また、非金融リスクに係るリスク調整の変化も配分し、事後測定時にリスクからの解放のパターンを決定することが必要となります。IASBは、配分方法について規定していません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

9.3 見積手法

IFRS17.B91

IFRS第17号は、非金融リスクに係るリスク調整の算定方法を規定していません。したがって、適切なリスク調整方法の選択は経営陣の判断が必要となります。この決定の一環として、以下の特性が勘案されます。

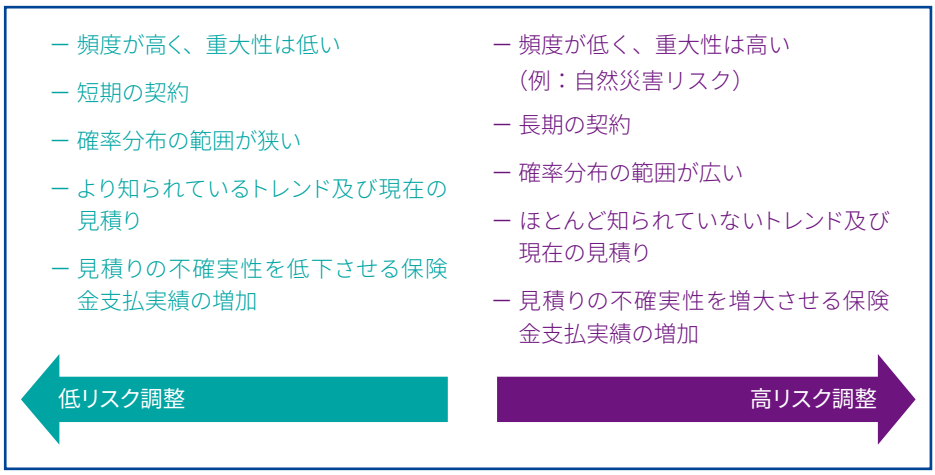

IFRS17.B53

非金融リスクに係るリスク調整を算定する際には、一部の非市場変数（失効率など）は市場変数（金利など）と相関関係にあり得ることを踏まえ、企業は市場変数に依存する非金融リスクがその市場変数に依存する観察可能な市場価格と整合的であることを確かめる必要があります。市場変数及び非市場変数に関する詳細は、セクション7.4をご参照下さい。

IFRS17.B92

企業は、どの手法を用いるかを決定する際には、財務諸表利用者が同業他社のパフォーマンスと比較し評価できるような、簡潔かつ有用な開示を提供しているかどうかを考慮します。

KPMGの所見：リスク調整を算定する手法

IFRS第17号は手法を規定していないため、非金融リスクに係るリスク調整を算定する方法に関しては、企業が相当程度の裁量を有しています。手法の適切性は、各企業の個々の状況によって異なります。

企業は、IFRS第17号を適用する目的上、リスク調整の算定には現行の手法を活用することになる可能性が高いです。資本コスト法、信頼水準法、条件付きテール期待値法などがあります。

現在、発生保険金が予想よりも高くなる可能性を考慮に入れて、不利な変動（既発生事象の悪化）に対する引当金を適用して保守的な保険負債測定を算定している企業もあります。国・地域によっては、このような調整が解釈の余地がないほど明確に規定されていることもありますが、他の国々では、高度な判断が求められることもあります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

現行用いている手法で算出する非金融リスクに係るリスク調整がIFRS第17号の目的を満たすことを確かめるには、より詳細な分析が必要になります。潜在的なギャップの例には、以下があります。

- 現行用いている各種類の方法に対する見積りのレベル
- 企業の見解を反映しない規制上の要件
- 高水準の保守主義を反映する規制上の要件ー規制の目的には準拠しているが、IFRS第17号の目的には準拠していない可能性がある。
- 一部の関連するリスクを無視しているー場合によっては、資本コスト法は発生確率が非常に低いリスクを無視し、災害保険金などのリスクへの感度が低いことがある。IFRS第17号では、このようなリスク及び発生確率を考慮しなければならない。

KPMGの所見：見積り手法ー実務への潜在的に重要な影響

企業によっては、すでに各国のGAAPに基づいて保険負債を測定するか、規制目的で保険負債を測定する形で、非金融リスクに係る非明示的なリスク調整を価格設定に含める実務慣行を採っている可能性があります。このような慣行は、互いに関連している可能性があります（例：価格設定慣行が関連する規制当局の資本要件の影響を受けている場合）。ただし、非金融リスクに係る明示的なリスク調整は、多くの企業にとって重要な変化になると予想されます。これには、大量の保険数理分析や、非金融リスクに係るリスク調整を測定・追跡するためのシステムの開発や採用が必要となる可能性があります。

上記のとおり、企業によっては、すでに他の目的で非金融リスクに係る明示的なリスク調整を算出しており、その手法の活用を検討している可能性があります。他の目的で使用している手法の活用を予定している企業は、測定がIFRS第17号の要件を満たすようにするために、その手法への調整が必要かどうかを検討しなければなりません。また、報告期限に間に合わせるために、そのような情報の利用可能性を検討する必要もあります。多くの場合、特に規制目的では、一部の計算は決算プロセスが完了してから行われます。

このような手法を活用したい企業は、将来キャッシュフローの現在価値に非金融リスクに係るリスク調整を加えた後、はじめてCSMを算出できることになるので、報告サイクルの早い時期にこの計算を前倒しで行う必要があります。

企業は、信頼水準法を用いずにリスク調整を算定することを選択している場合には、企業間の比較可能性を確保するために、その手法の結果に相当する信頼水準を開示しなければなりません。これは、使用する手法の選択に著しく影響を及すので、一部の企業にとっては課題となる可能性があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

9.4 測定における非金融リスクに係るリスク調整の使用

IFRS17.40

履行キャッシュフローの他の構成要素と同様に、非金融リスクに係るリスク調整は報告日ごとに最新の仮定を用いて更新されます。

IFRS17.44(c), 45(c), B96(d)

企業は、当初認識時及びその後に、以下のように非金融リスクに係るリスク調整を用いて保険契約グループを測定します。

- 履行キャッシュフローの測定時：非金融リスクに係るリスク調整は、CSMを算定する当初認識時と、当初認識後の期間の双方に適用される。
- グループのCSMの当初認識後の測定時：将来のサービスに関連する非金融リスクに係るリスク調整の変動は、CSMで調整される。その他の変動は、「純損益及びその他の包括利益計算書」上で認識される（詳細については、第10章参照）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

10 契約上のサービスマージン (CSM)

当初認識時の保険契約グループの測定における最終ステップは、利益が生じる契約グループのCSMで表わされる未稼得の利益及び不利な契約グループの損失要素を算定することです。

10.1 当初認識

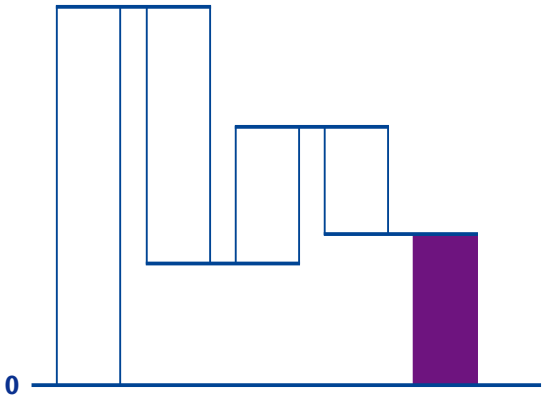

4 CSM

企業がグループ内の保険契約に基づいて将来サービスを提供する際に認識する未稼得の利益

IFRS17.27, 32, 38

利益が生じる契約グループの当初認識時において、CSMは以下の合計額から生じる正味キャッシュ・インフローの反数になります。

- 履行キャッシュフロー
- 新契約獲得キャッシュフロー[2]に関して認識された資産または負債の認識の中止
- 当初認識日にグループの契約から生じたキャッシュフロー

企業は各保険契約グループのCSMを算出します。保険契約をどのようにグループ分けするかの詳細については、第6章をご参照下さい。

10.2 事後測定

保険契約グループの帳簿価額は通常、報告日ごとに以下を行うことによって再測定します。

- 最新の仮定を用いた履行キャッシュフローの更新
- 将来のサービスに関連する履行キャッシュフロー、金融変数の影響、当期に保険サービスを提供することで稼得する利益の変動を反映したCSMの更新。更新されたCSMは、提供予定の将来のサービスに関連するため、まだ純損益には認識されていない利益となる。

2 発行済みの保険契約グループに関連する新契約獲得キャッシュフローのうち、企業がそのグループを認識する前に支払うまたは受取るものについては、そのグループを認識する前に資産または負債として認識します。新契約獲得キャッシュフローを配分するグループを認識した後には、そのキャッシュフローに関連する資産または負債の認識を中止します。7.3.4参照。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.44

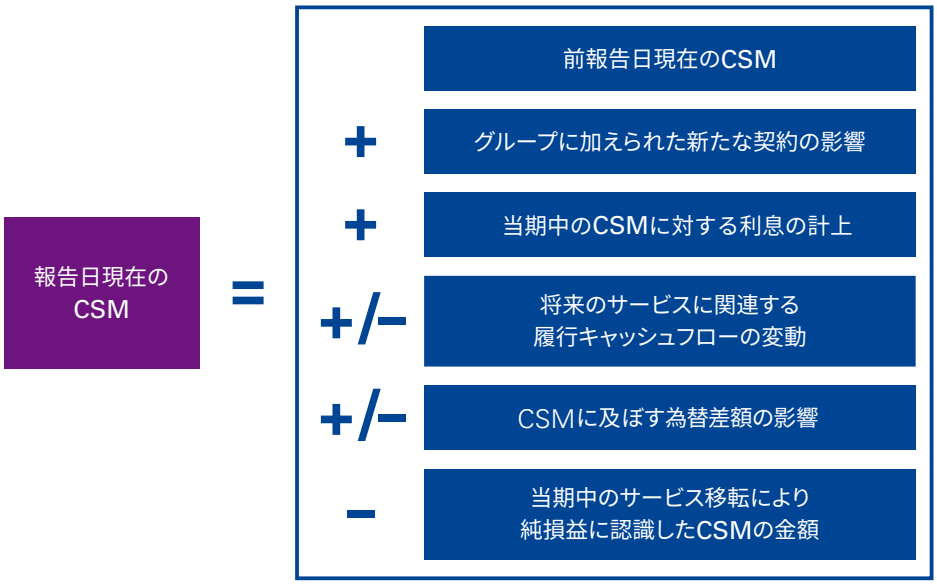

更新された履行キャッシュフローと更新されたCSMの合計が、各報告日における保険契約グループの帳簿価額となります。

10.2.1 利息の計上

IFRS17.44(b), B72(b)

直接連動の有配当契約以外の契約については、報告期間中、貨幣の時間価値を反映するために当初認識時に適用した割引率を用いて、CSMの帳簿価額に対する利息を計上します。この割引率は、基礎となる項目のリターンに伴って変動しない名目キャッシュフローに適用されるものです。割引率の算定に関する詳細については、第8章をご参照下さい。

KPMGの所見：割引率の追跡

ほぼすべての企業にとって、現在の割引率と当初認識時に算定した割引率の両方を、保険契約グループの測定及び認識の様々な段階で用いることは大きな課題となります。企業によっては、少なくとも1つをすでに商品の測定に用いていることはあるものの、商品の測定及び表示の両方にその割引率を用いているケースは少ないです。

したがって、多くの企業が両方の割引率に対応するようにシステムやプロセスを更新する上で大きな課題に直面することになります。現在の割引率のみ、または、主にそれを用いている企業にとっては、過去の割引率の追跡は課題となる可能性があります。このような企業は、移行時に、過去の割引率に関する情報が不足している状況にどのように対処するかを検討する必要もあります（第20章参照）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

10.2.2. 履行キャッシュフローの変動

IFRS17.44(c)

直接連動の有配当契約以外の契約グループについては、将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの報告期間中の変動をCSMで調整します。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

- 履行キャッシュフローの増加がCSMの帳簿価額を上回る場合（損失が生じる場合）
- 履行キャッシュフローの減少が負債の損失要素に配分される場合（第11章、第13章参照）

IFRS17.B96

CSMで調整する将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動は、以下を通じて生じる可能性があります。

- 将来のサービスに関連して当期に受領した保険料から生じた実績調整（新契約獲得キャッシュフローや保険料ベースの税金といった将来のサービスに関連するキャッシュフローが含まれる）
- 残存カバーに係る負債の将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更（ただし、貨幣の時間価値の影響及び金融リスクの変化の影響に関連するものを除く）
- 将来のサービスに関連する非金融リスクに係るリスク調整の変動
- 当期に支払われる見込みの投資要素と、実際に支払われることになった投資要素の差

IFRS17.A

実績調整は、以下に関する期首の見積りとの差から生じます。

- 保険料収入（受領した保険料）の場合：当期の見積りと、実際のキャッシュフローとの差
- 保険サービス費用の場合：当期に発生すると見込まれた金額と、実際に発生した金額の差

IFRS17.B97(b), BC233

原則として、残存カバーに係る負債に係る実績調整は過去または現在のサービスと関連しているため、CSMで調整しません。ただし、将来のサービスに関連して当期に受領した保険料から生じる実績調整は、例外となります（すなわち、CSMで調整します）。

IFRS17.A, BC235

投資要素は、保険契約が企業に対して（たとえ保険事故が起きなくても）保険契約者への払戻しを義務付けている金額です。IFRS第17号では、投資要素の想定外の払戻しについては、CSMで調整しなければなりません。ただし、キャッシュフローの将来の見積り（投資要素の将来の払戻しの減少も含まれる）の変更についても調整されます。したがって、CSMへの正味の影響は、投資要素の払戻しの時期の変更のみとなります。企業は、保険金が発生するまで、投資要素の金額を算定する必要はありません（3.2.1.1参照）。

IFRS17.B97(b)

発生保険金に係る負債に係る履行キャッシュフローの見積りの変更は、現在または過去のサービスに関連しているため、CSMで調整しません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.BC233-BC234

KPMGの所見:実績調整、及び将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動

下図は、履行キャッシュフローの変動に係る保険負債の調整についてのIFRS第17号の原則を図解したものです。

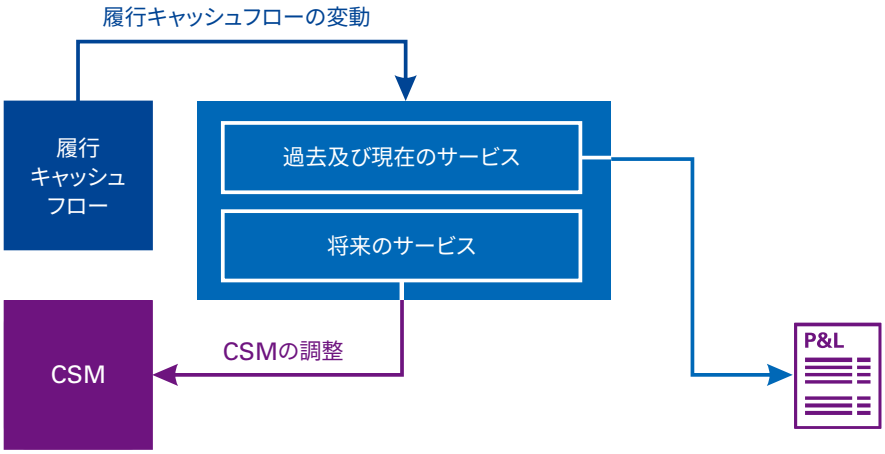

将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動は、「純損益及びその他の包括利益計算書」上で即時に認識するのではなく、CSMで調整します。場合によっては、実績調整も履行キャッシュフローの変動をもたらし、CSMで調整することになります。

例えば、企業が保険料前払いの保険契約グループを発行するとします。そして、当初認識後の最初の報告期間における実際の死亡率は予想の80%になる、すなわち期末まで生存した保険契約者が予想よりも多かったとします。下表は、そのような場合、保険契約負債の事後測定にどのように反映されるかを説明したものです。

死亡率の実績と予想の差異の影響	IFRS第17号の規定	説明
当期の実際のキャッシュフローに影響を及ぼす実績調整	この変更は当期のカバーに関連しているため、その実績調整を純損益に認識する。	給付金の支払見込みに基づく収益には通常変更はないものの、当期に発生した死亡保険金は予想よりも少ない。その影響は、保険金を認識する際に純損益に認識する。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

死亡率の実績と予想の差異の影響	IFRS第17号の規定	説明
履行キャッシュフローへの影響	この変更は将来のカバーに関連しているため、CSMで調整する。	将来の期間における保有契約件数が期首の予想を上回るため、将来キャッシュフローは従前の予想よりも多くの契約について引き続き将来のサービスを提供する義務を反映して変動する。 これが「純損益及びその他の包括利益計算書」に及ぼす影響は、当期に解放されるCSMが当期中のCSMの変動の調整後に算出されることによって、一部相殺される（10.2.4参照）。

10.2.2.1 裁量によるキャッシュフロー

IFRS17.B98

直接連動の有配当契約以外の契約には、保険契約者に支払うキャッシュフローの金額、時期、特性について企業が裁量権を有することを定めているものもあります。裁量によるキャッシュフローの変動は、将来のサービスに関連しているとみなされるため、CSMで調整することになります。このような変動を特定するために、契約開始時に企業は契約に基づくコミットメントを決定すると見込まれる基礎（例：固定金利、特定の資産のリターンに連動するリターン等）を規定します。

IFRS17.B99

契約開始時に規定した根拠は、金融リスクに関連する仮定の変更がそのコミットメントに及ぼす影響と、裁量によるコミットメントの変更に関連する影響とを区別するために使用します。企業のコミットメントに基づくキャッシュフローの事後の裁量による変動は、将来のサービスに関連しており、CSMで調整することになります。逆に金融リスクの仮定に起因するコミットメントの事後の変更は、CSMで調整しません。

IFRS17.B100

契約開始時に企業が契約に基づくコミットメントを決定すると見込まれる基礎を規定できない場合、そのコミットメントは履行キャッシュフローの見積りに内在するリターンとなり、金融リスクに関連する現在の仮定を反映して更新されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：契約に基づく企業のコミットメントの決定に用いる基礎の規定方法

この規定は、現在の市場利益や保有資産の金利収入に限定する必要はなく、企業が保険契約者に支払うべき金額を決定するためのいかなる要因も含めることができます（例：企業が保有していない参照資産や指数）。企業が保険契約者に支払うべき金額をどのように決定するか、あらかじめ明確にできない場合には、標準的なベンチマークは実質的に金融リスクに対する現在の市場リターンになります。

契約に基づく企業のコミットメントに関連する金融リスクの仮定の変更の影響（CSMで調整しない）と、コミットメントに関連する変更（CSMで調整する）の違いの特定は複雑です。

企業は、自己の裁量により保険契約者に支払うべき金額をどのように決定するかを規定する方法を策定する必要があります。この方法を適用したり、システム更新及び新たな統制を運用する際、プロセスの難しさに直面する可能性があります。

IFRS17.IE56

設例8：裁量権の規定

保険会社E社は、契約期間が5年の保険契約（直接連動の有配当性はない）を発行している。保険契約者が死亡した場合、受取人は、その契約に基づき以下の金額のうちのいずれか大きい方を受け取る。

- 固定金額の死亡保険金
- 積立部分

保険契約者がカバー期間の終了時点で生存している場合には、保険契約者が積立部分を受け取る。

積立部分には最低金利2%の利息が保証されている。それを超える追加利息については、E社の裁量による。

契約開始時に、E社は社内で特定した資産プールからのリターンが5%になると見積り、保証を満たした後でE社が0.5%のスプレッドを留保して、残りのリターンを保険契約者に還元することを見込んでいる旨を規定している。これは、CSMで調整するコミットメントへの変更を特定した際にE社が規定した当初のコミットメントである。

契約後の最初の期間の実際のリターンは6%で、これはCSMに影響を及ぼさない。保険契約者に予想よりも高いリターンを提供することになるが、E社はコミットメントの仕組みを変更していないためである。正確に言えば、金融リスクの影響は、保険金融収益または費用の一部として、純損益、OCIに認識されることになる。

E社が留保するスプレッドの増減につながるそれ以後の期間のコミットメントの変更については、提供予定の将来のサービスに関連するコミットメントを変更することになるため、CSMで調整する。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

10.2.3 外国為替差額

IFRS17.30, 44(d), BC278

保険契約グループが外貨のキャッシュフローを生み出す場合、そのグループはIAS第21号「外国為替レートの変動の影響」を適用する際に「貨幣性項目（monetary item）」とみなされます。これは、CSMも貨幣性項目であり、為替差額の影響に係る調整がなされるということです。これは、PAAを採用する際にも適用されます。

10.2.4 CSMの解放

IFRS17.43, 44(e), B119

各報告日に、CSMは、提供する予定の将来のサービスに関連しているために、まだ純損益に認識されていない保険契約グループの利益を反映します。したがって、各報告期間において、その期間に保険契約グループに基づき提供されたサービスを反映するために純損益に認識された金額をCSMで調整します。

この金額は、以下によって算定します。

- グループのカバー単位（coverage units）を特定する。
- 報告日時点のCSMを（提供したサービスを反映して純損益への解放を認識する前に）当期に提供したカバー単位と将来提供する見込みのカバー単位に等しく配分する。
- 当期に提供したカバー単位に配分した金額を純損益に認識する。

IFRS17.B119

グループのカバー単位の数とは、グループ内の契約によって提供したカバーの量のことで、各契約について、提供した給付の量と、予想されるカバー期間を考慮して決定されます。

IFRS17.BC283

企業は、負債の決済が見込まれる期間ではなく、契約に基づいてカバーを約束した期間にわたって純損益にCSMを認識します。企業がリスクを負担するために認識するマージン（非金融リスクのリスク調整）は、カバー期間と決済期間の双方で企業がリスクから解放されるにつれて、純損益に認識します。

KPMGの所見：CSM解放の順序

一般的に、企業は、実績調査を通じて、最近の実績を過去の実績（例：失効率）とともに定期的にレビューします。このような調査は、将来の期間に見込まれるトレンドを見極めるために利用し、将来のキャッシュフローの見積りを算定する際に利用します（例：将来の失効率の仮定の変更の見通し）。

このような見積りの変更は一般的に将来のサービスに関連するとみなされるものの、変更が生じた報告期間の純損益に認識したCSMの金額の配分において考慮されます。なぜなら、CSMの解放はCSMの帳簿価額への他のすべての調整を行った後に決定するからです。

CSMの配分によって当期業績に著しい影響を及ぼす仮定の変更が行われる際には、企業は財務諸表利用者がその影響を受ける財務諸表の構成要素及び影響度について理解できるように追加の開示が必要かどうかを検討しなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：カバー単位の決定

グループのカバー単位数は、グループに属する契約によって提供されたカバーの数量に基づいています。各契約について、企業は提供した給付の数量及び予想されるカバー期間を考慮します。

提供した給付の数量

グループで提供した給付の数量の決定には、IFRS第17号に方法が規定されていないため、より多くの判断が必要です。生命保険契約の種類によっては、総被保険者数が適切な尺度になる場合があります。一般測定モデルを用いて測定する生命保険及び損害保険グループの一部については、カバーに対する保険料総額も、それが提供される給付に資金を提供していることを考えれば、合理的な尺度になる可能性があります。

KPMGの所見：CSMの追跡及び配分

CSMの算定及び追跡は、ほぼすべての企業にとって新しいことであり、相当量の労力、コスト、リソース確保、並びにシステム、プロセス、統制の更新が求められます。また、企業は、サービスを提供するにつれて純損益にCSMを配分することに伴う複雑さを見落としてはなりません。

契約グループに適した配分方法を特定するためには、経営陣の判断が必要になります。企業が多種多様の保険商品を販売していることを考えると、経営陣は商品単位またはポートフォリオ単位で配分方法を検討しなければなりません。算定や記録が比較的容易な尺度を適切に選択することは、簡単ではない可能性があります。

一般測定モデルを用いた当初及び事後測定の説明については、設例9をご参照下さい。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

11 不利な契約

不利な契約グループの履行キャッシュフローは正味キャッシュ・アウトフローに等しく、CSMはゼロとなります。

IFRS17.47

当初認識時において不利である契約のグループは、正味キャッシュ・アウトフロー全額が損失として、即時に「純損益及びその他の包括利益計算書」に認識されることになります。したがって、そのグループの保険負債の帳簿価額は履行キャッシュフローと同額で、そのグループのCSMはゼロとなります。

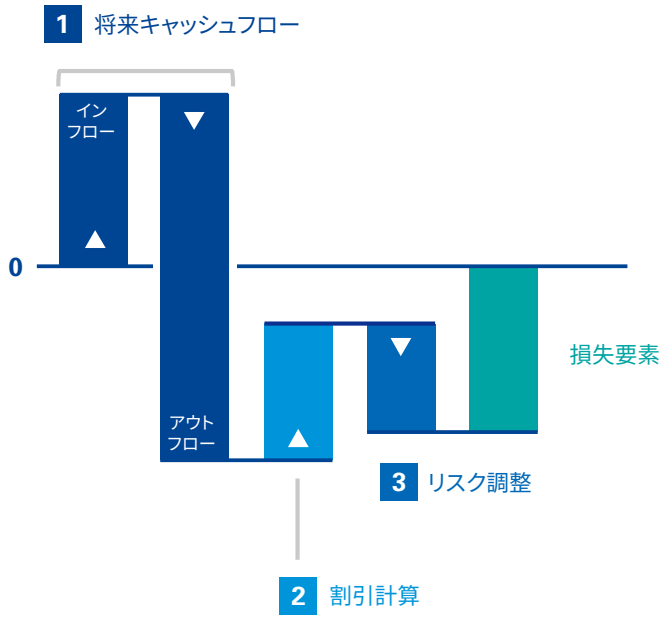

11.1 当初認識

IFRS17.47, 49

保険契約グループの当初認識時には、以下の合計金額が正味キャッシュ・アウトフローとなります。

- 履行キャッシュフロー
- 保険契約グループ[3]に配分した新契約獲得キャッシュフローに関する資産または負債の認識の中止
- 当初認識日にグループに属する契約から生じるキャッシュフロー

正味キャッシュ・アウトフローの金額が、残存カバーに係る負債の損失要素とみなされます。

3 発行済みの保険契約グループに関連する新契約獲得キャッシュフローのうち、企業がそのグループを認識する前に支払うまたは受取るものについては、そのグループを認識する前に資産または負債として認識します。新契約獲得キャッシュフローを配分するグループを認識した後には、そのキャッシュフローに関連する資産または負債の認識を中止します。7.3.4参照。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

11.2 事後測定

IFRS17.48(a), 49

当初認識時にCSMがあった契約グループは、それ以降の期間に、将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変更がもたらす履行キャッシュフローの不利な変動がCSMの帳簿価額を上回った場合、不利な契約になる可能性があります。この超過分の金額が、残存カバーに係る負債の損失要素とみなされ、それを最初に測定した際に純損益に認識します。

損失要素からは、不利なグループによる損失の戻入れとして事後に純損益に表示する金額を算定し、その後、保険収益を算定する際には除外します（第13章参照）。

IFRS17.44(c), 50-52

契約グループに残存カバーに係る負債の一部として損失要素がある場合には、その負債の履行キャッシュフローのその後の一定の変動は、以下に規則的に配分します。

- 残存カバーに係る負債の損失要素
- 残存カバーに係る負債から損失要素を除いたもの

このような事後の変動は、保険金の将来キャッシュフローの現在価値の見積り及び保険サービス費用の発生により、残存カバーに係る負債から解放される費用の見積り、リスクからの解放により純損益に認識される非金融リスクに係るリスク調整の変動、保険金融収益または費用です。

規則的な配分により、契約グループのカバー期間の終わりまでに損失要素に配分された合計金額はゼロになります。

将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変動から生じる履行キャッシュフローの事後の減少は、それがゼロになるまで損失要素のみに配分します。ゼロになった後には、損失要素に配分した金額を超える減少分に対してCSMを設定します。

KPMGの所見：損失要素の規則的な配分

IFRS17.BC287, IE93

IFRS第17号は、企業に対して、負債の損失要素または残りの部分のいずれかに影響を及ぼしかねない残存カバーに係る負債の履行キャッシュフローの一定の変動を規則的に配分することを要求しています。この規則的な配分の方法は規定していません。

考えられる1つの方法は、「将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り」と「非金融リスクに係るリスク調整」に対する「期首時点における残存カバーに係る負債の損失要素」の割合を考慮することです。

CSMの追跡と同様に、損失要素の追跡は複雑になる可能性があります。企業は、このような見積りの変更を損失要素に配分できるようにシステム及びプロセスを構築する必要があります。これは、各報告期間に認識する収益の金額に影響を及ぼすのみならず、戻入れを行う際やCSMが生じる際の損失要素の帳簿価額にも影響を及ぼします。

事後測定時に不利になる契約グループの会計処理の説明については、設例9をご参照下さい。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

12 認識の中止及び契約の条件変更

保険契約は、それが消滅する際に（または、その条件が変更される際に）認識を中止します。

12.1 認識の中止

IFRS17.74-75

企業は、保険契約が消滅する際（契約に規定された義務が期間満了となる、免除される、または解約される際）に、保険契約の認識を中止します。これは、企業がもはやリスクに晒されず、契約を履行するために経済的資源の移転を要求されなくなる時点です。

IFRS17.75, BC306

再保険を購入する企業（すなわち出再者）は、再保険契約によって消滅する場合に限り、元受保険契約の認識を中止します。企業は通常、再保険購入時に保険契約の認識を中止しません。なぜなら、再保険契約は元受保険契約による損失から企業を保護するものの、その契約に基づく義務を履行するという責任は免除しないからです。

また、一定の基準が満たされた場合、保険契約の条件変更時に当該契約の認識を中止します（セクション12.2参照）。

IFRS17.BC321, IFRS9.3.3.1

この認識中止の基準は、IFRS第9号に基づく金融負債に関する基準と整合しています。

IFRS17.76

企業は保険契約グループに属する保険契約について、グループの下記項目を調整することにより認識を中止します。

- グループから認識を中止して除いた権利及び義務に関連する部分を除外するように履行キャッシュフローを調整
- 履行キャッシュフローの変動を（該当する範囲内で）CSMで調整（10.2.2参照）
- グループから認識を中止して除いたカバー単位を反映して、予想される残存カバーのカバー単位数を調整（10.2.4参照）

IFRS17.77(a)

保険契約を第三者に譲渡することにより認識を中止する場合には、会計処理が異なります。この場合、該当する範囲内で、履行キャッシュフローの調整と第三者が課す保険料との差額をグループのCSMで調整します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：グループから認識を中止して除く契約

失効または第三者への譲渡により契約の認識を中止し契約グループから除いても、純損益の直接の認識にはつながりません。なぜなら、履行キャッシュフローの変動がその契約グループのCSMで調整されるからです。

契約譲渡の場合には、第三者に支払った金額もCSMで調整します。なぜなら、履行キャッシュフローの変動をCSMで調整することによってCSMが増加するのみになと可能性があるからです。ただし、その増加の一部には対価を支払うため、将来の収益性を反映するものではありません。

以下のような状況では、純損益が間接的に発生することがあります。

- CSMの調整が、履行キャッシュフローの変動の尺度とは異なる金利を用いて算定される場合（13.2.3参照）
- 履行キャッシュフローの変動の全部または一部がグループの損失要素に配分される場合（それが損失要素を生む場合も含む）
- 調整金額及び調整対象のカバー単位数に基づいて、CSMがその期間に配分される場合（例：契約グループ全体の認識を中止する場合、CSMの残額はすべてその期間に認識される）

12.2 契約の条件変更

IFRS17.72

契約の条件変更は、契約当事者間の合意や、規制改正による場合もあります。契約に記載されている権利の行使は、条件変更には該当しません。

IFRS17.72-73, BC317

契約の条件変更について、変更後の契約条件が以前から存在していればその契約の会計処理の大幅な変更をもたらしていた程のものである場合、その条件変更により元の契約の認識を中止し、新たな契約を認識することになります。それ以外の契約の条件変更はすべて、履行キャッシュフローの見積りの変更として会計処理します（10.2.2参照）。

IFRS17.72

契約条件が以下のように変更される場合には、既存の保険契約の認識を中止し、変更後の契約を新たな契約として認識します。

- 変更後の条件が契約開始時に規定されていれば以下の影響があったという場合
  - 契約がIFRS第17号の適用範囲から除外されていたであろう場合
  - 企業が異なる要素を主契約である保険契約から分離し、その結果、IFRS第17号が適用される異なる保険契約となっていたであろう場合
  - 変更後の契約が大きく異なる契約の境界線を持っていたであろう場合
  - 変更後の契約が異なる契約グループに属していたであろう場合

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 元の契約は直接連動の有配当契約（第15章参照）だったが、変更後の契約はそうではない場合（または、その逆）
- 元の契約にPAAを適用していたが、変更後はPAAの適格要件を満たさない場合（第14章参照）

IFRS17.76-77(a)

以下の調整により、契約の条件変更により保険契約グループに属する保険契約の認識を中止します。

- グループから認識を中止して除いた権利及び義務に関連する部分を除外するように、グループに配分した履行キャッシュフローを調整
- 履行キャッシュフローの調整と、契約の条件変更時にその新たな条件の契約を結んでいた場合に課していたであろう保険料との差額から、変更によって課す追加保険料を差し引いた金額について、該当する限り、グループのCSMで調整（10.2.2参照）
- グループから認識を中止して除いたカバー単位を反映して、予想される残存カバーのカバー単位数を調整（10.2.4参照）

IFRS17.77(b)

企業は、条件変更時に上記CSM調整の測定に用いた保険料を受け取ったと仮定して、新たな保険契約を測定します。

KPMGの所見：契約の条件変更時にグループから認識を中止して除く契約

IFRS17.BC319

契約が条件変更時に契約グループから認識を中止して除かれても、純損益の直接の認識にはつながりません。なぜなら、履行キャッシュフローの変動がその契約グループのCSMで調整されるからです。

企業が条件変更後の契約に関して、保険契約者に課していたであろう金額についても、CSMで調整します。なぜなら、履行キャッシュフローの変動をCSMで調整することによって、CSMが増加するのみとなる可能性があるためです。ただし、その増加分の一部は新たな契約に属するため、条件変更した契約の認識を中止した契約グループの、将来の収益性を反映するものではありません。

ただし、上記のとおり、このような状況では、純損益が間接的に発生する可能性があります。

KPMGの所見：システム及びプロセスの複雑性

企業は、契約の条件変更を評価するために、既存のシステム及びプロセスを拡充するか、新規のものを導入することが必要となる可能性があります。

企業は、契約のグループ分けの影響を適切に評価するために、追加プロセスを構築することが必要となる可能性があります。条件変更の結果として認識された新たな契約は、集約レベルの要件に基づいて、既存または新規の契約グループに配分することが必要になる可能性があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

13 表示

一般測定モデルの下では、資産及び負債、並びに収益、費用の表示に関して特定の要件があります。

13.1 財政状態計算書

IFRS17.27,78-79, IAS1.54

発行する保険契約グループの資産または負債と、保有する再保険契約グループの資産または負債は、「財政状態計算書」上区分して表示されます。これらの帳簿価額には、グループの認識前に支払った（または受領した）新契約獲得キャッシュフローに係る資産または負債も含まれます。

KPMGの所見：財政状態計算書の表示上の会計単位

集約のレベルは、測定目的のみならず、表示目的でも関連性があります。企業は、適切に表示するために、各契約グループのポジション、すなわち資産または負債かを識別できなければなりません。

保険料を一括して受領するような契約グループは、通常、負債ポジションにあると思われます。保険料が定期払いの契約は、必ずしも負債ポジションを発生させません。その理由は、それが保険料の受領パターン、収益性のレベル、新契約獲得費などに対する保険金と費用の支払のパターンに左右されるためです。

企業は、グループが認識された場合には、新契約獲得のために支払った（または受領した）キャッシュフローを、それらが属すると考えられるグループに関連付けできなければなりません。当初認識時にこれらのキャッシュフローを適切なグループに配分するために、この情報が測定目的で必要となります。

グループの帳簿価額には、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の双方が含まれます。これは、企業が上記の表示要件を適用するために、発生保険金に係る負債が資産ポジションの保険契約グループと、負債ポジションの保険契約グループのどちらに属するのかを識別する必要があるということです。これについては、引受年度別に保険金データを追跡できるシステムが役に立つと思われます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

13.2 純損益及びその他の包括利益計算書

IFRS17.80, IAS1.82

「純損益及びその他の包括利益計算書」上に認識される金額は、以下に分解されます。

- 以下から構成される保険サービスに係る収益及び費用（保険サービス収支）
  - 保険収益（13.2.1参照）
  - 保険サービス費用（13.2.2参照）
- 保険金融収益または費用（13.2.3参照）

IFRS17.82, 86

保有する再保険契約からの収益または費用は、発行する保険契約からの収益や費用とは区分して表示されます。ただし、保有する再保険契約グループからの収益または費用（保険金融収益、費用を除く）は、単一の正味金額として表示するか、再保険者からの回収額と支払った保険料の配分額を別個の金額として表示することができます（第17章参照）。

IFRS17.85, BC357

純損益に表示される保険収益及び保険サービス費用は、投資要素を除外した金額になります。請求保険料に投資要素が含まれている場合でも、そのような投資要素はサービス提供の対価にはならず、保険収益には含められません。また、企業は保険収益とはみなされない保険料の情報を純損益の他の表示科目とすることを禁じられています。

KPMGの所見：保険サービス費用及び保険収益から投資要素を除外する

IFRS17.BC34

投資要素は、収益や発生保険金が認識される時のみ、当該金額から除外するために識別される必要があります。投資要素の例として、発生保険金のうち契約により保険事故が発生しなくても払い戻しが義務付けられていた金額や、保険金請求がなかった場合に払い戻される保険料に含まれる無事故ボーナスが挙げられます。

現在、仮定の設定、キャッシュフロー予想、特定期間のパフォーマンスの分析を行う際に、投資要素は必ずしも別個にモニタリングされていません。IFRS第17号の下では投資要素は収益や保険サービス費用の一部とはみなされないので、これまで使用されていた情報から除外する必要があります。

IFRS17.41-42

報告期間中のキャッシュフローと「純損益及びその他の包括利益計算書」で認識される収益及び費用により、保険契約グループの正味帳簿価額が変わります。次の表は、直接連動有配当契約以外の契約で、投資要素がなく、利益が生じる契約グループを例に、報告期間中の負債の変動と、それに関連する認識及び表示の要件を簡略化して示したものです。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.41-42, B120-B124

残存カバーに係る負債[1]	保険収益	保険金融収益または費用	説明
期首残高			
当期中に発生した保険サービス費用の期首時点における予想金額[2]	✓		
将来のサービスに関連しない非金融リスクに係るリスク調整の変動	✓		ただし、企業は非金融リスクに係るリスク調整の変動を、保険サービス収支と保険金融収益・費用に分解するという選択ができる（13.2.3参照）
当期中に純損益に配分されたCSM	✓		
新契約獲得キャッシュフローの償却	✓ 収益とサービス費用が同額		これは残存カバーに係る負債に影響を及ぼさない名目的な仕訳である
貨幣の時間価値及び金融リスクの影響－履行キャッシュフローへの影響		✓	
貨幣の時間価値の影響－CSMへの影響		✓	
将来のサービスに関連する非金融リスクの仮定に係る履行キャッシュフローの変動		✓	CSMの調整は当初認識時の割引率で測定され、履行キャッシュフローの調整は現在の割引率で測定される。算出された差額は保険金融収益または費用に含められる
受取保険料			これは負債を増加させる－当期の収益ではない

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.41-42, B120-B124

残存カバーに係る負債[1]	保険収益	保険金融収益または費用	説明
新契約獲得キャッシュフロー			これは負債を減少させる
期末残高			

注

1. この表には、当期中にグループに加えられた新たな契約は含まれていない。その理由は、そのような契約は、保険料受領前の当初認識時には、残存カバーに係る負債に影響を与えないためである。また、企業は第三者に負債を一切移転しないという前提で作成されている。
2. 当期に「発生する」と見込まれる保険金及び履行費用に関連している。既に発生している保険金に関連するキャッシュフローは、発生保険金に係る負債に含まれる。

発生保険金に係る負債	保険サービス費用	保険金融収益または費用	説明
期首残高			
当期中に発生した実際の保険金及び費用	✓		
非金融リスクの仮定の変更	✓		
非金融リスクに係るリスク調整の変動	✓		ただし、企業は非金融リスクに係るリスク調整の変動を、保険サービス収支と保険金融収益・費用に分解するという選択ができる（13.2.3参照）
貨幣の時間価値及び金融リスクの影響		✓	
支払った保険金及び費用			これは負債を減少させる
期末残高			

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

13.2.1 保険収益

IFRS17, B120

一般に、保険契約グループの存続期間全体にわたる保険収益の総額は、保険契約者が支払った保険料に財務要素（貨幣の時間価値）を調整して、投資要素を除外した金額です。直接連動の有配当契約の場合は、保険収益総額に、基礎となる項目の公正価値の変動に占める企業持分も含まれます。

IFRS17.83, B121

保険収益は、保険契約グループから生じるカバー及びその他のサービスの提供を、企業がそのサービスの見返りとして受け取る権利があると見込む対価を反映する金額で表したものです。これは以下から構成されます。

- サービス提供に関連する金額
- 新契約獲得キャッシュフローに関連する金額

13.2.1.1 サービス提供に関連する金額

IFRS17.B123

報告期間中に企業がサービスを提供するにつれて、残存カバーに係る負債は減少し、収益という形で解放されます。しかし、残存カバーに係る負債には、受取対価総額でカバーされる予定のサービスには関連しない要素が含まれます。このような要素の変動は、認識される保険収益には含まれません。

ある報告期間中のサービス提供に係る保険収益を算出するために、2つの手法があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

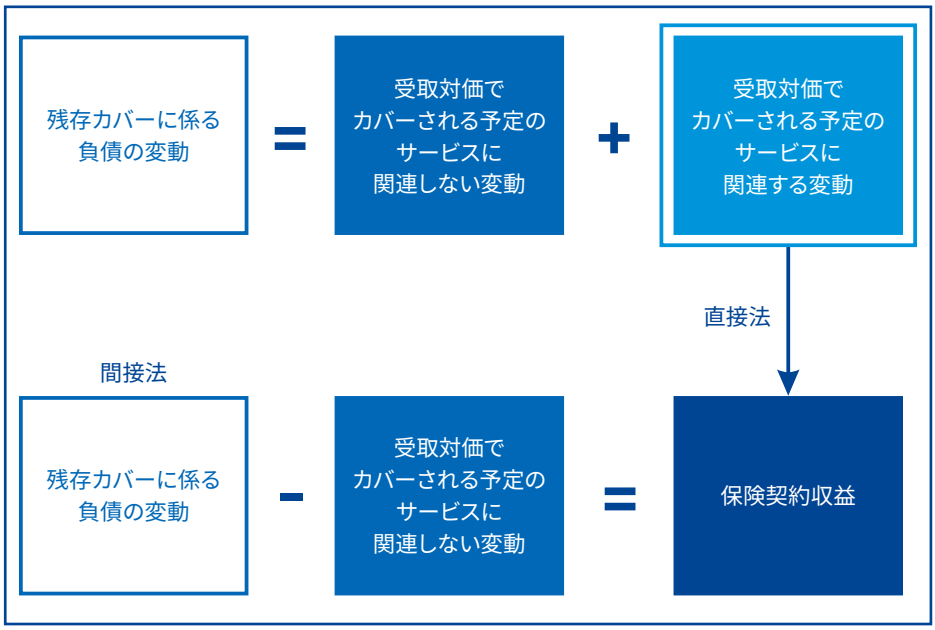

13.2.1.2 直接法

IFRS17.B121(a), B124

サービス提供に関連する保険収益は、対価の受領が見込まれるサービスに関連する当期中の残存カバーに係る負債の変動の合計です。この変動は以下から構成されます。

- 期首に予想した金額に基づく、当期中に発生した保険サービス費用。ただし、以下を除く
  - 残存カバーに係る負債の損失要素に配分された金額
  - 投資要素の払戻し
  - 第三者に代わって徴収した取引ベースの税金
  - 新契約獲得キャッシュフローの償却
- 過去及び現在のサービスに関連する非金融リスクに係るリスク調整の変動。ただし、残存カバーに係る負債の損失要素に配分された金額、または保険金融収益または費用に含まれる金額を除く
- 当期の純損益に認識されたCSMの金額

13.2.1.3 間接法

IFRS17.B123

サービス提供に関連する保険収益は、残存カバーに係る負債のすべての変動の合計から、対価の受領が見込まれるサービスに関連しない残存カバーに係る負債の変動の合計を差し引いた金額です。この変動は、以下から構成されます。

- 当期中に提供したサービスに関連しない変動
  - 受取保険料からのキャッシュフロー（投資要素からのものを含む）
  - 投資要素の払戻し

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 第三者に代わって徴収した取引ベースの税金
- 保険金融収益または費用
- 新契約獲得キャッシュフロー
- 第三者に移転した負債の認識の中止

- 企業が対価を受け取る予定がないサービスに関連する変動、すなわち残存カバーに係る負債の損失要素の変動

13.2.1.4 新契約獲得キャッシュフローに関連する金額

IFRS17.B121(b)

IFRS第17号は、新契約獲得キャッシュフローを当初認識時のCSMの算定に含めることを求めています。このアプローチは、当初認識時のCSMを減少させます。最終的には、新契約獲得キャッシュフローはCSMの解放プロセスを通じて（すなわち、保険収益の減少として）純損益に影響を及ぼします。保険契約はこのような新契約獲得キャッシュフローを回収できるように価格設定されるという事実を反映するために、企業は保険料のうち、新契約獲得キャッシュフローを補うことを目的とした部分を、カバー期間の保険収益に組み入れ、同期間の保険サービス費用として同額を認識するよう求められています。

IFRS17.B125, BC179

新契約獲得キャッシュフローを回収する収益額は、当該キャッシュフローの回収に充てられる保険料の一部を、時間の経過に基づいた規則的な方法で、保険サービス費用として認識される金額と同額で、各報告期間に配分することにより決定されます。言い換えると、収益と費用は、新契約獲得キャッシュフローの発生時には認識されず、カバー期間全体にわたり別個に識別され、認識されます。

13.2.2 保険サービス費用

IFRS17.84-85

発行した保険契約グループから生じる保険サービス費用は、発生時に純損益に認識されます。投資要素の払戻しに配分された金額は除外します。

設例9：一般測定モデルにおける収益認識メカニズム

IFRS17.IE4-IE29, IE81-IE98

E社は、カバー期間4年の保険契約グループを発行する。契約には配当性や投資要素はない。契約開始時、同グループの保険料合計1,500を受領し、新契約獲得キャッシュフロー 100を支払う。

E社は、保険金及び費用800がカバー期間全体に均一に発生し、どの契約も失効しないと予想する。

当初認識時の非金融リスクに係るリスク調整は80とする。簡略化のため、この設例では、そのリスク調整がカバー期間全体に均一に解放され、割引率は無視できるものとする。

カバー期間中、すべての事象が予想どおりに発生し、E社は将来の期間に関連する仮定を何も変更しない。

E社は、当初認識時及び各期末に以下のように保険契約負債を測定する。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

	当初認識時	1年目	2年目	3年目	4年目
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	1,500	-	-	-	-
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り（新契約獲得キャッシュフローを含む）	(900)	(600)	(400)	(200)	-
リスク調整	(80)	(60)	(40)	(20)	-
履行キャッシュフロー	**520**	**(660)**	**(440)**	**(220)**	**-**
CSM	(520)	(390)[a]	(260)	(130)	-
保険契約負債	**-**	**(1,050)**	**(700)**	**(350)**	**-**

注：

a. 520 – 520 / 4 = 390　第10章で述べたとおり、契約グループのCSMの金額は、その期間に契約グループの下で提供されたサービスを反映して、各期に純損益に認識される。その金額は、契約グループのカバー単位を特定し、グループに属する各契約の下で提供された保険金の量と、予想されるカバーの存続期間を反映することにより決定される。この設例では、契約はカバー期間中（4年間）、同額の保険金を提供すると見積っているため、各期間に提供されるサービスは同額になっている。

下表は、各期の残存カバーに係る負債の変動を示したものである。

	1年目	2年目	3年目	4年目
期首残高	-	(1,050)	(700)	(350)
受取保険料	(1,500)	-	-	-
新契約獲得キャッシュフロー	100			
予想される保険金	200	200	200	200
認識されたリスク調整	20	20	20	20
CSMの配分	130	130	130	130
期末残高	**(1,050)**	**(700)**	**(350)**	**-**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、前述の直接法を使って算出した各年度の保険収益と費用を示したものである。

	1年目	2年目	3年目	4年目
予想される保険金	200	200	200	200
認識されたリスク調整	20	20	20	20
CSMの配分	130	130	130	130
提供サービスに係る収益	**350**[(b)]	**350**	**350**	**350**
新契約獲得キャッシュフローをカバーするための収益	25[(d)]	25	25	25
保険収益	**375**	**375**	**375**	**375**
サービス費用	200	200[(c)]	200	200
新契約費	25[(d)]	25	25	25
保険サービス費用	**225**	**225**	**225**	**225**
保険サービス収支	**150**	**150**	**150**	**150**

注：

b. 前述の間接法の下では、提供したサービスに対する保険収益は、残存カバーに係る負債の変動1,050マイナス受取保険料1,500プラス新契約獲得キャッシュフロー 100で算出される。

c. 2年目の実際の保険金が200ではなく250だった場合、E社は実績調整50を反映して、発生保険金250を保険サービス費用として認識する。その期間の収益は、期首の保険金発生見積りに基づいて算定される。

d. 100 / 4 = 25 新契約獲得キャッシュフローに関連する収益は、時の経過に基づいた規則的な方法で認識される。また、同額が費用として認識される。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

不利な契約グループを生じさせる将来のカバーに関連する仮定の変更

3年目の期末に、発生が予想される４年目の保険金が550と見積られた場合、これは将来のサービスに関連する仮定の変更とみなされる。下表は、この場合、3年目と4年目の見積りがどのように変わるのかを示したものである。簡略化のため、非金融リスクに係るリスク調整はこの変動の影響を受けないことを前提とする。

下表には、当初認識時及び各期末の保険契約負債を記載している。

	当初認識時	1年目	2年目	3年目	4年目
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	1,500	-	-	-	-
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	(900)	(600)	(400)	(550)	-
リスク調整	(80)	(60)	(40)	(20)	-
履行キャッシュフロー	**520**	**(660)**	**(440)**	**(570)**	**-**
CSM	(520)	(390)	(260)	-[e]	-
保険契約負債	**-**	**(1,050)**	**(700)**	**(570)**	**-**

注：

e. 履行キャッシュフローの増加額（550-200）がCSMの残高（260）を上回るため、CSMはゼロに減額し、上回った金額（90=（550-200）–260）は即時に純損益に損失として認識され、残存カバーに係る負債に損失要素として含められる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、各期の残存カバーに係る負債の変動を示したものである。

	1年目	2年目	3年目	4年目
期首残高		(1,050)	(700)	(570)
受取保険料	(1,500)			
新契約獲得キャッシュフロー	100			
損失要素に配分されない予想保険金	200	200	200	463[g]
損失要素に配分されない認識されたリスク調整	20	20	20	17[g]
CSMの配分	130	130	-	-
損失要素	-	-	(90)	90
期末残高	**(1,050)**	**(700)**	**(570)[f]**	**-**

注：

f. この残高には損失要素90が含まれる。損失要素は、不利なグループからの損失の戻入れとして純損益に表示される金額（保険サービス費用の減少）を決定するため、収益から除外される。

g. E社は　残存カバーに係る負債の履行キャッシュフローの事後の変動を、残存カバーに係る負債の損失要素と、損失要素を除いたものに規則的に配分する。この設例では、E社は、損失要素の期首残高（90）が将来キャッシュ・アウトフロー及び非金融リスクに係るリスク調整の合計（570）に占める割合をベースにした方法を採っている。この期間では、履行キャッシュフローの事後変動のうち16%（90 / 570）が損失要素に配分されている。

したがって、残存カバーに係る負債の損失要素と、損失要素（87=550x16%）を除いたものへの配分を決定するために、この割合が発生保険金に適用される。同様に、この割合は、非金融リスクに係るリスク調整のリリースにも適用される（3=20x16%）。保険金の残額463（550-87）及び非金融リスクに係るリスク調整17（20-3）は、収益として認識される。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、直接法を使って算出した各期の保険収益及び費用を分析したものである。

	1年目	2年目	3年目	4年目
損失要素に配分されない予想保険金	200	200	200	463
損失要素に配分されない認識されたリスク調整	20	20	20	17
CSMの配分	130	130	-	-
提供サービスに係る収益	**350**	**350**	**220**	**480[h]**
新契約獲得キャッシュフローをカバーするための収益	25	25	25	25
保険収益	**375**	**375**	**245**	**505**
発生保険金	200	200	200	55
不利な契約グループからの損失	-	-	90	(90)
新契約費	25[d]	25	25	25
保険サービス費用	**225**	**225**	**315**	**485**
保険サービス収支	**150**	**150**	**(70)**	**20[i]**

注：

h. 間接法の下では、提供されたサービスの保険収益は、残存カバーに係る負債の変動の合計570、マイナス損失要素に配分された予想保険金及び非金融リスクに係るリスク調整の金額90で算出される。

i. これは、実質的にはリスク調整のリリースである（17は保険収益として認識され、3は保険サービス費用の減少として認識される）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：収益認識と表示ー新たな業績測定

収益を計上保険料または経過保険料として認識する現行の実務は、今後は適用されなくなります。IFRS第17号のアプローチにより、認識される収益の金額が大きく変わると予想されます。現行の実務で認識される金額は必ずしもカバー期間中の保険金、リスク及び提供サービスの変動性と整合しないためです。

一部の企業は、現在、負債を測定する際に、履行キャッシュフローアプローチと同様のアプローチを適用しています。しかし、そのような企業は一般的に、残存カバーに係る負債の変動を収益の勘定科目ではなく、費用の勘定科目（例：負債の変動）に表示しています。

この新たな保険の報告形式は、保険業を含めた複数の活動を行う企業の収益報告の一貫性を高め、他の業界との整合性を高めます。しかし、業績の伝達方法が変わるので、保険会社と利用者の双方に相当の学習が必要になります。

KPMGの所見：収益認識と表示ー新たな業務上の複雑さ

当期に認識される収益の大半は、当期に発生すると予想された保険金と費用に基づいています。

現在、多くの保険会社が、各報告日時点の仮定に基づいて、何らかの形でのエンベディッド・バリュー（EV）を報告し続けています。また、予想に関する経験情報（すなわち、実績vs予想）を使って、各種の利益要因を説明したり、期中のEVの推移を説明したりするなどしています。したがって、ある程度は、過去の予想が現在も使われ、保持されているのです。

しかし、IFRS第17号の下では、収益認識の根拠とするために、過去の予想情報を適合させる必要があります。以下に、その理由をいくつか挙げます。

- すべての仮定が最新のものとは限らない、またはIFRS第17号の要件に沿っているとは限らない。
- IFRS第17号の測定及び表示要件では金融リスクに関する仮定と非金融リスクに関する仮定を区別することになっているが、現在、保険会社はこの2つを区別していない可能性がある。
- 情報が十分に強固な内部統制の対象とされていない可能性がある。

保険会社は、変化の度合い及び適合させる必要があるリソースを評価するために、システムやプロセスの機能を再評価する必要があります。最新の仮定や各報告期間の最新の予想キャッシュフローデータが適切に保存され、容易にアクセスできるようになっていない保険会社や、上述したように投資要素を他のキャッシュフローから分離して実際に追跡できない保険会社は、最大の困難に直面する可能性があります。

アクチュアリー、会計士、IT専門家は緊密に連携を取って、必要な情報を出せるようにしなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

13.2.3 保険金融収益または費用

IFRS17.87

保険金融収益または費用は、以下の影響や変化から生じる保険契約グループの帳簿価額の変動額で構成されます。

- 貨幣の時間価値
- 金融リスク

IFRS17.87(c), BC246-BC247

しかし、直接連動の有配当契約については、基礎となる項目の公正価値の変動に対する企業持分、及び残存カバーに係る負債の損失要素に配分された将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動のうちの企業持分は、保険金融収益または費用ではなく、保険サービス費用の一部として純損益に認識されます。その理由は、このような金額が、金融リスクの仮定の変更や金融リスクによって変動するものであっても、サービスに対する変動手数料の一部とみなされるためです（第15章参照）。

IFRS17.88-90, B129

企業は会計方針として保険金融収益または費用の表示の方法を以下から選択できます。

- 純損益に表示する
- 純損益とその他の包括利益（OCI）に分解して表示する（分解するという会計方針の選択）

一旦選択したら、保険契約のポートフォリオレベルで一貫した会計方針を適用する必要があります。

OCIに含まれる金額は、保険金融収益または費用の合計額と純損益に含まれる金額の差額です。

IFRS17.B129, IAS8.13

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、企業は類似の保険契約ポートフォリオに一貫性のある会計方針を選択し、適用します。保険契約ポートフォリオが類似しているか否かを評価する際には、企業は各ポートフォリオについて、保有する資産とその会計処理方法を検討します。

IFRS17.88-90

企業が分解するという会計方針を選択する場合は、純損益に認識される保険金融収益または費用は、その契約グループが、企業が基礎となる項目を保有している直接連動の有配当契約グループであるか否かによって決まります。そうではない場合には、金融リスクの仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に重要な影響を及ぼすか否かによって決まります。次の図は、純損益に表示される保険金融収益または費用の金額がどのように算定されるかを示したものです。

この表示要件は、IFRS第17号の下での保険金融収益または費用の合計金額を変えることはなく、この方針を選択した場合に、「純損益及びその他の包括利益計算書」の様々な部分にこの合計金額をどのように配分するかを規定するに留まっています。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.88-89, B130-B135

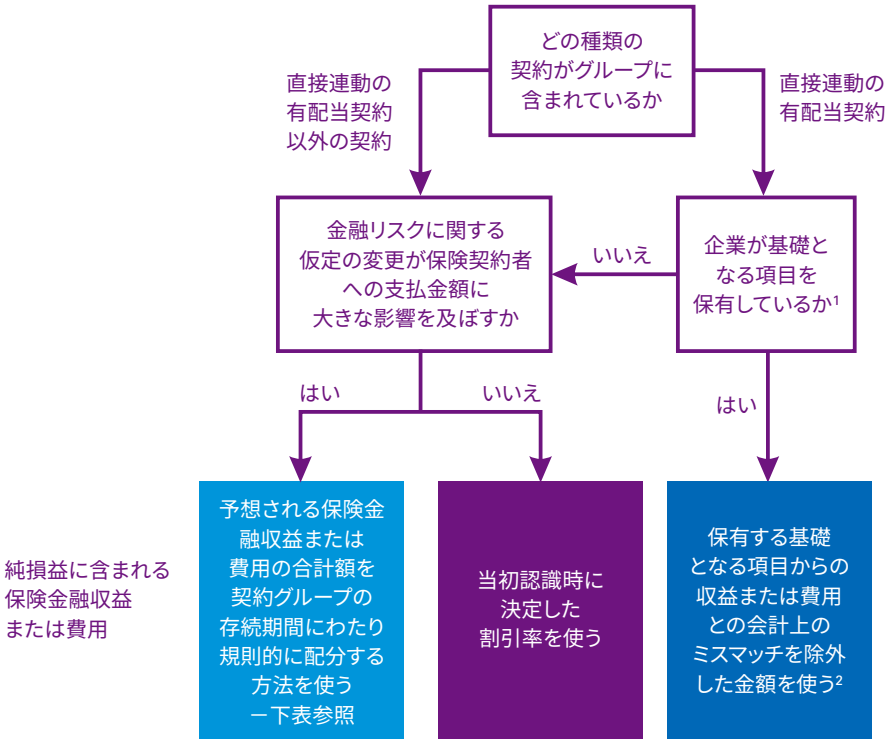

予想される保険金融収益または費用の合計額の規則的な配分[3]は、以下のように適用されます。

規則的に配分する金融収益・費用の発生源	直接連動の有配当契約以外の契約	直接連動の有配当契約
履行キャッシュフロー[4]	残存する改定後の予想金融収益または費用を契約グループの残存期間にわたり一定の割合で配分するレートを使う（実効利回りアプローチ）。 保険契約者に支払う金額の算定に、予定利率を使う契約については、当期中の保険契約者への支払額及び将来の期間の予想支払額に基づいた配分を行う（予想予定利率アプローチ）。	
CSM	当初認識時に決定した割引率を使う。	履行キャッシュフローに適用されるものと一貫性のある配分を行う。

注：

IFRS17.B135-B136

1. 企業が基礎となる項目を（自ら選択するか、要件に従って）保有しているか否かは、時間の経過と共に変わります。変更があった場合、企業が利用可能な会計方針の選択肢が変わり、純損益に含める保険金融収益または費用の金額を算定する方法を変更しなければならない可能性があります。この場合、企業は従前の分解するという会計方針の選択を当該変更日まで適用し、OCIの累積額を組替調整額として純損益に振り替え、それまでの期間の比較情報を修正再表示せずに、新たに分解するという会計方針の選択を将来に対して適用します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.B134

2. 純損益に含める保険金融収益または費用は、基礎となる項目に関して純損益に含めるものと完全に一致します。

IFRS17.91(b)

企業が契約グループを譲渡したり、条件変更により契約の認識を中止したりする時、それまでにOCIで認識された金額は、純損益に振り替えません。

IFRS17.88(b), B130

3. 予想される保険金融収益または費用の合計額を契約グループの存続期間中に規則的に配分することは、契約の特性に基づくものであって、契約のキャッシュフローに影響を及ぼさない要因は参照しません(例:リターンが契約のキャッシュフローに影響を与えない場合の予想資産利益率)。また、この配分により、契約グループの存続期間中、OCIに累積される金額はゼロになります。

IFRS17.91(a)

企業が契約グループを譲渡したり、条件変更により契約の認識を中止したりする時、従前にOCIに認識された金額は、組替調整額として純損益に振り替えます。

IFRS17.B132(b)

4. 非金融リスクに係るリスク調整から生じる金融収益または費用については、それが他の変動から分離されている場合には、一貫性のある配分が適用されます (13.2.3.1参照)。

IFRS17.30, 92

保険契約はIAS第21号に従って貨幣性項目として扱われるので (10.2.3参照)、保険契約グループの変動に係る為替差額は、純損益に認識されます。ただし、それがOCIに認識されている変動に関連している場合は、OCIに認識されます。

IFRS17.BC275

IFRS第17号は、将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変更に伴ってCMSを調整することを求めています。このような見積りの変更は、履行キャッシュフローの測定時に、最新の割引率を使って測定されます。ただし、CSMは当初認識時に決定された割引率を使って算定されます。

2つの異なる割引率を適用することで、履行キャッシュフローの変動とCSM(履行キャッシュフローの変動に関連するCSM) の調整との間に差額が生じます。この差額により、保険金融収益または費用の一部として認識される損益が生じるため、分解するという会計方針の選択の対象となります。

設例10:保険金融収益または費用の分解ーメカニズム

E社は、カバー期間4年の保険契約グループを発行する。契約には配当や投資要素はない。契約開始時に、E社は同グループから保険料1,000を受領する。

E社は、保険金及び費用800が4年のカバー期間終了時に発生すると見込んでいる。また、どの契約も失効しないと予想する。

簡略化のため、この設例では、非金融リスクに係るリスク調整は無視できるものとする。このグループが属する保険契約ポートフォリオに直課可能な新契約獲得キャッシュフローはない。

カバー期間中、すべての事象が予想どおりに発生し、E社は将来の期間に関連するいかなる仮定も変更しない。

当初認識時に履行キャッシュフロー測定のために決定された割引率は5%である。1年目の期末の割引率は5%で、2、3、4年目の期末の割引率は3%である。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

金融リスクの仮定の変更は、保険契約者に支払われる金額に重要な影響を及ぼさない。企業は保険金融収益または費用を分解することを選択し、契約グループの存続期間に発生が予想される保険金融収益または費用の合計金額を、当初認識時に決定した割引率を用いて規則的に配分することで算定した金額を純損益に含める。

E社は当初認識時及び各期末に、保険契約負債を以下のように測定する。

	当初認識時	1年目	2年目	3年目	4年目
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	1,000	-	-	-	-
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	(658)[(a)]	(691)	(754)[(b)]	(777)	-
履行キャッシュフロー	32	(691)	(754)	(777)	
CSM	342	(269)	(188)	(98)	-
保険契約負債	**-**	**(960)**	**(942)**	**(875)**	**-**

注：

a. $800 / 1.05^4 = 658$

b. $800 / 1.03^2 = 754$

当初認識時に、E社はその後の各報告日に下表のようにCSMが純損益に解放されると予想する。

	1年目	2年目	3年目	4年目
期首残高	342	269	188	98
発生利息の計上	17[(c)]	13	9	5
純損益への解放	(90)[(d)]	(94)	(99)	(103)
期末残高	**269**	**188**	**98**	**-**

注：

c. 342 x 0.05 = 17　当初認識後の期間にも同じ金利が使われる。

d. (342 + 17) / 4 = 90

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、各期の残存カバーに係る負債の変動を示したものである。

	1年目	2年目	3年目	4年目
期首残高	-	(960)	(942)	(875)
受取保険料	(1,000)	-	-	-
純損益に認識される保険金融収益/（費用）	(50)[e]	(48)[f]	(46)[h]	(43)
OCIに認識される保険金融収益/（費用）	-	(28)[g]	14[i]	15
予想される保険金	-	-	-	800
CSMの配分	90	94	99	103
期末残高	**(960)**	**(942)**	**(875)**	

注：

e. 費用の50は履行キャッシュフローの貨幣の時間価値（658 x 0.05）とCSMの貨幣の時間価値17から構成される。

f. 費用の48は履行キャッシュフローの貨幣の時間価値（691 x 0.05）とCSMの貨幣の時間価値13から構成される。

g. OCIに認識される金額の28は、保険金融収益または費用の合計額76と、純損益に認識される金額48の差額である。保険金融収益または費用の合計額76は、将来キャッシュフローの現在価値の見積り（754）とそれに対応する1年目の期末の金額（691）の差額、プラスCSMの利息（13）である。

h. 費用の46は、履行キャッシュフローの貨幣の時間価値（$800 / 1.05^2 \times 0.05$）と、CSMの貨幣の時間価値9から構成される。

i. OCIに認識される金額の14は、保険金融収益または費用の合計額32（777 – 754 + 9）と、純損益に認識される金額46の差額である。

仮定の変更

3年目の期末にE社が仮定を変更し、4年目の期末の発生保険金は450だけになると見積った場合、履行キャッシュフローは340減少する。これは、変動額の350を現在の割引率3%で割り引いた金額である。この変更は、CSMを333増加させる。これは変動額の350を当初の割引率5%を使って割り引いた金額である。この差額の7が割引率の変更による契約グループの帳簿価額の減少分であり、OCIに保険金融収益として認識されることになる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：保険金融収益または費用の分解－新たな業務上の複雑さ

分解するという会計方針の選択する場合は、企業は当初認識時に決定された割引率を追跡し、各報告日において、その割引率の変更の影響を算出及び提示するために、過去及び現在のデータを保有しておく必要があります。

企業は割引率やその他の市場変数の変化の影響を純損益に認識するという選択をするとしても、それでもなお直接連動の有配当契約以外の契約に対して当初認識時に適用された割引率の記録は保管しておく必要があります。その理由は、この情報がCSMに集計される保険投資費用を計算するためや、将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変更がある場合にCSMを調整する金額を算定するために、必要になるからです。

KPMGの所見：会計上のミスマッチを低減するためにIFRS第17号及び9号で利用可能な方針の選択

分解するという会計方針の選択を適用するか否か判断する際に、企業は、起こり得る会計上のミスマッチとそれを低減する方法を検討すると考えられます。

また、企業はIFRS第9号の指定オプションをどのように適用するかを検討すると考えられます（詳細については第20章参照）。企業は以下を検討しなければならないため、これは重要な課題になりそうです。

- IFRS第9号に基づいた金融資産について予想される分類及び測定
- 各基準書の下で利用可能なすべてのオプション
- 会計上のミスマッチ及び財務諸表上の変動性に対する企業のアプローチ
- 望ましいソリューションに到達するためのシステム変更に必要なリソース

保険債務とその裏付資産との間に生じる純損益の「変動性が低い」ことを選好する企業は、この変動性をOCIに表示することができるオプションの適用を検討すると考えられます。

- 分解するという会計方針の選択を適用して、保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解する
- 負債性金融資産をIFRS第9号の公正価値オプション（FVTPL）に基づいて指定することを選択しない

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

企業が基礎となる項目を保有する直接連動の有配当契約について、IFRS第17号の下では純損益に含まれる保険金融収益または費用は、保有する基礎となる項目から生じる金融収益または費用との会計上のミスマッチを解消した金額であるため、すでに会計上のミスマッチが低減されています。

保険負債とその裏付資産の、「すべての変動を純損失に含める」ことを選好する企業は、以下のオプションを検討することになると思われます。

- 分解するという会計方針を適用せずに、すべての保険金融収益または費用を純損益に認識する
- FVTPLで金融資産を指定する。これにより、異なる基準で資産もしくは負債を測定することやそれらに係る損益を認識することで生じる可能性のある会計上のミスマッチを解消、大幅に低減する（IFRS第9号の選択）
- 資本性金融商品への投資の公正価値の変動をOCIに表示することを選択しない（IFRS第9号の選択）

13.2.3.1 非金融リスクに係るリスク調整の変化の分解

IFRS17.B124(b)

一般に、報告期間に認識される保険収益は、非金融リスクに係るリスク調整の変動から生じる残存カバーに係る負債の変動を含んでいます。ただし、以下は除外されます。

- 将来のサービスに関連しているため、CSMを調整する変動額
- 残存カバーに係る負債の損失要素への配分額

IFRS17.81

非金融リスクに係るリスク調整には、金融リスク要素（例：リスク調整に係る割引率の変更の影響）も含まれる可能性があります。しかし、企業はそれを保険サービス収支と保険金融収益または費用に分解することを求められていません。この2つに分解しない場合には、非金融リスクに係るリスク調整の変動の全額が保険サービス収支に含まれます。

IFRS17.B124(b)(i)

分解する場合には、非金融リスクに係るリスク調整の変動に関連する金融収益または費用は保険収益から除外します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

14 保険料配分アプローチ

簡便モデルである保険料配分アプローチ（PAA）に適合する契約を保有する企業も、IFRS第17号を適用する際に新たな課題に直面します。

14.1 簡便モデル

IFRS17.40, A

セクション5.2で概要を示したとおり、保険契約グループの帳簿価額の合計額は以下から構成されます。

- 残存カバーに係る負債：契約に基づいて将来の期間に提供される将来のサービスに関連する履行キャッシュフロー及びCSM
- 発生保険金に係る負債：保険金や費用がすでに発生している過去のサービスに関連する履行キャッシュフロー

PAAの下では、一定の契約について、一般測定モデルを簡略化して、残存カバーに係る負債を測定することができます。

一般に、PAAによる残存カバーに係る負債の測定は、新契約獲得に要した支払キャッシュフローを控除した受取保険料の金額から、時の経過に基づいて、経過したカバー期間に純損益に認識した保険料及び新契約獲得キャッシュフローを差し引いた金額として測定します。

PAAは、契約の保険料をカバー期間全体にわたって認識することで、一般測定モデルで測定した保険契約収益を認識する場合と類似する情報と利益パターンが得られるという前提に立っています。

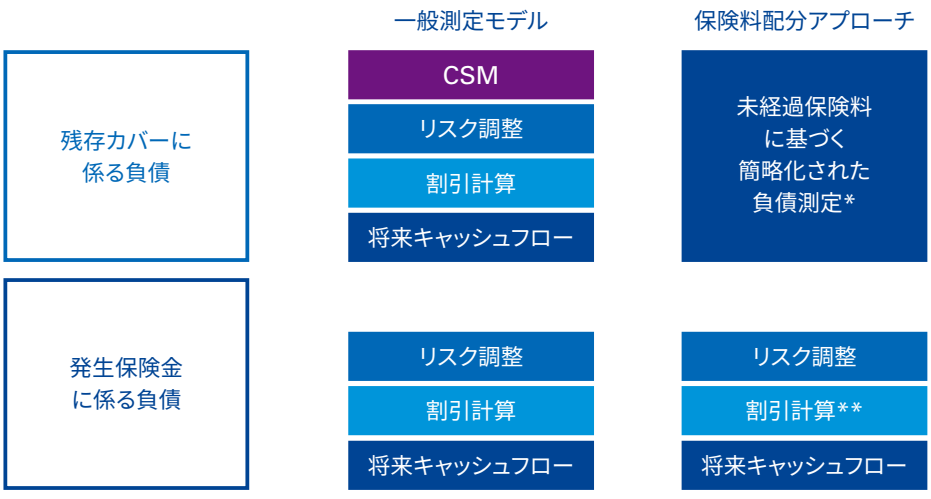

注：
* ただし、契約グループが不利である場合を除く。詳細については14.3.2参照。
** ただし、貨幣の時間価値を将来キャッシュフローに調整しないことが認められており、企業がそのような選択をする場合を除く。セクション14.4参照。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：PAA－新たな実務と課題

概して、PAAは、米国GAAPに基づいた短期契約を対象とする現行の会計モデルや、多くの企業がIFRS第4号に基づいて使っているモデルといくつかの共通点があります。

しかし、一部のIFRS第17号の具体的なガイダンスは、現在類似の方法を使っている企業にも、新たな実務と課題をもたらします。これは主に以下の論点に関連しています。各論点については、詳しく後述します。

- PAAの適格要件（セクション14.2参照）
- 不利な契約。その測定レベル及び測定方法（14.3.2及び14.3.3参照）
- 発生利息の計上及び割引計算（14.3.4及びセクション14.4参照）
- 発生保険金に係る負債に関する明示的なリスク調整（セクション14.4参照）
- カバー期間全体にわたる収益認識パターン（14.3.4参照）
- 純損益計算書上の収益の表示（第13章参照）

PAAが適用できるかどうかの判断の他にも、PAAには企業が適用できる可能性があるその他の簡略化があります。

- 一定の基準が満たされる場合、残存カバーに係る負債の測定において貨幣の時間価値の影響を調整するかどうか（14.3.4参照）
- 一定の基準が満たされる場合、新契約獲得キャッシュフローを発生時に費用計上するかどうか（14.3.1参照）
- 一定の基準が満たされる場合、発生保険金や不利な契約に係る負債を割り引くかどうか（セクション14.4及び14.3.2参照）
- 発生保険金に係る負債及び残存カバーに係る負債に分解するという会計方針を適用するかどうか（セクション14.4及び14.3.4参照）

14.2 適格基準

IFRS17.53

企業は、その保険契約グループの開始時に以下のいずれかに該当する場合には、保険契約グループの測定にPAAを適用することが認められています。

- 保険契約グループ に属する各契約のカバー期間が1年以内である場合
- PAAによる保険契約グループの残存カバーに係る負債の測定が、一般測定モデルの規定を適用して行う測定結果と著しく異ならないと企業が合理的に見込む場合

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

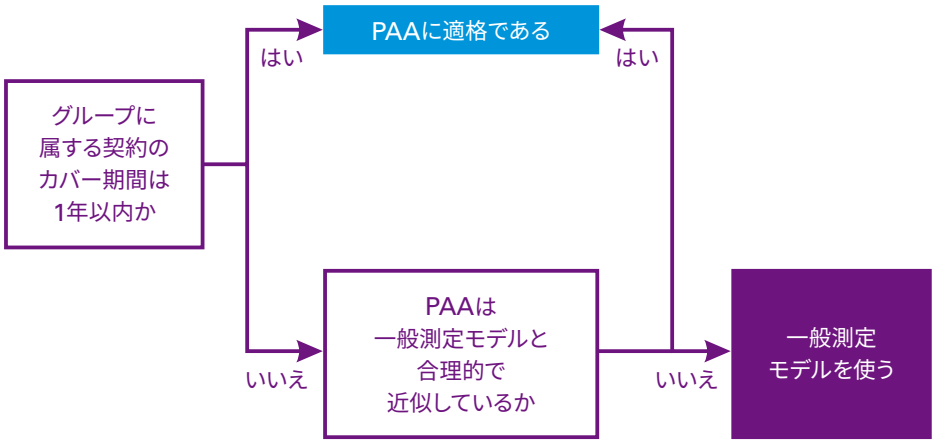

IFRS17.54

企業がグループの開始時に、保険金が発生する前の期間に履行キャッシュフローの重要な変動性を予測する場合には、PAAによる保険契約グループの残存カバーに係る負債の測定が、一般測定モデルの規定を適用して行う測定結果と著しく異ならないと、合理的に見込めないことになります。

履行キャッシュフローの変動性は、例えば以下と連動して増大します。

- 契約内に存在する組込デリバティブに関連する将来キャッシュフローの程度
- カバー期間の長さ

KPMGの所見：見積りの変更に対するPAAの感応度

一般測定モデルの下で、将来キャッシュフローの見積りは、最新の情報をもとに各報告日において更新されます。このような見積りの変更はCSMに影響を与えるため、当期及び将来の報告期間の契約の収益性に影響を及ぼします。

PAAでは、将来キャッシュフローの見積りを同じようには扱いません。契約が不利にならない限り、カバー期間中に報告される各報告期間の収益性と契約測定は、通常、将来の報告期間に関連する見積りの変更の影響は受けません。

したがって、その契約に保険金発生前の期間において、履行キャッシュフローに重要な変動性が予測されない場合は、PAAは一般測定モデルに基づいた残存カバーに係る負債の合理的な近似値を算出すると考えられます。

これは、カバー期間が1年以内の契約のケースを想定しています。ただし、その他のすべてのケースでは判断が必要になります。IFRS第17号はPAAが一般測定モデルの合理的な近似値を算出すると見込めるか否かを判断する方法を規定していないので、カバー期間が1年を超える契約の履行キャッシュフローに重要な変動性が生じるか否かを評価する際に、経営陣の判断が重要となります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

この評価には、カバー期間の長さと組込デリバティブの有無の検討が伴います。また、企業は、主要な市場と、履行キャッシュフローの変動性を生じさせる可能性のあるその他のリスク要因（例：金利）も検討することになるでしょう。企業は、契約の価格設定が同様の要因に基づいて変動することが見込まれるため、価格設定に使われる情報も部分的に活用することができると考えられます。

この評価は、一般測定モデルとPAAの保険契約グループの残存カバーに係る負債を比較するために、感応度分析を開発することによって行うことができます。これは、マージンの測定尺度を確立し、「合理的な近似値」になる許容可能なマージンを決定するということでもあります。また、企業は、新契約のためにどのくらいの頻度で分析を更新するか、判断しなければなりません。例えば、現在の金利環境が不安定であれば、より頻繁に分析を更新する必要があるでしょう。

企業は、どのようにこの評価を文書化し、関連するプロセスの統制を行うか検討しなければなりません。

KPMGの所見：PAA適格性の評価

損害保険契約

カバー期間が1年以内の契約は、たとえ保険金の支払期間がカバー期間を超えても、自動的にPAAの適格要件を満たします。例えば、保険期間が1年の個人自動車保険は、人身傷害保険金が複数年にわたって支払われる予定であっても、PAAが適格です。

カバー期間が1年を超える契約グループであっても、予測されるキャッシュフローの変動性の評価次第では、PAAが適格である可能性があります。

多くの損害保険契約は、主としてカバー期間が短く、組込デリバティブが通常は含まれていないことから、PAAの適格要件を満たします。おそらく、多くの保険会社がこのタイプの契約にPAAを適用しようとするでしょう。というのも、多くの国・地域で、現在、PAAに類似する未経過保険料アプローチが適用されているからです。

生命保険契約

終身保険契約や年金契約は、主としてカバー期間が長いため、PAAの適格要件を満たさないと考えられます。契約期間1年の定期保険契約は、自動的にPAAの適格要件を満たします。しかし、契約の境界線については検討が必要です（7.3.1参照）。

多くの生命保険契約は、カバー期間が1年を大幅に上回ることから、おそらくPAAの適格要件を満たさないでしょう。したがって、生命保険商品は、たとえ一部の商品がPAAの適格要件を満たしていても、主に契約が一般測定モデルと同じようなプロセスやシステムを使って処理されると見込まれることから、一般測定モデルに従って会計処理されると考えられます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

14.3 残存カバーに係る負債

IFRS17.55(a)

PAAの下では、残存カバーに係る負債は当初認識時に以下のように測定されます（不利な契約を除く—14.3.2参照）。

* 注：企業が、それを適用可能な場合に、新契約獲得キャッシュフローを発生時に費用として認識する場合を除く（14.3.1参照）

IFRS17.57, BC289

当初測定では、将来キャッシュフローの現在価値、リスクの影響、貨幣の時間価値を明示的に特定しません。その結果、事後測定には保険金発生前のこれらの要素の変動の分析が含まれていません。なぜなら、PAAを適用する理論的根拠は、これらに重要な変動が生じていないからです。しかし、事実及び状況がある契約グループが不利であると示している場合には、企業は一般測定モデルの履行キャッシュフロー要件を適用し、一定の条件が満たされている場合にはある程度簡略化して、残存カバーに係る負債を算出します（14.3.2参照）。

14.3.1 新契約獲得キャッシュフロー

IFRS17.55(a), B125

新契約獲得キャッシュフローは、当初認識時に負債を減らすことによって繰り延べられ、時の経過に伴い規則的な方法で費用として認識されます。

IFRS17.59(a)

しかし、グループに属する各契約のカバー期間が当初認識時において1年以内である場合は、新契約獲得キャッシュフローを発生時に費用として認識できます（セクション4.2参照）。

KPMGの所見：新契約獲得キャッシュフローを繰り延べないという方針の選択

新契約獲得キャッシュフローの認識に関する会計方針の選択は、一般測定モデルを簡略化することを目的としています。したがって、一般測定モデルの合理的な近似値になる結果を算出するように設計されています。

この選択は、当初認識時にグループに属する各契約のカバー期間が1年以内である場合に、そのグループのみに対して適用されます。PAAを適用する契約グループにはカバー期間がより長い契約も含まれている可能性があるので、必ずしもすべてのグループにこの選択を適用するわけではありません。

システムやプロセスに重要な変更は必要なさそうなので、新契約獲得キャッシュフローをカバー期間全体にわたって費用計上する方針がすでにある企業は、その方針を継続できると思われます。ただし、企業は、依然としてそれまでに繰り延べてきたコストがIFRS第17号の新契約獲得キャッシュフローの定義を満たすか否かを評価する必要があります。

その他の企業は、そのようなコストを発生時に認識することを検討するかもしれません。また、募集業務の水準とそれによって生じるコストが年によって大幅に変動する場合には、報告期間中に収益性の変動をより多く経験することになるかもしれません。このような場合、季節的変動の説明を開示することが必要になると考えられます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

14.3.2 不利な契約の負債

IFRS17.57-58

企業は、事実及び状況が、ある契約グループが不利であると示している場合には、カバー期間中のどの時点であれ、損失及び残存カバーに係る負債の増加を認識します。

IFRS17.57-58

契約グループが不利であるとみなされた場合、残存カバーに係る負債の増加と損失の認識額は、以下の差と等しくなります。

- グループの残存カバーに関連する履行キャッシュフロー
- PAA適用時に算定される残存カバーに係る負債の帳簿価額

言い換えると、事実及び状況がその契約グループは不利であると示している場合は、一般測定モデルの履行キャッシュフロー要件を用いて、残存カバーに係る負債を算出します。この値がPAAの適用によるものよりも大きくなる場合には、その差額が損失として認識されます。

IFRS17.57

しかし、貨幣の時間価値の調整及び金融リスクの影響を、発生保険金に係る負債の測定に反映させない場合、グループの残存カバーに関連する履行キャッシュフローを算定する時にそれらを測定に含める必要はありません（セクション4.4参照）。企業は、貨幣の時間価値や金融リスクの影響を将来キャッシュフローに調整する場合、一般測定モデルの要件に沿って割引率を決定します（第8章参照）。

KPMGの所見：契約が不利か否かを企業はいつ評価するか

企業は、当初認識時またはカバー期間中にPAAを適用するすべての契約グループが不利かどうかを評価するための定期的な測定作業を行う必要はありません。しかし、契約グループが不利であることを示しているかどうかを検討するために、事実及び状況並びにその変化を特定する必要があります。

IFRS第17号はどのような事実及び状況を考慮するべきか具体的なガイダンスを示していないため、経営陣は、当初認識時または事後的に契約が不利であることを示しているかどうかを評価及びモニタリングする方法を構築する必要があります。

この評価には、以下のような要因を考慮します。

- カバー期間中の実際の比率と比較した、保険料に対する保険金の予想比率（またはその他の収益予想の尺度）
- 期待キャッシュフローの重要な修正をもたらす経済または規制面の変化
- 契約履行に伴うコストの重要な変動（例：社内の組織再編、保険義務の履行に用いられるサービスもしくは商品の価格変化）

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：不利な契約の測定－実務上生じ得る重要な変更点

IFRS第4号に基づいて残存カバーに係る負債の測定に同様の会計処理を行っていたとしても、PAAに基づく不利な契約の会計処理は、現行の実務に重要な変更をもたらす可能性があります。

事実及び状況が、ある契約グループが不利であることを示している場合、一定の条件を満たす場合には簡略化した一般測定モデルに基づいて残存カバーに関連する履行キャッシュフローを計算しなければなりません。

現在、損害保険会社が、将来キャッシュフローの現在価値以外の測定根拠を使って、不利な契約に係る負債を認識していることがあります。例えば、一部の国・地域では、予測される損失を算定するために、未経過保険料に損失率を適用しています。他の国・地域では、損失引当金が割引計算されなかったり、明示的なリスク調整ではなく非明示的なリスク特性を含んでいたりします。

IFRS 第17号の下では、不利な契約による損失を算定するために、将来キャッシュフローの現在価値を明示的に計算することが求められています。これには、将来キャッシュフローの見積り、非金融リスクの明示的なリスク調整、割引計算（該当する場合）が必要になります。

14.3.3 グループ分けの要件

IFRS17.14-24

PAAの下で契約に適用される集約要件は、一般測定モデルに基づくものと整合します（第6章参照）。ただし、PAAを適用する契約について、企業は以下のことを行います。

- 事実及び状況が不利であると示していない限り、ポートフォリオに属する契約はいずれも当初認識時に不利ではないと推定する
- 事実及び状況の変化の発生可能性を評価することにより、契約が事後的に不利になる重要な可能性がないかどうかを評価する

KPMGの所見：PAAに基づいて会計処理される契約の集約のレベルに関する評価

集約要件を適用する際には、事実及び状況が、契約が不利であることを示していないか検討します。同時に、契約が将来不利になる重要な可能性がないか評価するために、事実及び状況の変化の可能性を検討します。

企業は、集約の基準を適用する際に以下について検討します。

- 詳細なキャッシュフロー予測を使用していた場合に使われていたであろう主な見積りを特定することにより、事実及び状況の変化と、見積りの変化の可能性を評価する。これは、契約の価格設定モデルとその基礎となる仮定を分析することにより達成できる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 最新の利益率と、見積りの変更がその利益率に及ぼし得る影響を分析する。この利益率の重要性が大きな検討事項となることは明白である。例えば、企業は収益性のレンジを設定する場合がある。あるレンジには、不利になる重大な可能性がない契約が、別のレンジにはポートフォリオに属する他の契約が含まれる。

KPMGの所見：契約がグループ分けされるレベル－実務への影響

現在、一部の損害保険会社は、大まかな集約レベルで（例：ポートフォリオ、保険の種類、または契約の価格設定レベルで）業績評価をすることにより事業を行っています。また、一部の企業は、現在、同一グループ内の契約からの損益の期待値を相殺することにより、同様の集約レベルで事業の会計処理をしています。この集約レベルに基づいて、単独では不利であるとみなされる契約からの損失については、それが同じ測定グループに属する他の契約の期待利益に包含される場合、追加の負債は認識されていません。

IFRS第17号の下では、集約レベル、ひいては損益を相殺するのに妥当なレベルは、より精緻になると言えるかもしれません。下位レベルで評価が行われる可能性を考えると、IFRS第4号に基づいてまとめて会計処理されていた契約グループは、IFRS第17号への移行に際して、より細分化されたレベルで評価しなければならなくなり、その結果として、不利な契約に係る負債の認識額が増加する可能性があります。これは、IFRS第17号への移行後は、不利ではない契約からの期待利得が残存カバーに係る負債という形で繰り延べられるのに対して、不利な契約グループについては、損失が即時に純損益に認識されることも意味します。

即時に損失を純損益に認識することと利得を繰り延べることに内在する非対称性を考えると、これが財務諸表や企業経営に使われる情報に及ぼし得る影響を評価することが企業にとって極めて重要になります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

14.3.4 事後測定

IFRS17.55(b)

PAAの下では、残存カバーに係る負債は事後の各報告日に以下のように測定されます。

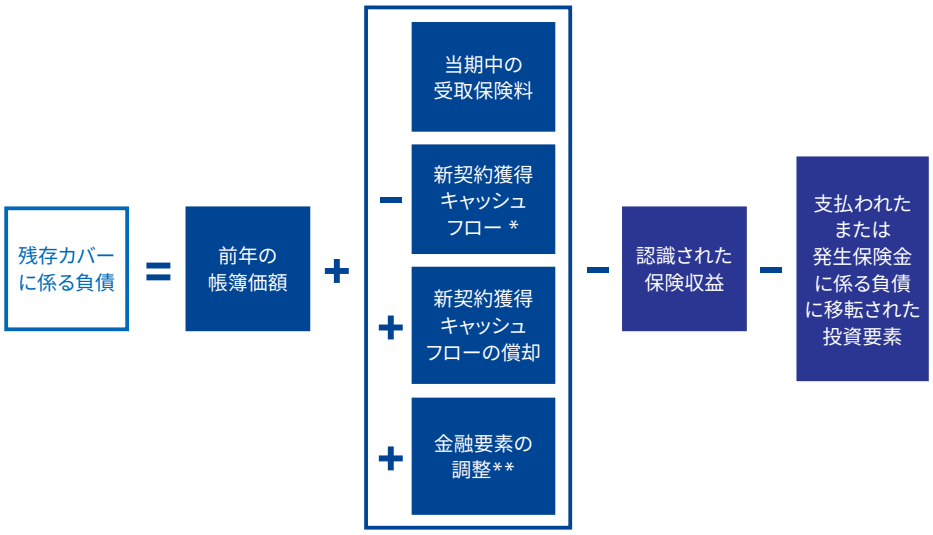

注：
* 企業が新契約獲得キャッシュフローを発生時に費用として認識することを選択した場合を除く
** この調整が適用されない場合を除く

IFRS17.B126-B127

当期の保険契約収益は、当期に配分された予想受取保険料の金額です（投資要素を除き、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映して調整）。カバー期間中の各期への配分は、時の経過に基づいて行われます。しかし、カバー期間中のリスクの解放パターンが時の経過と大幅に異なる場合には、予想受取保険料は、保険サービス費用の発生が予想されるタイミングに基づいて、カバー期間中の各期に配分されます。事実及び状況がカバー期間中に変われば、配分の根拠も変わります。

IFRS17.56

グループに属する保険契約に重要な金融要素がある場合には、残存カバーに係る負債の帳簿価額は、当初認識時に決定した割引率を使った貨幣の時間価値と、金融リスクの影響を反映して調整されます。

ただし、企業が当初認識時に、保険カバーの各部分を提供する時点とそれに関連する保険料の支払期日の間隔が1年以内であると予測する場合には、貨幣の時間価値や金融リスクの影響を負債に調整しないという選択をすることもできます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.IE13

設例11：PAAの下での収益認識

E社は、2021年6月30日に以下の条件の保険契約を発行する。

- カバー期間は12ヵ月
- 保険料は1,200ー契約開始時に全額受領
- 当初認識時に適用される割引率は5%
- 予想されるリスク解放パターンは、時の経過と大きく異ならない

E社は会計方針として、貨幣の時間価値の影響を残存カバーに係る負債に調整する。

E社の年次報告日は12月31日で、その日には発生保険金はない。

簡略化のため、この設例では新契約獲得キャッシュフローは無視できるものとする。

契約開始時

残存カバーに係る負債は受取保険料1,200である。

2021年12月31日

貨幣の時間価値の影響により、残存カバーに係る負債が以下のように増加する（簡略化のため、負債の期首残高に単利計算を適用する）。

1,200 x (1 + (0.05 x 6/12)) = 1,230

保険契約収益は、貨幣の時間価値を反映して調整され、当期に配分された予想受取保険料である。

1,230 x 6/12 = 615

残存カバーに係る負債は、前期の帳簿価額に、貨幣の時間価値の調整を加算し、当期中に保険契約収益として認識された金額を控除した金額である。

1,230 - 615 = 615

2021年12月31日までの6ヵ月間の純損益及びその他の包括利益計算書

保険契約収益	615
保険金融費用	(30)
利益	**585**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

契約開始以降の事実及び状況の変化

2021年12月31日に、事実及び状況が、契約グループが不利であることを示している。E社は、一般測定モデルを適用して履行キャッシュフローを800である算定している。

この場合、E社は損失と残存カバーに係る負債の増加を、上記で計算した残存カバーに係る負債（615）と履行キャッシュフロー（800）の差額として認識する。

その結果、2021年12月31日において、800の負債と純損益を通じて損失185が認識された。

KPMGの所見：重要な金融要素

PAAを適用する企業の多くが、前納保険料に重要な金融要素が含まれていないかということと、以下の点を初めて検討することになると考えられます。

- 残存カバーに係る負債の帳簿価額に貨幣の時間価値を調整する必要があるか
- この調整を回避するための簡便オプションの基準を満たしているかどうか

カバー期間は重要な要因である

カバー期間が1年以内の契約グループは、簡便オプションの適格基準を自動的に満たしていると見込めます。その理由は、保険カバーの各部分を提供する時点と、それに関連する保険料の支払期日の間隔が1年を超える可能性は低いと思われるからです。

契約グループに重要な金融要素があるかどうかを特定する際は、企業はPAAの適格要件を満たしカバー期間が1年を超える契約グループについても検討するべきです。

IFRS15.60-65

評価する

IFRS第17号は、重要な金融要素の有無の評価方法については具体的なガイダンスを示していません。しかし、IFRS第15号が同じような概念を規定しており、ガイダンスもある程度示しています。ここでは、企業は以下を含むすべての事実及び状況を検討することになっています。

- 対価と現金販売価格の差（差がある場合）
- 予想されるサービスの提供時期と顧客からの支払受領時期の間隔により受ける複合的影響
- 関連市場における実勢金利

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

検討事項

PAAの下で残存カバーに係る負債を測定する際に貨幣の時間価値を反映することは、以下のような影響を及ぼす可能性があります。

- 貨幣の時間価値に関する調整を反映することを求められている、または選択する企業は、自社のシステム及びプロセスで過去（契約グループの当初認識時）の金利を追跡でき、この情報を負債のモデリングに使う評価システムに投入できるようにする必要があります。現在、契約の発生利息を計上していない企業にとっては、コストと懸念は大きなものとなるでしょう。
- 保険料の多くがカバー期間の開始時に受領されるため、カバー期間の開始時の利益（引受及び金融収支）は、貨幣の時間価値の影響を会計処理しない場合よりも少なくなります。これは、金利費用が当初の期間にはより多額の残高に対して計算されるためです。上記の設例11では、契約の最初の6カ月間の利益585は、E社が貨幣の時間価値を残存カバーに係る負債に調整しなければ600になるはずでした。
- 金融(financing)は、認識される収益の金額に影響を及ぼします。これは、残存カバーに係る負債が貨幣の時間価値に関して調整されている場合、契約に対して認識される収益の金額が、受取保険料を上回るためです。上記の設例11では、E社が貨幣の時間価値を残存カバーに係る負債に調整していなかった場合600を認識していたはずなのに対して、収益615がカバー期間の最初の6カ月間に対して認識されています。

KPMGの所見：リスクからの解放パターン

PAAの下では、リスクの解放パターンが時の経過に基づくものと大幅に異ならない限り、収益は時の経過に基づいてカバー期間全体にわたって認識されます。大幅に異なる場合には、保険サービス費用の発生が予想されるタイミングに基づいて、予想受取保険料が収益として認識されます。

企業は、リスクの解放パターンと、それが時の経過に基づくものと大幅に異なるパターンになっていないかどうかを判断できる必要があります。大幅に異なる契約の例として、発生頻度が低く、明らかに季節的で大規模な事象による損失を補償する保険契約があります（例：ハリケーンや竜巻による被害を補償する保険契約）。

企業は、カバー期間中に類似契約の保険金請求が実際どのように発生したかという過去の経験に基づいて、また過去の経験とどのように異なるかという将来の予測とともに、リスク解放パターンの分析を実証することができます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：保険契約収益－実務上の変更

一般測定モデルと同様に、PAAも各期の保険契約収益の表示について、実務に大きな変化をもたらす可能性があります。

多くの国・地域で、企業は現在「純損益及びその他の包括利益計算書」上に、当期中に始まった契約の引受保険料総額を含む調整表を表示しています。認識される収益の純額を算定するために、このような保険料の未経過分の調整が表示されます。これは、「財政状態計算書」が契約を通して受け取ることができる保険料をグロスアップしているということでもあります。

PAAの下では、表示される保険契約収益は、当期中に認識された保険契約収益を表します。引受保険料総額に関する情報は、開示に含まれます（第19章参照）。「財政状態計算書」は、未収保険料及び発行予定契約の保険料（pipeline premiums）によってグロスアップされません。代わりに、残存カバーに係る負債は、将来の保険カバーに関する契約のネットポジション（資産または負債）を表します。

また、投資要素は保険収益や保険サービス費用には含まれません。損害保険業界では、ほとんどの契約にPAAを適用することが予測されますが、除外される投資要素の例として、契約のカバー期間中に保険金請求を行わなかった場合に保険料の払戻しという形で保険契約者に支払われる「無事故ボーナス／払戻」があります。

14.4 発生保険金に係る負債

IFRS17.59(b)

PAAの下では、発生保険金に係る負債は、一般測定モデルの履行キャッシュフロー要件に従って、発生保険金に関連する履行キャッシュフローの金額で測定されます。ただし、将来キャッシュフローが発生から1年以内に支払われるまたは受け取られると見込まれる場合には、企業は将来キャッシュフローに貨幣の時間価値を調整しないことができます。

IFRS17.B72(e)(iii), B133

企業が発生保険金に係る負債を要件または選択により割り引いて、分解するという会計方針（第15章参照）を適用する場合は、保険金融収益または費用を純損益に認識するために使用される金利は、基礎となる項目からのリターンに基づいて変動しない名目キャッシュフローに適用される保険金発生日時点のレートになります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

設例12：契約開始時及び事後におけるPAAの適用

E社は、以下の条件の保険契約グループを発行する。

- カバー期間は12ヵ月（契約は保険金請求後も失効しないと仮定）
- 保険料は1,200ー契約開始時に全額受領
- 新契約獲得キャッシュフローは24ー契約開始時に全額支払
- 1ヵ月後の実際の保険金請求額は60
- 発生保険金に対する非金融リスクに係るリスク調整は10

この設例では、新契約獲得キャッシュフローは繰り延べられ、将来キャッシュフローの割引計算と発生利息の計上は無視する。

また、この設例では、カバー期間を通じて均等に保険サービスが提供され、新契約獲得キャッシュフローが発生すると仮定する。

契約開始時

残存カバーに係る負債は、受取保険料から、新契約獲得キャッシュフローに関連する支払を控除した金額となる。

1,200 – 24 = 1,176

1ヵ月後

新契約獲得キャッシュフローの償却は以下のようになる。

24 / 12 = 2

保険契約収益は、当期に配分された予想受取保険料の金額となる。

1,200 / 12 = 100

残存カバーに係る負債は、前期の帳簿価額、直課可能な新契約獲得キャッシュフローの当期償却額を加算し、当期中に保険契約収益として認識される金額を加算した合計になる。

1,176 + 2 - 100 = 1,078

発生保険金に係る負債は、当期中の実際の保険金に、発生保険金に対する非金融リスクに係るリスク調整を含めた金額となる。

60 + 10 = 70

純損益

保険契約収益	100
新契約獲得キャッシュフローの償却	(2)
発生保険金	(70)
純損益への影響	**28**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.100(c)

IFRS第17号 vs IFRS第4号：過度な保守主義の解消

IFRS第4号の下では、企業は、過度な保守性を排除するために会計方針を変更することが認められていました。しかし、IFRS第4号の初度適用時に現行の会計方針に存在した保守主義を排除することは求められていませんでした。

したがって、過度の保守性を会計方針に持たせることが現在求められているまたは認められている国・地域では、企業は、測定プロセス全体を通して負債を保守的に見積っています。その例として、発生保険金に係る負債を割り引かずに測定することや、既発生未報告の保険金を最終損失率手法に基づいて算定すること、最終損失率の策定時に過度の保守主義を適用することなどが挙げられます。

IFRS第17号の下では、以下により、過度に保守的である場合にはそれが低減され、過度に保守的でなくても発生保険金に係る負債の測定の実務が変更されると考えられます。

- 発生保険金に係る負債を割り引くこと
- 非金融リスクに係る明示的なリスク調整を測定すること

さらに、PAAが適用された契約については、将来キャッシュフローの現在価値及び非金融リスクに係るリスク調整の見積りとは別に、発生保険金に係る負債の期首残高と期末残高の調整表を開示することが求められています（第19章参照）。したがって、非金融リスクに係るリスク調整の明示的な測定は、測定だけでなく開示にも反映されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

15 直接連動の有配当契約

変動手数料アプローチは、一般測定モデルに基づくCSMの処理を、直接連動の有配当契約に適応するように修正したものです。

15.1 有配当性に関する理解

多くの保険者が、IFRS第17号で規定されている、基礎となる項目のリターンを保険契約者に配分する特性を含む契約を発行しています。しかし、IFRS第17号は、直接連動の有配当性を有する契約（直接連動の有配当契約）と、それ以外の有配当及び無配当の保険契約（直接連動の有配当契約以外の契約）を区別しています。これよって、以降の期間にどのような測定モデルを適用するかが変わります。

その区別、ひいては直接連動の有配当契約の定義では、企業が基礎となる項目に基づく投資リターンを約束している場合には、重要な投資関連サービスが契約に含まれていると仮定しています。基礎となる項目は、契約で明確に特定している限りは、どのような項目も構成要素とすることができます。

このようなサービスが重要である（substantial）場合、その契約は直接連動の有配当契約の定義を満たし、その会計処理には投資関連手数料の変動は将来のサービスに関連するものとみなすという考え方が反映されます。契約が要件を満たし、直接連動の有配当契約として定義される場合には、本章で説明する一般測定モデルの修正版を適用します。これは、「変動手数料アプローチ」と呼ばれます。CSMが手数料の変動性を反映して調整されるからです。

投資関連サービスに十分な重要性がなく、契約が直接連動の有配当契約の定義を満たさない場合には、この手数料に関連する変動は、修正なしの一般測定モデルに従って認識されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、一般測定モデルと変動手数料アプローチによる測定の主な違いを示したものです。その詳細については、本セクションで説明します。

	一般測定モデル	変動手数料アプローチ
貨幣の時間価値および金融リスクから生じる履行キャッシュフローの変動	「純損益及びその他の包括利益計算書」に保険金融収益または費用として即時に認識する。	将来のサービスに対する手数料の変動性の一部とみなされ、CSMに認識する*。
CSMに対する利息を計上する際の金利	当初認識時に決定した金利	CSMは金融リスクの変化に対して調整される際に実質的に再測定されるため、明示的な利息の計上は要求されていない。

* 注：増減額がCSMの金額を上回る場合、または企業がCSMを調整しないリスク低減オプションを適用する場合を除く

本セクションでは、直接連動の有配当契約とは何か、また、一般測定モデルは変動手数料アプローチを用いて当該契約に対してどのように適用されるのかを説明します。一般測定モデルの概要を記した第5章～第12章と併せてお読み下さい。

15.2 直接連動の有配当契約とは

IFRS17.B104, BC243

直接連動の有配当契約によって、基礎となる項目の公正価値に等しい金額から、将来のサービスに対する変動手数料を差し引いた金額を保険契約者に支払う義務が生じます。変動手数料は、基礎となる項目の公正価値から、これによって変動しない履行キャッシュフロー（例：保険契約者に支払う金額）を差し引いた企業の取り分から構成されます。

保険契約者への支払義務 = 基礎となる項目の公正価値を支払う義務 − 変動手数料

IFRS17.B101

以下の場合に、保険契約は直接連動の有配当契約とみなされます。

- 契約条件（15.2.1参照）で、保険契約者が明確に特定された基礎となる項目のプール（15.2.2参照）の持分の配当を受けると明記されている場合
- 企業が、保険契約者に対して、基礎となる項目からの公正価値リターンの重要な割合（substantial share; 15.2.3参照）に等しい金額を支払うことを見込んでいる場合
- 企業が、保険契約者に支払う金額の変動の重要な部分（substantial proportion; 15.2.3参照）が基礎となる項目の公正価値の変動に伴って変動すると見込んでいる場合

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.B102

企業は、契約開始時の見積りに基づいて、これらの条件が満たされているか否かを評価します。これは、契約の条件変更がない限り、事後に再評価することはありません（セクション12.2参照）。

15.2.1 契約条件

IFRS17.B105

上記のとおり、「契約条件」には、保険契約者が明確に特定された基礎となる項目のプールの持分に対して配当を受けることを「明記しなければなりません」。このような明記をしても、保険契約者への支払金額を変えることに対する企業の裁量の存在は妨げられません。ただし、基礎となる項目との連動は強制力がなければならず、この強制力は法律上の問題です。

KPMGの所見：契約に明記された基礎となる項目との強制力のある連動

IFRS17.2, B105, BC69

IFRS第17号は、契約を、二者以上の当事者間での強制力のある権利と義務を生じさせる合意と定義しています。IFRS第17号を適用する際には、企業はそれが契約、法律または規制のいずれから生じるかにかかわらず、自社の実質的な権利と義務を考慮しなければなりません。したがって、契約条件に言及する際には、法規制の影響も考慮されます。

契約が直接連動の有配当契約とみなされるためには、基礎となる項目との連動について明記し、法的強制力を持たせる必要があります。このような要件は、IFRS第15号の要件と一致しており、企業が契約をどのように分類するか検討する場合や契約の境界線を評価する際に適用されます。

二者間の合意を契約とするためには書面での合意である必要はありません。合意された条件が書面によるものか、口頭によるものか、その他の証明手段（例：電子的手段による合意）によるものかにかかわらず、その合意が両当事者に強制力のある契約上の権利及び義務を生じさせるのであれば、契約が存在することになります。契約上の権利または義務に強制力があるか否かという判断は、両当事者の権利及び義務を保護するために存在する法的枠組みの中で検討されるべき問題です。

異なる国・地域で発行された同種類の契約が、法的強制力のある連動かどうかという点において、答えが異なる可能性もあります。顧客との契約の締結に関わる実務やプロセスは、法域、業界、企業によって様々であり、同一企業内であっても顧客によって異なる場合もあります。様々な種類の契約のそれぞれに関する分析は、それぞれが基礎となる項目との強制力のある連動を明記しているかどうかを判断する上で重要です。

15.2.2 明確に特定された基礎となる項目のプール

IFRS17.B101, B106, BC245

契約条件には、ポートフォリオのリターンまたは資産価値の割合として表現できる確定可能な手数料を明記しなければなりません。すなわち、契約には、「保険契約者が明確に特定された基礎となる項目のプールの持分に対して配当を受ける」ことを明記するということです。基礎となる項目のプールは、それが契約の中で明確に特定されている限りは、どのような項目も構成要素とすることができます。例えば、明確に特定された基礎となる項目のプールには、資産ポートフォリオの参照、報告企業であるグループ内の企業や子会社の純資産、

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

または当該企業の純資産の特定の部分などを含めることができます。企業がその特定された基礎となる項目のプールを保有している必要はありません。

以下のいずれかに該当する場合、明確に特定された基礎となる項目のプールは存在しません。

- 企業が、遡及的に自らの支払義務の金額を決定する基礎となる項目を変更できる場合
- 保険契約者が企業の全般的な業績及び見通し、または企業が保有する資産の一部の運用見通しを反映したリターンを提供される場合であっても、特定された基礎となる項目がない場合

設例13：明確に特定された基礎となる項目のプールとの連動

IFRS17.B106

B社は2つの異なる種類の生命保険契約を発行している。いずれも保険契約者の生涯にわたり死亡保険金を保障している。死亡保険金は保障額と積立部分のいずれか高い方の金額として算定される。

- 契約X：契約には、保険契約者の積立部分には年利3%の固定金利を付与すると明記されている。B社は予定利率を変更する裁量権を有する。
- 契約Y：契約には、定義されたポートフォリオ、すなわちポートフォリオZの資産からのリターンからB社が0.5%のマージンを取った年利で保険契約者の積立部分に金利を付与すると明記されている。B社は予定利率を変更する裁量権を有する。

B社は、2種類の契約をカバーするポートフォリオZに属する資産を保有しており、ポートフォリオからの予想年間リターンは3.5%である。

B社は当初は両方の契約に対して保険契約者の積立部分に3%のリターンを付与する見通しでいるが、保険契約者のリターンと明確に特定された基礎となる項目のプールとの間に連動性があるのは契約Yのみである。

契約Xに基づく保険契約者への債務は、一般的にB社の全般的業績と契約の裏付けとなる基礎となる資産の運用見通しを織り込んでB社が設定した予定利率を反映しているが、明確に特定された基礎となる項目を反映していないため、直接連動の有配当契約とはみなされない。

契約Yではポートフォリオの資産との連動性が特定されているため、直接連動の有配当契約の定義を満たす可能性がある。

15.2.3 「重要（substantial）」の意味

IFRS17.B101, B107-B108, BC245

企業の主な義務は、保険契約者に基礎となる項目の公正価値に等しい金額を支払うことです。契約が直接連動の有配当契約とみなされている場合、企業は以下を見込んでいることになります。

- 保険契約者に基礎となる項目の公正価値の「重要な割合（substantial share）に等しい金額」を支払うこと

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 保険契約者に支払う金額の増減の「重要な部分（substantial proportion）」が、基礎となる項目の公正価値に伴って変動すること

「重要」という用語は、直接連動の有配当契約の目的という文脈で考慮されます。すなわち、企業が投資運用サービスを提供し、そのサービスの対価として基礎となる項目を基準として算定された手数料を得るということです。

この金額の変動性は、保険契約グループの存続期間にわたって、現在価値、確率加重平均ベースで考慮されます。

KPMGの所見：企業の見通しの利用

保険契約者に支払われる金額が、基礎となる項目からの公正価値リターンの重要な割合に等しいかどうかの評価は、企業の見通しに基づいて行われます。考慮すべき事項には、とりわけ、将来の期間におけるリターンの配分の際に行使する裁量権についての企業の見通しが含まれます。

したがって、基礎となる項目からのリターンの90%を保険契約者に支払う義務がある企業は、その50%を保険契約者に支払う義務を負っているものの、商業的理由やその他の理由から裁量権を行使して、リターンの90%を保険契約者に支払うことを見込む企業と同様の見通しを持っていることになります。

企業の見通しは、保険契約者に支払われる金額の変動の重要な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に伴って変動するかどうかの評価にも反映されます。

例えば、企業が基礎となる項目からの公正価値リターンの重要な割合を支払うことを見込んでおり、最低リターン保証額がある場合、公正価値リターンが最低リターン保証額（基礎となる項目からのリターンに基づいて変動しないその他のキャッシュフローを含む）を上回るというシナリオもあれば、その逆もあります。企業の変動性評価は、これらのシナリオすべての現在価値、確率加重平均を反映します。

KPMGの所見：直接連動の有配当契約の評価ー実務への影響

有配当契約にも、多種多様な契約があります。そのような契約がIFRS第17号に基づく直接連動の有配当契約の定義を満たすか否かの判断を下すためには、分析が求められます。

そのような契約の例は、以下のとおりです。

特定の投資プールまたはファンドの純資産からのリターンを保険契約者に分配する保険契約

この種類の契約では、保険契約者が明確に特定された基礎となる項目のプールの持分に対する配当を受けると明記することが一般的です。さらに、多くの場合、規制上または実務上の理由から、原投資は分離勘定またはファンドで運用されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

したがって、このような契約が直接連動の有配当契約かどうかの評価は、保険契約者が基礎となる項目からの公正価値リターンの重要な割合を受け取ることが見込まれるかどうかと、保険契約者に支払われる金額の変動の重要な部分が基礎となる項目の公正価値の変動に伴って変動するかどうか、に焦点を合わせる可能性が高いです。

ユニットリンク契約と呼ばれることもある一定の種類の契約については、基礎となる項目からの公正価値リターンの重要な割合が保険契約者に配分されること、最低保証の水準が低いことから、このような基準を満たす可能性は高まります。ただし、他の種類の契約については、基準を満たす可能性は低くなります。

裁量権のある有配当性（DPF）を有する投資契約

このような契約は、重要な保険リスクを移転するものではありません。しかし、企業がIFRS第17号の適用範囲である契約も発行している場合には、IFRS第17号の適用対象となります（セクション3.2参照）。このような契約は、直接連動の有配当契約の可能性があるものの、その定義は同一ではありません。したがって、企業は、それが直接連動の有配当契約の定義を満たすかどうかを判断するために契約の特性を評価しなければなりません。

15.3 事後測定

直接連動の有配当契約の当初認識時には、それ以外の契約に適用される場合と同様に、一般測定モデルが適用されます。事後測定については、CSMの取扱いの中で差が生じます。これには、直接連動の有配当契約の特性を反映した特定の修正が含まれます。

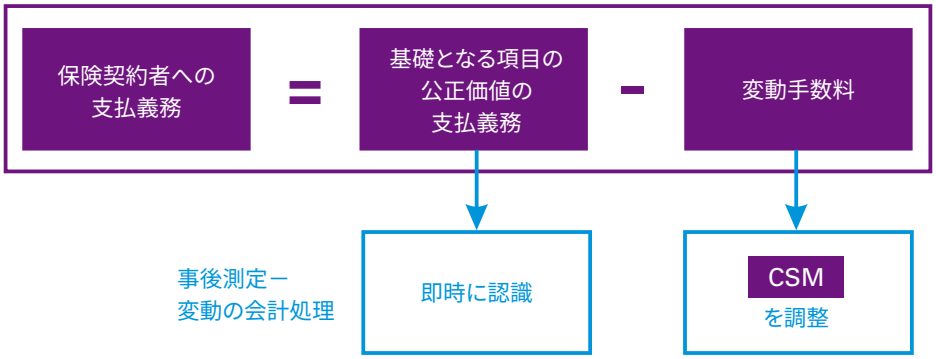

IFRS17.B101, B107(b)

事後測定時の一般測定モデルの修正は、企業が実質的に投資関連サービスを提供し、そのサービスの対価として基礎となる項目を基準として算定された手数料を得るという考え方を反映しています。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.45

したがって、修正されたモデルに従い、報告日現在のCSMは以下の合計と等しくなります。

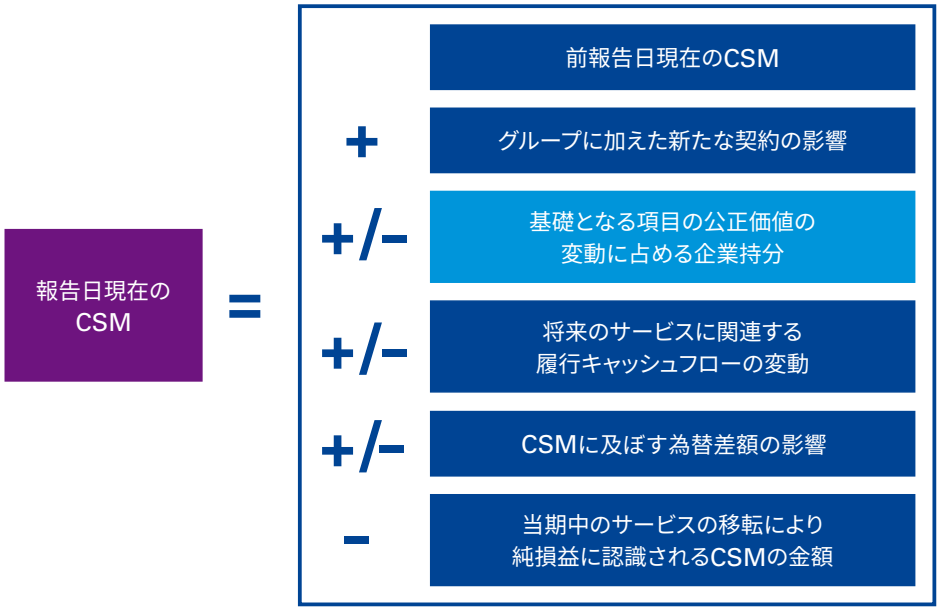

IFRS17.B114

企業は、基礎となる項目の公正価値の変動に占める企業持分の変動に関して、将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動（これに何が含まれるかについての詳細な議論は15.3.2を参照）に関連するものとは別に、CSMの調整を特定する必要はありません。したがって、基礎となる項目の公正価値の変動から履行キャッシュフローの変動を差し引いた金額で、CSMを調整することができます。

15.3.1 基礎となる項目の公正価値の変動に占める企業持分

IFRS17.45(b), B111, B112, B115, BC243, BC247

基礎となる項目の公正価値に等しい金額の保険契約者に対する支払義務の変動は、純損益またはその他の包括利益（OCI）に認識します。ただし、基礎となる項目の公正価値に占める企業持分、すなわち変動手数料に関する変動は、将来のサービスに関連するため、以下の場合を除きCSMで調整します。

- 基礎となる項目の公正価値の減少の企業持分が、CSMの帳簿価額を上回った結果、保険サービス収支の一部として損失が認識される。
- 基礎となる項目の公正価値の増加の企業持分によって、過去に認識した損失が回収される。
- 企業がリスク低減オプションの条件を満たし、基礎となる項目の企業持分に及ぼす金融リスクの影響の変化をCSMに反映させないことを選択する（15.3.3参照）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

15.3.2 履行キャッシュフローの変動

IFRS17.45(c), B113, B115

CSMは、将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動に対して調整します。これには、以下が含まれます。

- 直接連動の有配当契約以外の契約の場合と整合的な履行キャッシュフローの見積りの変更（10.2.2参照）。
- 貨幣の時間価値及び基礎となる項目（例：金融保証）以外から生じる金融リスクの変化。これは将来のサービスに関連しているとみなされるため、直接連動の有配当契約のCSMで調整する。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、このような変動はCSMで調整しません。

- 履行キャッシュフローの増加がCSMの帳簿価額を上回る（すなわち、損失につながる）。
- 履行キャッシュフローの減少が負債の損失要素に配分される。
- 企業がリスク低減オプションの条件を満たし、貨幣の時間価値及び基礎となる項目以外から生じる金融リスクの影響の変化をCSMに反映させないことを選択する。

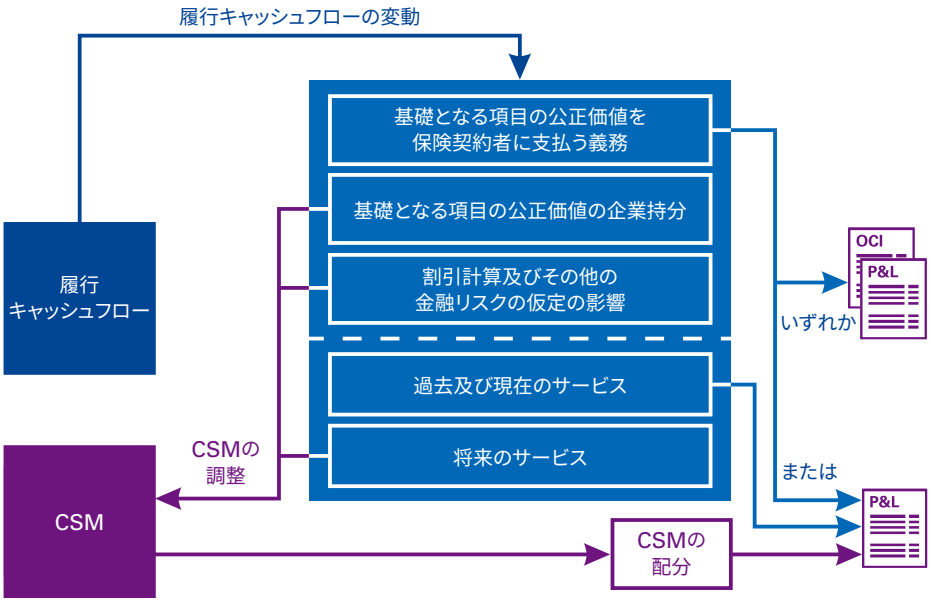

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.IE99-IE112

設例14：変動手数料アプローチの仕組み

X社は、カバー期間3年で、以下のいずれかを保険契約者に提供するユニットリンク保険契約グループを発行している。

- カバー期間満了時に生存の場合：積立部分
- カバー期間中に死亡の場合：死亡給付保証額170と積立部分のいずれか高い方

グループは100件の契約から成り、いずれも保険料は同額の150で、すべて当初認識後すぐに受領した。当初認識時に、X社は各期末の時点で保険契約者が1名死亡していると予測している。

積立部分は、支払われた保険料に基づいており、規定され、明確に特定された資産プールからの投資リターンによって増加する。また、各期末に課されるサービス手数料により年2%ずつ減少する。X社は裏付けとなるファンドから毎年10%のリターンがあると予想し、リスクフリー金利を6%と算定、非金融リスクに係るリスク調整を25（うち12は初年度に純損益に認識される見込み）と見積った。

この契約は直接連動の有配当契約の定義を満たしており、X社は当期の保険金融収益または費用の全額を純損益に含めることにしている（すなわち、分解する会計方針の選択は適用しない）。X社は基礎となる項目を購入及び保有し、純損益を通じた公正価値（FVTPL）でそれを測定している。

X社は当初認識時にこの保険契約グループを以下のように測定している。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

	当初認識時
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	15,000
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	(14,180)[a]
リスク調整	(25)
履行キャッシュフロー	**795**
CSM	(795)
保険契約負債	**-**

注：

a. キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積りは、将来のキャッシュ・アウトフローを割り引く際に現在の割引率を使用することによって反映する。死亡保険金の最低保証額の算定に内在する保証の時間価値（TVOG）の見積りも織り込んでおり、当該保証に対する観察可能な市場価格と整合的に測定されている。TVOGは保険数理的インプットを必要とする計算である。

1年目の末日において、X社は基礎となる項目の公正価値を以下のように算定している。

	1年目
期首残高	-
受取保険料	15,000
投資リターン	1,500[b]
年間手数料	(330)[c]
死亡保険金の支払	(162)[d]
期末残高	**16,008**

注：

b. 投資リターンは、期首残高に当期の投資リターンを乗じて算出する（15,000 x 0.10）。

c. 年間手数料は、投資リターンの変動を調整した後の積立部分に、年間サービス手数料2%を乗じて算出する［(15,000 + 1,500)x 0.02］。

d. 死亡保険金の支払いは、当期中の死亡に基づいて、グループの基礎となる項目から支払われる死亡保険金に関するものであり、積立部分に当期の調整を行った後の金額で表示している［(15,000 + 1,500 – 330) x (1 / 100)］。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

1年目の末日時点での負債の変動は、以下のようになる。

	将来キャッシュフローの現在価値の見積り	非金融リスクに係るリスク調整	CSM	負債合計
期首残高	820	(25)	(795)	-
受取保険料	(15,000)			(15,000)
支払済死亡保険金	170[(e)]			170
基礎となる項目の公正価値の変動	(1,500)			(1,500)
基礎となる項目の公正価値の変動の企業持分	30[(f)]		(30)	-
貨幣の時間価値及びその他の金融リスクの影響	67[(g)]		(67)	-
純損益及びその他の包括利益計算書への割当		12	300[(h)]	312
期末残高	**(15,413)**	**(13)**	**(592)**	**(16,018)**

注：

e. 当期中、X社は保険契約者1名の死亡により170の保険金を負担した。保険契約者1人当たりの積立部分162が、死亡保険金の最低保証額170を下回ることから、発生保険金は170となる。この保険金の支払いには、保険契約者の積立部分（投資要素）から支払われた162とX社の勘定から支払われた8が含まれる。

f. X社の保険契約者への支払義務（1,500）は、基礎となる項目の公正価値の変動のX社持分について調整される（CSM調整（1,500 x 0.02））。これは、具体的に特定する必要はない。

g. 貨幣の時間価値及び基礎となる項目以外から生じる金融リスクの影響の変動は将来のサービスに関連するため、CSMで調整する。この価値には、保証の時間価値も含まれる。これは、具体的に特定する必要はない。

CSM調整の合計額は、基礎となる項目の公正価値の変動1,500から履行キャッシュフローの変動1,403を差し引いたその差額として算出される。差額の（97）は、基礎となる項目の公正価値の変動の企業持分（30）と、貨幣の時間価値及びその他の金融リスクの影響（67）の合計額となる。

h. CSMは、毎期、その期間に提供したサービスを反映して純損益に認識される。この解放パターンは、報告日におけるCSM（純損益にいかなる金額も認識する前）の各カバー単位への均一な配分に基づいている。1年目、純損益にCSMを認識する直前は892（795 + 30 + 67）となる。1年目に、X社はカバー単位100の保障を提供する（この年の死亡は1年間の末日に発生）。X社は2年目には99、3年目には98の保障を提供すると見込んでいる。したがって、1年目に提供されるサービスの割合は、34%［100 /（100 + 99 + 98）］となる。この当期に提供したサービスの割合を、認識直前のCSMに乗じると、当期の純損益に認識されるCSMは300（892 x 0.34）となる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は直接法を用いて算出した1年目の保険収益及び費用を分析したものである。

	1年目
予想される保険金及びその他の費用	8
非金融リスクに係るリスク調整の変動	12
当期中のCSMの配分	300
保険収益	**320[i]**
保険サービス費用	8[j]
保険サービス収支	**312**
投資収益	1,500
保険金融費用	(1,500)[k]
金融収支	-
利益	**312**

注：

i. 間接法では、提供された保険収益は、残存カバーに係る負債の変動16,018から、受取保険料15,000、保険金融費用1,500、投資要素（すなわち、保険契約者の積立部分からの死亡保険金の支払い）162を差し引いて算出される。

それに対し、直接法では、保険収益は、非金融リスクに係るリスク調整の変動（12）、サービスを提供するにつれ当期中に純損益に認識されるCSM（300）、予想される保険金請求から投資要素を除いた金額（8 = 170-162）の合計額として算出される。

j. 保険サービス費用には、保険契約者に支払われる金額（170）から保険契約者の積立部分から支払われる投資要素（162）を差し引いた金額が含まれる。

k. 保険契約者に対して基礎となる項目の公正価値に等しい金額を支払う義務の変動は、将来のサービスに関連するものではないため、CSMで調整しない。したがって、このような変動は、保険金融収益または費用に認識される。

KPMGの所見：収益性のパターン

多くの国・地域では、有配当契約を発行する企業は、投資関連手数料を保険契約者に課す際に、通常、その手数料から生じる利益を認識します。したがって、このような契約から生じる収益は、時とともに増加します。例えば、基礎となる項目のプールが毎年増加する場合、時とともににより多くの資金が運用されることになるため、基礎となる項目のリターンに基づいて保険契約者に課される手数料も増加します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

さらに、一部の有配当契約（例：ユニットリンク契約や保険保証付きの変額年金）の価値は、一部の金融市場のパフォーマンスと密接に関連しています。例えば、株式市場のパフォーマンスがネガティブな時期には、最低保証が有益になることを受けて、ある種の保険負債が著しく増加する可能性があります。このような負債の変動は、通常、即時に純損益に認識されます。

変動手数料アプローチによって、現行の実務慣行に影響を及ぼす変更点がいくつか導入されます。これには以下が含まれます。

- 期待キャッシュフローが契約の境界線に基づいている。したがって、契約について予想れる収益性（CSM）には、将来受け取ることが見込まれる資金に関連する期待キャッシュフローへの企業の持分が含まれる。すなわち、CSMはまだ企業が受け取っていない資金に対して見込まれる投資関連手数料を反映するということである。CSMはサービスを提供するにつれて純損益に反映されるため、これによって、現行の実務の場合よりも早い期間に認識される見込みの手数料の金額が増えるという可能性がある。
- 原則的に、貨幣の時間価値の変動とすべての金融リスクの変化はCSMで調整する。したがって、現行の金融リスクの変化に起因して計上されている利益の変動性は低下する。なぜなら、このような変動の影響がCSMに織り込まれ、その後、カバー期間中にサービスが提供されるにつれて純損益に認識されるからである。このような変動の影響を受ける契約グループの純損益は、金融リスクの変動が発生時に「純損益及びその他の包括利益計算書」に反映されるいくつかの現行の会計モデルまたは未修正の一般測定モデルに基づいている場合ほど、金融市場の変動性とプラスの相関関係にはない。しかし、市場の変動性が高いことはおそらく保険契約者に与えられる保証の価値を高め、基礎となる項目の価値の低下は企業の変動手数料の減少につながるため、そのいずれもCSMにマイナスの影響を与える。したがって、このような変動は、CSMの帳簿価額を上回りかねず、純損益に即時に認識される損失額を増やすことになる。

KPMGの所見：基礎となる項目の公正価値の算定

基礎となる項目の公正価値の測定は、直接連動の有配当契約に測定モデルを適用するために必要となります。

金融商品や投資不動産などの資産の公正価値を測定するための実務は十分に普及しているものの、発行する保険契約などの基礎となる項目の公正価値の算定はより複雑で、これがこの要件の実施の焦点になる可能性があります。保険契約の公正価値の算定は、現行のIFRSに基づく企業結合の会計処理で要求されていますが、企業は財務報告プロセスの一環として継続的にそれを行う経験があまりありません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

15.3.3 デリバティブを用いた金融リスクの低減

IFRS17.BC250, 252

保険契約から生じる金融リスクを低減するために用いるデリバティブは、通常、IFRS第9号に基づいて、FVTPLで測定されます。保険契約に組み込まれた保証から生じる金利リスクを低減するために用いる金利オプションがその一例です。直接連動の有配当契約については、保険契約の測定に関連する金融リスクの影響の変化は、将来のサービスに関連しています。そのため、それが基礎となる項目の企業持分に関連しているかどうかを問わず、「純損益及びその他の包括利益計算書」に即時に認識されるのではなく、CSMで調整することになります。

デリバティブと保険負債の測定を比較する際に、会計上のミスマッチが生じる場合があります。なぜなら、金融リスクの変化がデリバティブの公正価値に及ぼす影響が純損益に認識されるのに対して、保険契約から生じる金融リスクの低減はCSMで調整するためです。IFRS第17号は、直接連動の有配当契約に係るこのような会計上のミスマッチを削減するのに役立つオプションを提供しています。

IFRS17.B113, B115-B116

企業は、以下の要件を満たす場合、基礎となる項目の企業持分に関する金融リスクの影響、又は貨幣の時間価値及び基礎となる項目以外から生じる金融リスクの影響の変化の一部又は全部をCSMから除外することを選択できます。

- 企業が保険契約から生じる金融リスク（例：金融保証の影響）を低減するためにデリバティブを用いる。
- 企業が、保険契約から生じる金融リスクを低減する目的でデリバティブを使用することについて、事前に文書化したリスク管理の目的及び戦略を適用する。
- 保険契約とデリバティブの間に経済的相殺（economic offset）が存在する。
- 信用リスクが経済的相殺に影響を与えない。

IFRS17.B117

この例外が適用されるグループの履行キャッシュフローは、各報告日に、一貫した方法で算定されます。

IFRS17.112

企業は、履行キャッシュフローの変動をCSMで調整しない場合には、そうでなかった場合に及ぼす影響について開示します。

IFRS17.B118

このオプションを用いる条件を満たさなくなった場合（例えば、経済的相殺が存在しなくなった場合）には、以下のことを行います。

- その日からそのオプションの適用を中止する。
- 過去に純損益に認識した変動について調整を行わない。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：直接連動の有配当契約ではない契約に関連する金融リスクの低減

IFRS17.BC251-BC252

直接連動の有配当契約に適用するための修正を行わない一般測定モデルでは、金融リスクの影響の変化は、将来のサービスに関連しないとみなされるため、CSMで調整しません。この変化は、即時に「純損益及びその他の包括利益計算書」上に認識されます。前述のとおり、保険契約から生じる金融リスクを低減するために用いるデリバティブは、通常、IFRS第9号に基づいて、FVTPLで測定されます。したがって、一般測定モデルでは、金融リスクに関連する履行キャッシュフローの帳簿価額の変動やデリバティブの価値の変動も、その変動が生じた時点で「純損益及びその他の包括利益計算書」上に認識されます。

一般測定モデルの事後測定の原則に基づいて、変動手数料アプローチを用いて測定した直接連動の有配当契約に関して存在する会計上のミスマッチは、それ以外の契約に関しては存在しません。正確に言えば、企業が保険金融収益または費用の全額を純損益に認識する場合には、デリバティブの価値の変動と、そのデリバティブが低減しようとする金融リスクに起因する保険契約の帳簿価額の変動について、認識の原則に起因する会計上のミスマッチはありません。ただし、測定の原則に起因する会計上のミスマッチは依然として生じる可能性はあります。例えば、デリバティブの価値がおそらくFVTPLで測定されるのに対して、そのデリバティブが低減しようとする金融リスクに関連する保険契約の帳簿価額の変動が一般測定モデルの要件に従った現在履行価値に基づいて測定されるため、これが生じる可能性があります。

したがって、本セクションで議論したオプションは、直接連動の有配当契約にのみ利用可能となります。直接連動の有配当契約とはみなされず、リスク低減プログラムを運用しない有配当契約がある企業は、分解する会計方針の選択を適用するか否かを判断する際に、このようなリスク低減活動を考慮に入れなければなりません。

15.3.4 基礎となる項目の測定

現行のIFRSの中には、様々な種類の配当の取決めの基礎となる項目に、該当する資産の公正価値測定を規定している基準があります。このような基準は、他の基準とともに、IFRS第17号の導入により、企業が保有する資産に用いる測定と、その資産が裏付けとなっている負債の測定とのミスマッチを削減するより多くのオプションを認めるように改訂されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IAS16.29A-B, IAS28.18-19, IAS32.33A
IAS40.32A-B

下表は、直接連動の有配当契約の会計処理の場合を含め、特定の場合に利用できるオプションとそれに関連するガイダンスを説明したものです。

資産の種別	公正価値オプションが適用可能な場合	他の関連する要件
投資不動産	公正価値モデルや原価モデルを、その投資不動産を含む特定の資産の公正価値またはその資産からのリターンに直接連動するリターンを支払う負債の裏付けとなるあらゆる投資不動産に適用するオプション。 例：投資ファンド、直接連動の有配当契約	ファンドで保有するか、基礎となる項目として保有する投資不動産については、企業がその不動産の一部を原価で、一部を公正価値で測定することは認められない。
関連会社及び共同支配企業への投資	IFRS第9号のFVTPL測定を、ベンチャーキャピタル組織、ミューチュアルファンド、ユニットトラストまたは類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業が直接保有するか、そのような企業を通じて間接的に保有する関連会社及び共同支配企業への投資に適用するオプション。 投資連動保険ファンドの例：直接連動の有配当契約グループの基礎となる項目として企業が保有するファンド	これらのオプションは、当初認識時に、それぞれの投資に別個に適用される。 投資の一部のみがこのように保有される状況について具体的に定めたガイダンスが提供されている。
自己使用不動産	IAS第40号「投資不動産」の公正価値モデルを、投資ファンドが保有するか、直接連動の有配当契約の基礎となる項目として保有する自己使用不動産に適用するオプション。	IAS第40号の公正価値モデルを用いて測定する自己使用不動産は、別のクラスの有形固定資産として取り扱われる。

IFRS第17号の適用により、IFRS第9号及びIAS第32号も、自社の金融負債及び株式を企業の運営する投資ファンドで保有しており、投資家にファンドのユニットに応じて決まる給付を提供するケースや、直接連動の有配当保険契約グループの基礎となる項目として保有するケースに対応するように改訂されます。

IFRS9.3.3.5

企業が自社の金融負債（例：発行済みの社債）を、直接連動の有配当契約グループの基礎となる項目として、または投資ファンドとして保有する場合は、引き続き当該金融商品を金融負債として会計処理し、買い戻した金融商品をあたかも金融資産であるかのように会計処理して負債の認識を中止せずに、FVTPLで測定することを選択できます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IAS32.33A

企業が自己株式を直接連動の有配当契約グループの基礎となる項目として保有する場合や投資ファンドを保有する場合は、引き続きそれを資本として会計処理し、取得した株式をあたかも金融資産であるかのように会計処理して、それをFVTPLで測定することを選択できます。

IFRS9.3.3.5, IFRS7.8(a), IAS32.33A

各金融商品の買い戻しを行う際に上記の選択を行い、取消しはできません。企業は、当該金融資産の公正価値を別個に開示します。

KPMGの所見：会計上のミスマッチは依然として資本に生じる可能性がある

企業が基礎となる項目を保有している直接連動の有配当契約に関連する保険金融収益または費用に関して、IFRS第17号で規定された表示の選択肢によって、純損益計算書から重要な会計上のミスマッチが解消する可能性があります。一部の裏付資産を公正価値で測定するというオプションとともに、重要なミスマッチは、この種類の基礎となる項目に関して、企業の資本には影響を及ぼさないことが見込まれます。

しかし、一部残る会計上のミスマッチによって、企業が直接連動の有配当契約を発行する場合に、依然として資本に影響が及ぶ可能性があります（例：一部の裏付資産が原価で測定される場合）。裏付資産に取得原価で測定するものの公正価値が異なる無形資産が含まれるケースが、これに該当する可能性があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

16 裁量権のある有配当性を有する投資契約

「裁量権のある有配当性（DPF）」を有する投資契約は、重要な保険リスクを移転するものではないため、それに合わせて一般測定モデルが修正されます。

16.1 一般測定モデルの修正

IFRS17.3(c), 71

DPFを有する投資契約は、重要な保険リスクを移転しません。ただし、保険契約も発行する企業が発行する場合には、IFRS第17号の適用対象となります。このような種類の契約の定義も含めた詳細については、3.1.2をご参照下さい。

本章では、DPFを有する投資契約向けの一般測定モデルの修正について説明します。一般測定モデルの概要をまとめた第5章～第12章及び直接連動の有配当契約向けの一般モデルの修正の概要をまとめた第15章と併せてお読み下さい。

IFRS17.71, BC86

IFRS第17号には、このような契約に合わせた以下の修正が含まれます。

分野	DPFを有する投資契約を対象とする修正
認識	当初認識日は、企業が契約当事者となる日と規定されている（未修正の要件については、第4章参照）。
契約の境界線	キャッシュフローは、現在または将来の日付において企業が現金を支給するという実質的な義務から生じる場合には、契約の境界線内となる。 企業が現金支給の約束に対して、約束した金額及び関連リスクを十分に反映した価格を設定する実務能力を有する場合には、企業が現金を支給する実質的な義務はない（未修正の要件については、セクション7.3参照）。
CSMの配分	CSMは、契約グループの存続期間にわたって、契約に基づく投資サービスの移転（すなわち、投資関連サービスの提供パターン）を反映する規則的な方法で認識される（未修正の要件については、第10章参照）。

IFRS第17号の他のすべての規定は、修正することなくDPFを有する投資契約に適用されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.BC65(a), BC83, IFRS4.34-35

IFRS第17号 vs IFRS第4号:資本の分類

IFRS第17号では、保険契約も発行している企業が発行するDPFを有する投資契約は、IFRS第17号の測定規定に従って測定しなければなりません。したがって、保険契約を発行していない企業が発行するDPFを有する投資契約の測定は、保険契約も発行している企業のものと比較することはできません。ただし、この種の契約を発行していて、保険契約は発行していないという企業は多くないことから、この問題は大きな懸念事項にはならない可能性があります。

IFRS第4号では、企業は保証給付と裁量による給付を分けて会計処理を行うことができ、後者には資本性金融商品の会計処理が適用されるケースがありました。IFRS第17号では、期待キャッシュフローは履行キャッシュフローで考慮します。したがって、保証給付も裁量による給付も契約負債の測定に含まれます。

これまで2つを分けていた企業は、プロセスを更新しなければなりません。

IFRS17.BC86

KPMGの所見：生じ得る影響

直接連動の有配当契約ではないDPFを有する投資契約

DPFを有する投資契約の定義と直接連動の有配当契約の定義は同一ではありません。DPFを有する投資契約によって、基礎となる項目に基づいて、契約上の給付総額の重要な部分を占めると見込まれる、裁量による追加金額を受け取る契約上の権利が投資家に付与されます。他方、直接連動の有配当契約によって、企業は基礎となる項目からの公正価値リターンの重要な割合に等しい金額を保険契約者に支払うことを見込んでいること、また、その公正価値の変動が保険契約者に支払う金額の変動の重要な部分を占めると見込んでいることが要求されます。

したがって、企業はDPFを有する投資契約が直接連動の有配当契約でもあるか否かを評価しなければなりません。その結果、必ずではありませんが、DPFを有する投資契約は変動手数料アプローチを用いて測定することが多くなります。DPFを有する投資契約に一般測定モデルと変動手数料アプローチのどちらを適用するかによって、測定と表示に大きな違いが出てきます。

例えば、DPFを有する投資契約の将来の収益性は、通常予想資産運用手数料によって稼得されます。このような契約が直接連動の有配当契約に分類された場合、基礎となる項目の公正価値の企業持分（この場合は、契約の資産運用手数料）に関連する変動は、CSMで調整します。しかし、契約が一般測定モデルに基づいて測定される場合には、企業は契約上のコミットメントに関連する金融リスクの仮定の変更による影響（CSMで調整しない）と、そのコミットメントに関連する変動（CSMで調整する）の差を特定しなければなりません（10.2.2.1参照）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

契約の境界線

現在または将来の日付に現金を給付するという企業の実質的な義務から生じるキャッシュフローは、契約の境界線内に含まれます。

一般的に、予想される将来の保険料と契約の投資要素を構成するキャッシュフローは、契約の境界線内に含まれます。なぜなら、このような契約の解約返戻金は通常、積立部分から新契約費を回収するための手数料を差し引いた金額だからです。ただし、企業が約束した金額と関連リスクを十分に反映した現金給付の約束に対する価格を設定する実務能力を有する場合は、この実質的な義務は満了し、契約の境界線も満了を迎えます。

投資サービスの移転を反映したCSMの配分

CSMは、契約グループの存続期間にわたって、契約に基づく投資サービスの移転を反映する規則的な方法で、純損益に認識されます。投資関連サービスの提供は、契約に基づく投資サービスの移転と整合的な場合には、契約の境界線内で運用する予定の資金額に関する企業の予想を反映する形で行われる可能性があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17 保有する再保険契約

企業が保有する再保険契約を測定する場合、一般測定モデルは修正されます。

17.1 再保険契約とは

IFRS17.A

「再保険契約」とは、企業（再保険者）が他の企業（出再者）に対し、出再者が発行した保険契約から生じる保険金について補償するために発行する、保険契約の一種です。

本セクションでは、保有する再保険契約に適用される一般測定モデルの修正について説明します。一般測定モデルの概要を示した第5章～第12章と併せてお読み下さい。

17.2 一般測定モデルの修正

IFRS17.BC296

IFRS第17号が再保険契約を対象として導入する修正は、企業（出再者）が保有する再保険のみに適用されます。

一般測定モデルの再保険契約への適用

発行された再保険契約（受再保険）	一般測定モデルを適用する。
保有する再保険契約（出再保険）	一般測定モデルに一定の修正を加えて適用する。

IFRS17.BC298

出再者は、保有する再保険契約グループをそれに関連する元受保険とは別に会計処理を行います。なぜなら、出再者は通常、元受保険契約者に支払う義務のある金額を減額する権利を有していないからです。これは、元受契約に再保険を掛けても消滅しません。

IFRS17.29(b), 60-68, BC302

出再者は、発行保険契約の認識及び測定規定を以下の事実を反映する形で修正し、保有する再保険契約グループの測定及び会計処理を行います。

- 保有する再保険契約は、通常は負債ではなく資産である。これは、元受保険契約から分離されるが、元受保険契約に対応する。
- 保有する再保険契約について、出再者は再保険者に保険料を支払い、元受契約から生じた妥当な保険金を支払った場合には、再保険者から補償を受ける。通常、保険者は保有する再保険契約から利益を得ることはない。代わりに、通常は保険料の非明示的な一部をマージンとして再保険者に支払う。出再者には再保険の購入による正味の費用または純利益（すなわち、プラスにもマイナスにもなり得るCSM）が生じる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.29(b), B109

発行済み、または保有する再保険契約は、直接連動の有配当契約ではありません。したがって、企業はそのグループに第15章で説明した修正を適用することはできません。

IFRS17.69-70, BC301

保有する再保険契約グループの特性を反映して適用した適格要件（第14章参照）をグループの当初認識時に満たしている場合には、企業は保有する再保険契約グループの残存カバー要素の測定を簡略化するためにPAAを用いることができます。PAAの適格性の評価は元受保険契約と保有する再保険契約に対して別々に行われるため、異なる結果となる可能性があります。

IFRS17.61

企業は、保有する再保険契約の特性を反映するように適用した集約の要件を適用して、再保険契約のポートフォリオをグループ分けします（第6章参照）。この要件を適用することで、単一の契約から構成されるグループができることもあります。

17.3 認識

IFRS17.62

企業は、保有する再保険契約グループを以下のように認識します。

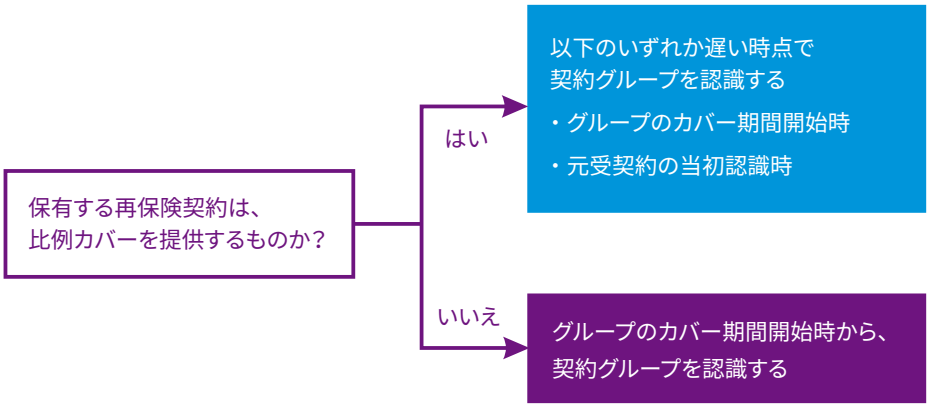

IFRS17.BC304

再保険契約は、所定の期間中に引き受けた元受契約に基づき発生した保険金を補償することを目的としています。再保険契約が個々の契約の損害を比例（割合）ベースで補償する場合もあれば、元受契約グループから生じた所定金額を超過する損害合計額を補償する場合もあります。

IFRS17.BC305(a)

保有する再保険契約グループが契約グループの損害を比例ベースで補償する場合には、上記の処理は、企業は少なくとも1件の元受契約を認識するまで保有する再保険契約グループを認識しないことを意味します。

IFRS17.BC305(b)

保有する再保険契約グループが、元受契約グループから生じた所定金額を超過する損害合計額を補償する場合には、損害金額はカバー期間中ずっと累積していくため、（元受契約の損害がその閾値を上回る場合は）企業は再保険契約グループのカバー期間開始日から保障の恩恵を受けることになります。したがって、このような保有する再保険契約グループはカバー期間開始時に認識します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：保有する再保険契約と元受契約では契約の境界線が異なる

現行の実務では、（再保険受取勘定の減損は例外として）保有する再保険契約の会計処理は通常元受保険契約の会計処理と整合的に行われる傾向にあります。

IFRS第17号では、保有する再保険契約と元受保険契約の相関関係がある程度確保されているものの、再保険契約は元受保険契約と区別するという事実を反映した新たな規定がいくつか導入されています。当初認識がその例です。

ELC超過損害額再保険契約（excess of loss reinsurance contracts）の当初認識は、元受保険契約の当初認識と、この種の契約の境界線は異なる可能性があります。これにより、PAAの適格性の判断が保有する再保険契約と元受契約では異なり、それぞれに異なるモデルを適用することになる可能性があります。

ELC再保険契約は1年超の期間をカバーし、元受契約のカバー期間が1年間である場合、保有する再保険契約に対するPAAの適格要件の分析は、より長い方のカバー期間を考慮して行わなければなりません。

一般的に、1年間の引受で発行された短期の元受契約を補償する再保険契約は、通算カバー期間が実質的にそれよりも長くなるため、カバー期間は1年を超えるとみなされます。ただし、そのような再保険契約であっても、カバー期間が比較的短期であるため、PAAの適格要件を満たす可能性があります。カバー期間が複数年であるその他の種類の再保険契約は、PAAの適格要件を満たさず、一般測定モデルを適用することになります。

実務への影響

再保険契約の契約条件は、それが比例ベースで損害を補償するのか否かを判断しなければなりません。なぜなら、当初認識に影響を及ぼす可能性があるからです。

場合によっては、契約で使用されている専門用語によって、その再保険契約が比例カバーを提供することを示唆しているように考えられることもあります。しかし、再保険手数料に関連する契約条件の分析からは、そうではないという結論が導かれる可能性もあります。例えば、手数料が元受保険契約の結果の総計に基づいている場合、その再保険契約の補償内容は、実質的に元受契約からの各保険金請求の一定の割合をカバーしていない可能性があります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17.4 将来キャッシュフローの見積り

IFRS17.63, BC300

企業は、保有する再保険契約グループと、元受保険契約グループの両方を対象とした将来キャッシュフローの現在価値の見積りの測定に、一貫性のある仮定を用います。その結果、保有する再保険契約グループを測定するために用いるキャッシュフローは、そのキャッシュフローが補償対象である契約のキャッシュフローにどの程度左右されるかを反映します。

IFRS17.63, BC307-BC308

保有する再保険契約グループを対象とした将来キャッシュフローの現在価値の見積りを算定する際には、担保や紛争による損失の影響を含め、再保険者による不履行のリスクの影響が考慮されます。したがって、このリスクに関連するキャッシュフローの金額及び時期の見積りは、不履行リスクの影響の算出後の確率加重平均の結果に基づいて行われます。

将来キャッシュフローの見積りに関する詳細については、第7章をご参照下さい。

17.5 非金融リスクに係るリスク調整

IFRS17.64

保有する再保険契約グループに対するリスク調整は、出再者から再保険者に移転するリスクの金額を表します。

一般測定モデルに基づいたリスク調整の算定に関する詳細については、第9章をご参照下さい。

17.6 当初認識時のCSM

IFRS17.65

再保険契約グループの当初認識時のCSMは、再保険の購入による正味の費用または利得を表します。

当初認識時に、以下のことを行います。

- 再保険契約グループの補償が当該グループ購入前に生じた事象に関連している場合（例：既発生保険金に関する今後の支払増額をカバーする保険契約）、再保険の購入による正味の費用は、即時に費用として純損益に認識される。
- その他の場合、CSMは以下の合計の反数に等しくなる。
  - 履行キャッシュフロー
  - 関連キャッシュフローに関して過去に認識した資産または負債の認識を中止した金額
  - グループの当初認識日にグループに属する契約から生じているキャッシュフロー

IFRS17.BC310-BC311

出再者が支払う金額は通常、保有する再保険契約から生じるキャッシュフローの予想されるリスク調整済みの現在価値を上回ります。したがって、再保険購入の正味の費用である借方CSM（正味キャッシュ・アウトフロー）は通常、保有する再保険契約グループの当初認識時に認識されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

ただし、再保険の購入による正味の利得である貸方CSM（正味キャッシュ・インフロー）も、まれではありますが、生じることがあります（例：出再者には利用できない分散効果による便益の結果として、再保険者によって有利な価格設定がされる場合）。

再保険の購入による費用を縮小させるこの正味の利得は、グループの当初認識時に即時に純損益に認識せずに繰り延べます。このような場合、企業は、元受保険契約の測定を見直し、過大表示されていないかを評価します。

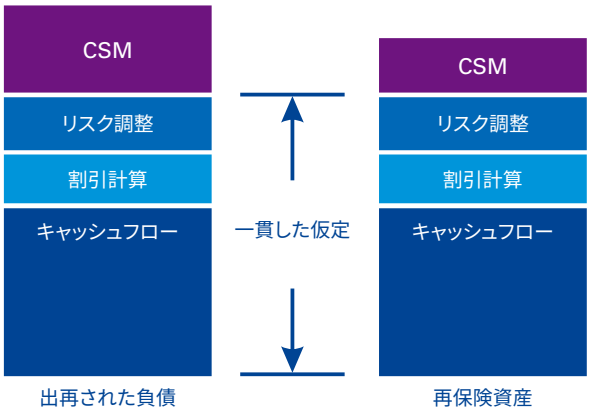

設例15：保有する再保険契約ー当初認識時の測定

IFRS17.IE124-IE129

設例15.1

X社は、カバー期間5年の保険契約グループを発行している。当初認識時に保険料を合計1,000受け取り、カバー期間にわたって現在価値ベースで900の保険金を支払うと見込んでいる。非金融リスクに係るリスク調整は60である。

同時に、同社は元受保険から生じる各保険金の30%をカバーする再保険契約を締結する。当初認識時に支払われる一時払い再保険料は、シナリオ1では300、シナリオ2では260である。さらに、非金融リスクに係るリスク調整は、保有する再保険契約に対して18と見込んでいる。

X社は、保有するその単一の再保険契約から構成されるグループを特定し、このグループを元受契約グループの当初認識日に認識する。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、両方のシナリオで、元受保険契約グループの測定と保有する再保険契約の測定を示したものである。簡略化のため、再保険者の不履行リスクは無視できるものと仮定している。

	発行した保険契約グループ	保有する再保険契約－シナリオ1	保有する再保険契約－シナリオ2
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(1,000) 保険料	(270) 保険金回収	(270) 保険金回収
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	900 保険金	300 保険料	260 保険料
非金融リスクに係るリスク調整	60	(18)	(18)
履行キャッシュフロー	**(40)**	**12**	**(28)**
CSM	**40**	**(12)**	**28**

X社は、両方のシナリオにおいて、保有する再保険契約に対してCSMを認識する。シナリオ1では、CSMは再保険の購入による正味の費用を反映しており、シナリオ2では、CSMは純利益を反映している。両方とも、再カバー期間にわたり認識される。

設例15.2

設例15.1を変更して、X社は元受保険契約グループに関して、当初認識時に保険料合計850を課し、受け取ると見込んでいる。

下表は、両方のシナリオで、元受保険契約グループの測定と保有する再保険契約の測定を示したものである。

	発行した保険契約グループ	保有する再保険契約－シナリオ1	保有する再保険契約－シナリオ2
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(850)	(270)	(270)
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	900	300	260
非金融リスクに係るリスク調整	60	(18)	(18)
履行キャッシュフロー	**110**	**12**	**(28)**
CSM	**0**	**(12)**	**28**
当初認識時に認識される損失	**110**	**0**	**0**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

この結果、当初認識時の元受契約は不利な契約グループになる。したがって、X社は、不利な元受契約グループの損失を認識している。しかし、これはいずれのシナリオでも、保有する再保険契約に対して認識されるCSMの金額に影響を及ぼさない。

KPMGの所見：保有する再保険契約の測定に伴う追加の変更

一般測定モデルは、発行する保険契約に対する現行の実務に大幅な変更をもたらしますが、それは保有する再保険契約にも当てはまります。

保有する再保険契約を対象とした一般測定モデルの修正によって、実務上以下のような複数の影響が加わる可能性があります。

より独立性の高い履行キャッシュフローの測定

保有する再保険契約の履行キャッシュフローの算定に用いる仮定は、元受保険契約の測定に用いるものと一貫しています。しかし、保有する再保険契約において予想される具体的なキャッシュフローの時期については、それが元受保険契約のキャッシュフローの時期から逸脱している場合には、分けて対応する必要があります。再保険預託金を認識する現行の実務は、もはや存在しなくなります。再保険者と出再者が合意した時間スケール（例：年末）に限りキャッシュの移動が生じる差額決済（net settlement）プロセスを用いる場合、契約に対する業務上の影響はより大きくなります。

再保険の利得または損失の再カバー期間にわたる認識

一部の国・地域における現行の実務では、再保険契約の費用（利益）の認識と元受契約の費用（利益）の認識の間により密接な関連性があります。

例えば、元受保険契約が不利である場合には、当初認識時に再保険利益を即時認識するという実務も一部あります（設例15.2参照）。IFRS第17号では、これは今後適用されません。

測定モデルに含まれる再保険資産の減損

現行の実務では、再保険契約資産（再保険受取勘定）に対して減損評価が適用されています。IFRS第17号では、今後別作業として実施する必要はありません。なぜなら、債務不履行のリスクは、契約開始以降、保有する再保険契約の測定上考慮されているからです。すなわち、保有する再保険契約に関連する減損損失は、IFRS第9号に基づく信用減損資産を対象とした予想信用損失モデルと同様に、予想に基づき認識されるということを意味します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17.7 当初認識後のCSM

IFRS17.66

各報告日におけるCSMは以下の合計と等しくなります。

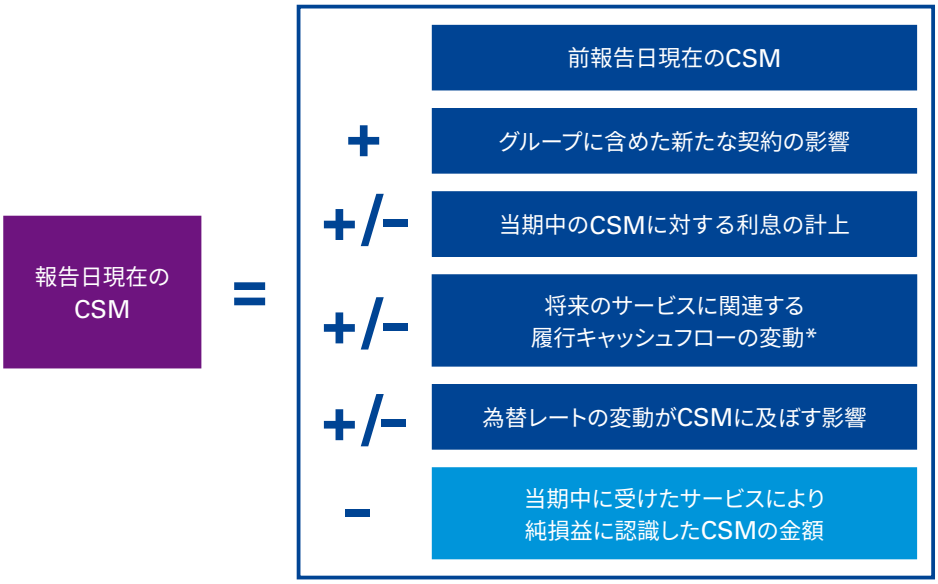

* 注：その変動が、CSMで調整しない元受保険契約グループに配分した履行キャッシュフローの変動から生じる場合を除く。

IFRS17.66(c)(iii), BC315, IE138

将来のサービスに関連する元受保険契約グループに配分した履行キャッシュフローの変動を、その元受契約グループのCSMで調整しない場合には、それに対応する保有再保険契約の将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動も純損益に認識します。これが生じるのは、不利な元受契約グループからの損失が当初認識後に純損益に認識される場合です。言い換えると、元受契約グループの履行キャッシュフローの変動が保有する再保険契約グループの履行キャッシュフローの変動と連動する限りにおいて、純損益への正味の影響は縮小することになります。

IFRS17.67, BC309

再保険者の債務不履行のリスクの変化から生じる履行キャッシュフローの変動は、将来のサービスに関連するものではなく、即時に純損益に認識します。

履行キャッシュフローの変動に関する詳細については、10.2.2をご参照下さい。

KPMGの所見：事後測定時のマッチング

IFRS17.IE130-IE138

不利な元受契約グループの当初認識時に損失は即時に認識され、再保険契約の当初認識時の関連する再保険利益は繰り延べられるものの、事後測定時には2つの契約グループのマッチングがある程度行われます。

再保険契約グループのCSMの調整は、元受契約グループの履行キャッシュフローの変動を元受契約のCSMで調整する場合に制限されます。この制限の範囲外での変動は、保有する再保険契約グループからの利益または損失として即時に純損益に認識されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17.8 保有する再保険契約の表示

IFRS17.78

「財政状態計算書」上で、保有する再保険契約グループは、発行する保険契約グループとは別個に表示されます。また、資産ポジションの保有契約は、負債ポジションの保有契約とは別個に表示されます。

IFRS17.82

同様に、「純損益及びその他の包括利益計算書」上で、保有する再保険契約グループと発行する保険契約グループからの収益または費用は、別個に表示されます。

IFRS17.82, 86, BC346

「純損益及びその他の包括利益計算書」に認識する金額は、保険サービス収支と保険金融収益または費用に細分化されます。保険サービス収支に含まれる、保有する再保険契約からの収益または費用は、以下のいずれかの方法で表示することができます。

- 単一の金額として表示
- 再保険者から回収した金額と、支払手数料の配分を分けて表示。これを合わせると、上記の単一の金額に等しい正味金額になる。具体的には、
  - 元受契約の保険金請求または給付実績に左右されるキャッシュフロー（例：利益手数料）を、予想される保険金の補填の一部として含める（それが投資要素とみなされる場合を除く）。
  - 企業が再保険者から受け取る見込みの、元受契約の保険金請求実績に左右されない金額（例：一部の種類の出再手数料）は、再保険者に支払われる保険料の減額として処理する。

IFRS17.88

保有する再保険契約の保険金融収益または費用は、全額純損益に表示することも、純損益とOCIに細分化して表示することもできます。

表示規定の詳細については、第13章をご参照下さい。

KPMGの所見：データ及びシステムへの影響

一部の企業のシステムは、発行する保険契約に比べると、保有する再保険契約にはあまり対応していません。したがって、契約の大部分の金額に再保険を掛ける企業は、保有する再保険契約に対する会計処理の規定には、発行する保険契約の場合よりも大きな適用上の課題があることに気付くでしょう。

企業は、発行する保険契約用のシステム、プロセス及び統制を更新するか、新たに開発する意思決定を活用して保有する再保険契約にもそれらを利用できるようにするか、さらに、その意思決定をどのように活用するかを検討しなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

18 取得した保険契約

取得した保険契約は、あたかも新たに引き受けた契約であるかのように分類し、測定します。

18.1 取得した保険契約

IFRS17.39, B93-B-95

発行する保険契約及び保有する再保険契約を企業結合または保険契約の譲渡により取得した場合には、当該契約がその取引日に取得者によって発行された契約であるかのように取り扱われます。

企業は、集約レベルの要件に基づいて取得した契約のグループを特定し、あたかも取引日にその契約を締結したかのように、発行する保険契約及び保有する再保険契約のCSMを算定します（PAAが適用される場合を除く）。

IFRS17.B94

測定の目的上、契約について受け取った、または支払った対価は、受取保険料の代わりとして取り扱います。契約の対価からは、同一の取引で取得した他の資産及び負債の対価を除外します。

IFRS17.B94, BC166, IFRS13.47

企業結合で取得した契約の対価は、その契約の取引日現在の公正価値とみなされます。この公正価値はIFRS第13号の規定を適用して算定されますが、要求払い要素のある金融負債の公正価値は、要求に応じて支払うべき金額を下回ってはならないという規定は適用されません。

IFRS17.B95

取得した契約が不利である場合には、受け取った、または支払った対価と履行キャッシュフローの差額の取扱いは、その取引が企業結合か保険契約の譲渡かによって異なります。

IFRS17.B95

取引の種類	不利な契約
企業結合	差額をのれんまたは割安購入による利益の一部として認識する。
保険契約の譲渡	差額を損失として即時に純損益に認識し、残存カバーに係る負債の損失要素を設定する。

新たに取得した契約の当初認識後、企業は他の保険契約グループと同様の方法で、IFRS第17号の他の規定をすべて適用します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.BC326-BC327, IE139-IE151

設例16：企業結合により取得した保険契約の測定

2021年12月31日、C社は企業結合取引を完了し、他の資産及び負債とともに、10年前から有効な保険契約を取得している。取引日現在のこれらの契約に係る負債の公正価値は30である。企業は、取得日現在の履行キャッシュフローを以下のように見積っている。

- シナリオA：20
- シナリオB：45

契約は10年前から有効であるものの、C社はあたかもその契約が2021年12月31日に発行されたかのように当初認識及び測定を行っている。

当初認識時に、C社は保険契約負債を以下のように測定している。

	シナリオA	シナリオB
履行キャッシュフロー	20	45
CSM	10	-
当初認識時の保険契約負債	**30**	**45**

シナリオA

公正価値が履行キャッシュフローを上回っている。したがって、差額の10は当初認識時のCSMとなる。企業は、取得した契約を公正価値30で当初測定している。

シナリオB

履行キャッシュフローが公正価値を上回っているため、CSMはない。したがって、ポートフォリオは履行キャッシュフロー 45で当初測定している。

履行キャッシュフローが契約の公正価値を上回る部分（すなわち45 – 30 = 15）は、実質的に認識されるのれんの増加額である。これが該当するケースには、契約が提供する他のシナジーを理由として、取得者が安い価格を受け取る（またはより多く支払う）ことに同意するような場合がある。

この取引が企業結合ではなく保険契約の譲渡であった場合には、受取対価は30で、のれんは認識されず、差額の15は当初認識時に純損益計算書に損失として認識され、残存カバーに係る負債の損失要素が同額で計上されていたことになる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.C4, BC324, IFRS3.18, IFRS4.31-33

KPMGの所見：企業結合取引で取得した契約の認識及び測定

IFRS第3号は、原則として企業結合で取得したすべての特定可能な資産及び負債を取得日の公正価値で測定することを要求しています。

IFRS第17号のアプローチを企業結合に適用すること（IFRS第17号に基づき、一部の契約について、履行キャッシュフローが公正価値を上回っている場合に、その履行キャッシュフローで当初認識すること）は例外となります。このアプローチは、のれんの当初測定に影響を及ぼすものであり、IFRS第17号に基づき取得後、ただちに損失を認識することを回避するアプローチです。

これは、IFRS第4号に基づく現行の会計処理とも異なります。IFRS第4号は公正価値測定を要求しており、契約の公正価値を2つの構成要素（保険負債（取得者の保険契約に関する会計方針に従って測定）と無形資産）に分けて表示するというオプションを認めています。

この実務によって、IAS第36号「資産の減損」またはIAS第38号の適用範囲外の無形資産は、実質的にIFRS第4号に基づいて認識される場合もあるということを意味しています。このような無形資産は、多くの場合、保有契約の現在価値、将来の利益の現在価値、または取得した契約の価値として説明されます。

IFRS第17号のガイダンスによって、移行時にはこのような無形資産はすべて除外されることになります。ただし、別個の顧客関係を反映するものは、通常は将来の契約の見込みを表しているため、引き続き認識されることになります。

移行措置の詳細については、第20章をご参照下さい。

KPMGの所見：ポートフォリオ取得に対応するシステム及びプロセスの著しい複雑性

過去に保険契約ポートフォリオを取得した企業の場合、IFRS第17号の適用に際して、システム及びプロセスが著しく複雑になる可能性があります。

取得企業は通常、保険ポートフォリオ取得時に、既存の査定及び管理システムも受け継ぐことになります。これにより、保険者が異なる保険契約ポートフォリオとそのデータを管理するために、複数の異なるプラットフォームを同時に運用しなければならなくなる場合があります。

このようなレガシーシステムが原因となって、IFRS第17号への移行に際して、一部の保険者は著しい複雑性に直面する可能性があります。これに該当する企業は、移行前に、このようなデータ及びシステムの複雑性にどのように対処するかを特定するために、影響評価及びアクションプランを優先して行わなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.B3-B5

KPMGの所見：保険金支払期間中に取得した契約

保険契約の譲渡または企業結合により、保険金支払期間中（例：譲渡人と顧客の間で当初に合意していたカバー期間の終了日以降）に取得した契約は、取得日に取得企業によって引き受けられた新契約として取り扱われます。

分類の取扱い

保険契約の分類は、取得日に存在する事実及び状況に基づき、取得企業が検討します。保険金支払期間中に取得した契約は、当初の発行時に比べると保険リスクが低いか存在しないことを踏まえ（例：最終的な保険金受取方法は合意済みだが未払いの契約）、当初のカバー期間には保険契約とみなされていた契約が、もはやそうではないとみなされる可能性があります。これを判定するために、企業は取得日の時点でまだ重要な保険リスクが存在するか評価する必要があります。

取得日時点でまだ重要な保険リスクが存在するかの評価は、保険金支払期間中に取得した契約にのみ必要となるわけではありません。例えば、契約開始以降の譲渡または企業結合における保険契約の条件変更も、この分類に影響を及ぼす可能性があります。

会計処理

このアプローチにより、契約がその企業が当初に発行したものか、それとも取得したものかによって、類似契約に対する会計処理が異なってくる可能性があります。

企業が発行した契約のカバー期間は通常、損害事故が発生する期間に関連しています。しかし、その後に取得した類似の契約については、損失の発見（または保険金の不利な変動）は、保険事故とみなされ、このような契約のカバー期間はそれに基づいて見積られます。

例えば、ある企業が、5年前に発行された、カバー期間1年で、保険金支払期間が長期（long-tail claims）の自動車保険契約グループを有しており、かつ、5年前に発行された同様の契約グループを取得したとします。当該企業が発行した契約のカバー期間は1年間です。取得した契約のカバー期間は、取得日から始まるクレーム・ディベロップメント期間に基づいて決定されます。

これは、企業が発行した契約に関連する収益は過去に認識されているものの、取得した契約に関連する収益は延長期間にわたり認識されることを意味します。したがって、クレーム・ディベロップメントに関連する見積りの変更は、発行した契約の場合は純損益に認識されますが、取得した契約の場合は将来の収益性で調整することになります。

企業が発行した契約と取得した契約の保険期間の決定方法の違いは、契約に適用されるモデルにも影響を及ぼすことがあります。上記の例では、企業が発行した契約は、保険期間が1年のため、PAAの適格要件を満たします。しかし、取得した契約の保険期間が長期になることを踏まえ、PAAを適用しないことも可能です。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

19 開示

IFRS第17号は、財務諸表利用者に明瞭性と透明性を提供することを目的とした具体的な開示要件を定めています。

19.1 一般的な開示目的

IFRS17.93

一般的な開示目的は、企業が主要な財務諸表に表示する情報とともに、保険契約が財政状態、経営成績及びキャッシュフローに及ぼす影響を利用者が評価できる情報を開示することです。IFRS第17号は、以下に関する情報を重視した具体的な開示規定を定めています。

- 財務諸表に認識する金額
- 重要な判断及びその判断の変更
- 保険契約から生じるリスクの性質と程度

IFRS17.94

これらの具体的な開示がこの目的を満たすのに不十分である場合には、企業は追加情報を開示します。

19.2 開示情報のレベル

IFRS17.94-95

企業は一般的な開示目的を満たすために必要な詳細さの程度と、各開示規定にどの程度の重点を置くかを検討します。重要でない細目を沢山含めたり、異なる性質の項目を集約したりすることで、情報の有用性を損なってはなりません。

IFRS17.96

開示目的に適切と思われる集約単位の例として、以下が挙げられます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS第17号 vs IFRS第4号：開示規定

財務諸表利用者が、保険契約が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローに及ぼす影響を評価可能な情報量については、開示を行う際に下すべき重要な判断事項となります。

企業はIFRS第17号で要求されているものと同様の開示を一部行っていますが、現行の開示（例：保険負債の変動の調整表）の多くは、通常非常に大まかなレベルで行われているに過ぎず、細分化はほとんど行われていません。新たな規定は開示の大幅な変更を意味する可能性があります。

企業は、一般的な開示目的を達成するために、どのレベルまで細分化するのが適切かを検討しなければなりません。その結果は、企業が現在開示している詳細さの程度とは大幅に異なる可能性があり、新たな細分化のレベルに対応するためにシステムやプロセスの変更が必要になる可能性があります。

19.3 認識額に関する開示

IFRS17.98-99, 102, BC350-BC353

企業は、保険契約の正味帳簿価額がキャッシュフロー及び「純損益及びその他の包括利益計算書」への認識額に起因して当期中どのように増減したかを表す調整表を開示します。

発行する保険契約と保有する再保険契約について別々に分けた調整表を開示します。各調整表上で、期首及び期末の正味帳簿価額が開示され、資産となる契約グループの合計額と負債となる契約グループの合計額に分解されます。

この調整表は、「財政状態計算書」と「純損益及びその他の包括利益計算書」の金額がどのように関連しているかを説明し、保険サービス収支に関する様々な種類の情報を提供するものです。

IFRS17.99-101, 103-105

企業は、表形式で期首残高から期末残高までの調整内容を開示します。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

表に記載する情報	調整表に別途記載する事項
保険サービスに関連する金額	
資産または負債の合計額を構成する要素に基づくもの • 残存カバーに係る負債（または資産）の正味金額（損失要素を除く） • 損失要素 • 発生保険金に係る負債[1]	この金額には以下が含まれる • 保険収益 • 保険サービス費用 • 発生保険金及びその他の費用 • 新契約獲得キャッシュフローの償却 • 過去のサービスに関連する変動（発生保険金に係る負債に関連する履行キャッシュフローの変動） • 将来のサービスに関連する変動（不利な契約グループからの損失及びその損失の戻入れ） • 保険収益及び保険サービス費用から除外した投資要素
資産または負債の合計額を構成する一般測定モデルの構成要素に基づくもの • 将来キャッシュフローの現在価値の見積り • 非金融リスクに係るリスク調整 • CSM	この金額には、以下に関連する変動が含まれる。 • 将来のサービス（当初認識した契約の影響を含む） • 現在のサービス • 過去のサービス
保険サービスに関連しない金額	
いずれに基づくものでも可	この金額には以下が含まれる。 • 当期中のキャッシュフロー • 再保険者の不履行リスクの変化の影響 • 保険金融収益または費用 • 正味帳簿価額の増減を理解するために必要な追加情報

注：

1. PAAに基づき測定する契約グループについては、企業は発生保険金に係る負債を構成する将来キャッシュフローの現在価値の見積り及び非金融リスクに係るリスク調整に関する、別個の調整表を開示しなければならない。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、IASBによるIFRS第17号の「影響分析」からの抜粋で、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の正味金額に関する期首残高から期末残高までの調整表を例示したものです。

	残存カバーに係る負債			
	損失要素以外	損失要素	発生保険金に係る負債	合計
正味期首残高	**161,938**	**15,859**	**1,021**	**178,818**
保険収益	**(9,856)**	**-**	**-**	**(9,856)**
保険サービス費用	**1,259**	**(623)**	**7,985**	**8,621**
発生した保険金及びその他の保険サービス費用	-	(840)	7,945	7,105
新契約獲得キャッシュフローの償却	1,259	-	-	1,259
損失及び不利な契約の損失の戻入れ	-	217	-	217
発生保険金に係る負債の変動	-	-	40	40
投資要素	**(6,465)**		**6,465**	
保険サービス収支	**(15,062)**	**(623)**	**(14,450)**	**(1,235)**
保険金融費用	8,393	860	55	9,308
純損益及びその他の包括利益計算書の変動額合計	**(6,669)**	**237**	**14,505**	**8,073**
キャッシュフロー				
受取保険料	33,570	-	-	33,570
支払保険金及びその他の保険サービス費用（投資要素を含む）	-	-	(14,336)	(14,336)
新契約獲得キャッシュフロー	(401)	-	-	(401)
キャッシュフロー合計	**33,169**	**-**	**(14,336)**	**18,833**
正味期末残高	**188,438**	**16,096**	**1,190**	**205,724**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

下表は、IASBによるIFRS第17号の「影響分析」からの抜粋で、PAAを適用しなかった契約を対象として、将来キャッシュフローの現在価値の見積り、非金融リスクに係るリスク調整、CSMの期首残高から期末残高までの調整表を例示しています。

	将来キャッシュフローの現在価値の見積り	非金融リスクに係るリスク調整	CSM	合計
正味期首残高	**163,962**	**5,998**	**8,858**	**178,818**
現在のサービスに関連する変動	**35**	**(604)**	**(923)**	**(1,492)**
提供サービスに対して認識されたCSM	-	-	(923)	(923)
非金融リスクに係るリスク調整の期間満了	-	(604)	-	(604)
実績調整	35	-	-	35
将来のサービスに関連する変動	**(784)**	**1,117**	**(116)**	**217**
当期中に当初認識した契約	(2,329)	1,077	1,375	123
CSMを調整する見積りの変更	1,452	39	(1,491)	-
不利な契約からの損失及び損失の戻入れにつながる見積りの変更	93	1	-	94
過去のサービスに関連する変動	**47**	**(7)**	**-**	**40**
発生保険金に係る負債の調整	47	(7)	-	40
保険サービス収支	**(702)**	**506**	**(1,039)**	**(1,235)**
保険金融費用	9,087	-	221	9,308
純損益及びその他の包括利益計算書の変動額合計	**8,385**	**506**	**(818)**	**8,073**
キャッシュフロー	**18,833**	**-**	**-**	**18,833**
正味期末残高	**191,180**	**6,504**	**8,040**	**205,724**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.98, 106-109

PAAを適用した契約グループを除き、企業は以下を開示します。

- 当期中に認識した保険収益の分析
- 当期中に当初認識した契約に関する「財政状態計算書」への影響の分析（一般測定モデルの構成要素に基づく）
- 企業が報告日に残存するCSMを純損益に認識することを見込む時期についての説明（定性的でも定量的でもよい）

IFRS第17号 vs IFRS第4号：新契約と保有契約の比較

IFRS17.107-108

当期中に発行した新契約の個別開示の規定によって、適用した集約レベルで、当該契約の収益性及び属性、並びに企業の保険事業の成長度合いについての理解ができるようになります。

同様に、将来の期間におけるCSMの認識に関する企業の見通しの開示規定によって、将来の期間に見込まれる収益パターンについての理解ができるようになります。

保険者がこのような情報をIFRSに準拠した財務諸表で開示することは、現行の一般的な実務では行われていません。ただし、同様の情報は、エンベディッド・バリュー（EV）報告に含まれており、一部アナリストによって保険契約価値の分析のために利用されています（例：新契約価値および保有契約価値）。

IFRS17.97

PAAを適用した契約グループについて、企業は以下を開示します。

- PAAの適格要件をどのように満たしたのか
- 以下に関して選択した会計方針
  - 貨幣の時間価値と金融リスクの影響を残存カバーに係る負債と損失要素で調整するか否か
  - 新契約獲得キャッシュフローを発生時に費用として認識するか否か

IFRS17.110-113

また、企業は、財務諸表利用者が純損益やOCIに認識する金融収益または費用の源泉を評価できるような開示も行います。この開示は、当期中の保険金融収益または費用の金額と、その金額と資産からの投資リターンとの関係について説明することで行います。直接連動の有配当契約については、追加開示が必要です（例：企業が基礎となる項目の構成とその公正価値を記載する）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

19.4 重要な判断に関する開示

IFRS17.117

企業は自らが下した重要な判断及びその判断の変更に関する情報を開示します。これには、以下が含まれます。

- 保険契約を測定するために使用した方法、及びその方法へのインプットを見積るプロセス。インプットに関する情報には、それが実務上不可能でない限り、定量的情報を含める。
- 契約を測定するために使うインプットを見積る方法及びプロセスの変更、それぞれの変更の理由、並びにそれにより影響を受ける契約の種類。

例えば、企業は以下を行うために使用したアプローチを開示します。

- 直接連動の有配当契約以外の契約について、裁量権の行使から生じる将来キャッシュフローの見積りの変動と、その他から生じる将来キャッシュフローの見積りの変動を区別する。
- 非金融リスクに係るリスク調整を決定する（そのリスクの変動を保険金融要素とサービス要素に分解するか否かを含む）。
- 割引率を決定する。
- 投資要素を決定する。

IFRS17.118

企業が分解するという会計方針（セクション13.2参照）を選択する場合には、純損益に認識する保険金融収益または費用をどのように算定するかについても説明します。

IFRS17.119, B92

企業は、非金融リスクに係るリスク調整の決定に用いた信頼水準を開示します。信頼水準法以外を用いる場合には、用いた方法と、その結果に対応する信頼水準を開示します。

IFRS17.120

また、企業は、基礎となる項目からのリターンに連動して変動しないキャッシュフローを割り引くために用いた、イールドカーブ（またはイールドカーブの幅）も開示します。企業が複数の契約グループの総計でこの情報を提供する場合には、加重平均または比較的狭いレンジの形式で開示します。

19.5 リスクに関する開示

IFRS17.121-125

企業は、保険契約から生じる保険および金融リスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスクを含む）とそのリスクをどのように管理したかを中心とする情報を開示します。この情報の開示目的は、財務諸表利用者がIFRS第17号に準拠した契約から生じる将来キャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性を評価できるようにすることです。

IFRS17.124-125

リスクの種類ごとに、企業は以下を開示します。

- リスク・エクスポージャー、リスクがどのようにして生じ、前期からどのように変化したのか。
- リスクの測定及び管理に関する企業の目的、方針及びプロセス、これらについての前期からの変更。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- 報告日におけるリスク・エクスポージャーに関する定量的な要約情報。これは、主要な経営陣に社内で提供された情報に基づく。そのような情報が提供されない場合には、具体的な開示規定に基づく。

IFRS17.127-132

報告日におけるリスク・エクスポージャーに関する具体的な開示規定には、以下が含まれます。

- リスク集中に関する情報
- 保険契約から生じるリスク・エクスポージャーの変化に対する感応度分析ー保険及び市場リスク
- クレーム・ディベロップメント。すなわち、保険金請求実績と過去の見積りの比較
- 最大信用リスク・エクスポージャー、及び資産ポジションにある保有する再保険契約の信用の質に関する情報
- 流動性リスクに関する情報

IFRS17.132

流動性リスクに関する具体的な開示には、発行する保険契約グループと、負債ポジションにある保有する再保険契約の別々の満期分析が含まれます。これには、報告日以後の最初の各5年間のネット・キャッシュフローと、それ以降のキャッシュフローの総額を示します。ただし、PAAを用いて測定した残存カバーに係る負債については、このような分析に含める必要はありません。要求払いの金額は別途開示されます。

IFRS17.126

開示には、企業が事業活動を行う上での規制の枠組みの影響に関する情報も含まれます（例：最低資本要件、最低金利保証）。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

20 適用日及び移行措置

IFRS第17号は、2021年1月1日から適用されます。適用される移行措置は、遡及適用が実務上不可能か否かによって変わります。

20.1 適用日

IFRS17.C1

IFRS第17号は、2021年1月1日以降に始まる事業年度から適用されます。IFRS第17号の適用開始日以前からIFRS第9号及びIFRS第15号を適用している企業には、早期適用が認められています。

IFRS17.C2

移行措置は、企業がIFRS第17号を当初適用する事業年度の開始日を適用開始日と定義しています。

IFRS17.C34

IFRS第17号は、IFRS第4号（2016年に以下の措置を導入した改訂も含む）に置き換わる基準書です。

- IFRS第9号の一時的免除
- 上書きアプローチ

IFRS第17号の適用開始日（すなわち、企業がIFRS第17号を初度適用する事業年度の開始日）から、上記アプローチは以後利用できなくなり、IFRS第9号が遅滞なくまたは修正なしに適用されることになります。

IFRS17.C29

企業がIFRS第17号よりも前にすでにIFRS第9号を適用していた場合には（上書きアプローチの適用の有無にかかわらず）、IFRS第17号による再指定要件及びオプションが適用されます（セクション20.4参照）。

	2017年5月18日 IFRS第17号公表	2018年1月1日 IFRS第4号の改訂 及びIFRS第9号の適用日	2021年1月1日 IFRS第17号の 適用日
企業による適用の可否：			
一時的免除		✓	✗
上書きアプローチ		✓	✗
IFRS第9号の全面適用		✓	✓

KPMGの所見：IFRS第9号とIFRS第17号の適用日の違い

IFRS第9号の適用日（2018年1月1日）とIFRS第17号の適用日（2021年1月1日）が相違していたことによって、短期間のうちに2度の大幅な会計処理の変更が必要となるところでした。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

企業は、IFRS第17号の適用前に、IFRS第9号の分類及び測定規定を適用しなければならないところでした。金融資産の分類の変更によって、一時的に会計上のミスマッチが増大し、純損益及びOCIに変動性が生じた可能性がありました。これによって、保険者の財務諸表作成者と利用者の双方にとって、コストと複雑性の負担が増えるところでした。

IASBは以下を容認するIFRS第4号の改訂を行うことで、この問題に対応しました。

- IFRS第4号適用対象の契約を発行する特定の企業に、IFRS第9号適用の一時的免除を認める。
- 保険活動に関連する特定の資産については、IFRS第9号に基づく認識額とIAS第39号に基づく認識額の差異を純損益から除外することを認める(上書きアプローチ)。

KPMGの出版物「First Impressions: Insurance amendments (IFRS最新基準書の初見分析:保険契約基準の改訂)」で、この改訂の概要を紹介し、主要な要素について解説しています。

20.2 遡及適用

IFRS17.C3-C4, BC375-BC378

IFRS第17号は、実務上不可能でない限り、遡及適用されます。

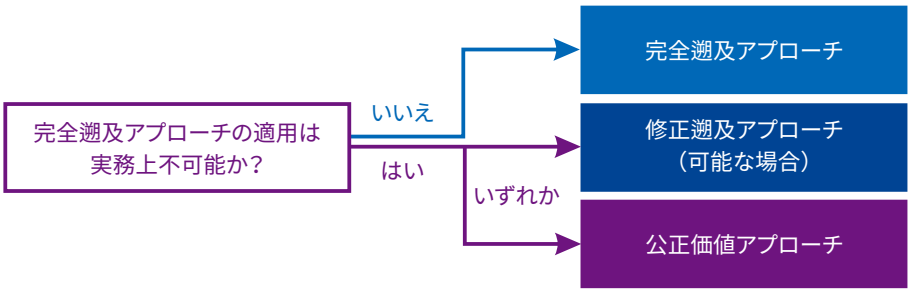

注:適切な場合、企業は異なる契約グループに異なる移行措置を適用する。

企業の財務諸表にIFRS第17号を遡及適用するプロセスは、移行日(適用開始日直前の事業年度の期首時点)の財政状態計算書を作成することから始まります。以下の2つの分野が複雑な可能性があります。

- **CSMまたは損失要素を算定する:**保険契約負債または資産の履行キャッシュフロー要素は、測定日の状況を反映した現在の見積りに基づき算定します。ただし、CSM及び損失要素は、以下により算定します。
  - 当初認識時に履行キャッシュフローの各構成要素を見積り、以降の各報告期間に、CSMで調整するかまたは損失要素に配分する見積りの変動の調整を行う。
  - 過年度に純損益に認識していたであろうCSMまたは損失要素の金額を見積る。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

この見積りは、当初認識時に決定する契約のグループへの集約に基づいて行う必要があります。これらの構成要素の遡及的な測定には、事後判断（hindsight）の利用による偏向がかかる可能性があり、実務上不可能な場合が多くなります。

- **純損益に認識された保険金融収益または費用と、保険金融収益、費用の合計との差額の累積的影響を算定する：**OCI累計残高は、認識した保険金融収益または費用の合計額と、契約グループの当初認識時から純損益に表示していたであろう保険金融収益または費用との差額になります。いずれの金額も、遡及的に識別することは困難を伴う可能性があります。また、必ずしも実際に使用したり、文書化されたりしていない過去のレートに依存するため、事後判断の利用が必要になる可能性があります。

本章では、このような課題に対処するために導入されたIFRS第17号の修正遡及アプローチ（20.2.2参照）と公正価値アプローチ（20.2.3参照）について説明します。

20.2.1 完全遡及適用

IFRS17.C4

移行日時点で資本に認識された差額がある場合、企業は以下を行います。

- 各保険契約グループを、あたかもIFRS第17号が常に適用されていたかのように、認識し測定する。
- IFRS第17号が常に適用されていれば存在しなかったと思われる、既存の残高の認識を中止する。

IFRS17.C3(b)

ただし、直接連動の有配当契約グループから生じる金融リスクを低減するためにデリバティブを使用している場合には、保険契約グループから生じる金融リスクの変動の影響を、CSMから除外するというオプションが、適用開始日から将来に向かって適用されます（15.3.3参照）。

KPMGの所見：完全遡及適用

IAS8.5

完全遡及適用には、通常程度の時間、労力、リソースと、大量の質の高い過去のデータが必要な、困難な作業となります。

企業は、以下の分野で困難に直面する可能性があります。

- 当初認識時点で利用可能な情報に基づいて直接連動の有配当契約を特定すること：これには、契約開始時における基礎となる項目の保険契約者持分についての企業の予想を特定する作業が伴う。
- 契約の収益性及び契約が不利になるリスクに関する当初の予想に基づいて集約要件を適用すること
- CSMまたは損失要素を算定するために、契約の当初認識時の履行キャッシュフローを算定し、CSMの調整、損失要素への配分につながっていたであろう当初認識後のすべての変動を特定すること
- OCIに認識された保険金融収益または費用の累計額を算定すること

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

一般測定モデルに基づいて会計処理される契約グループ

このような困難は、特に一般測定モデル（直接連動の有配当契約向けの修正の適用を含む）に基づいて会計処理される長期契約グループの場合に生じます。多くの長期契約に関して、企業は修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチで認められた修正の少なくとも一部を適用することになります。例外となるのは、関連する過去情報を容易に利用できる可能性が高い、最近発行された長期契約グループである可能性があります。

完全遡及適用以外のアプローチを使用することにより、同様の契約の異なる世代間の比較可能性が損なわれ、完全遡及アプローチが適用されていた場合とは異なる利益認識パターンになる可能性があります。

短期契約グループについては、このような困難は比較的小さくなります。当初認識が比較的最近行われており、事後判断の利用のリスクが小さい可能性があるからです。

PAAに基づいて会計処理する契約グループ

PAAに基づいて会計処理する契約については、遡及アプローチがもたらす課題は比較的少なくなります。その理由は、このような契約は通常カバー期間が比較的短く、CSMの算定をめぐる困難が生じないためです。

IAS17.C5-C6

企業は、契約グループに完全遡及適用を適用するのが実務上不可能な場合にのみ、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを選択することができます。この選択は、契約グループに修正遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を利用できる場合に限り、適切となります。そうでない場合には、公正価値アプローチを適用します。

IAS8.5

事後判断の利用は、遡及アプローチを実務上不可能にしかねません。例えば、以下の場合、完全遡及適用は実務上不可能とみなされます。

- 金額の重要な見積りが必要な場合
- 以下に該当する見積りに関する情報を、他の情報と客観的に区別することが不可能な場合
  - その金額が認識、測定、開示される日に存在していた状況の客観的な証拠を提供するもの
  - 前事業年度の財務諸表の公表が承認された際に利用できていたであろうもの

20.2.2 修正遡及適用

IFRS17.C6

修正遡及アプローチの目的は、過大なコストや労力を掛けずに利用できる合理的で裏付け可能な情報を用いて、完全遡及適用に最も近い結果を出すことです。しかし、企業がこれを利用できない場合には、公正価値アプローチを適用します（20.2.3参照）。

IFRS17.C6(b), C8

修正遡及アプローチを適用する際には、完全遡及アプローチを適用していれば発生していたであろう過大なコストや労力を掛けずに利用できる情報を最大限に活用します。したがって、

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

本セクションで説明する許容されている修正は、完全遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない場合に限り、適用されるものです。

IFRS17.C9-C10

契約開始時または当初認識時に利用可能な情報に基づいて企業が契約グループ及び契約の分類を特定できない場合に限り、企業は移行日に利用可能な情報を用いて以下を判断します。

- 保険契約グループをどのように特定するか：この評価完了時に、必要な場合、発行日が1年超離れている契約を1つのグループにすることができる（第6章参照）
- 契約が直接連動の有配当契約とみなされるか否か（セクション15.2参照）
- 直接連動の有配当契約以外の契約に関する裁量によるキャッシュフローをどのように特定するか（10.2.2.1参照）

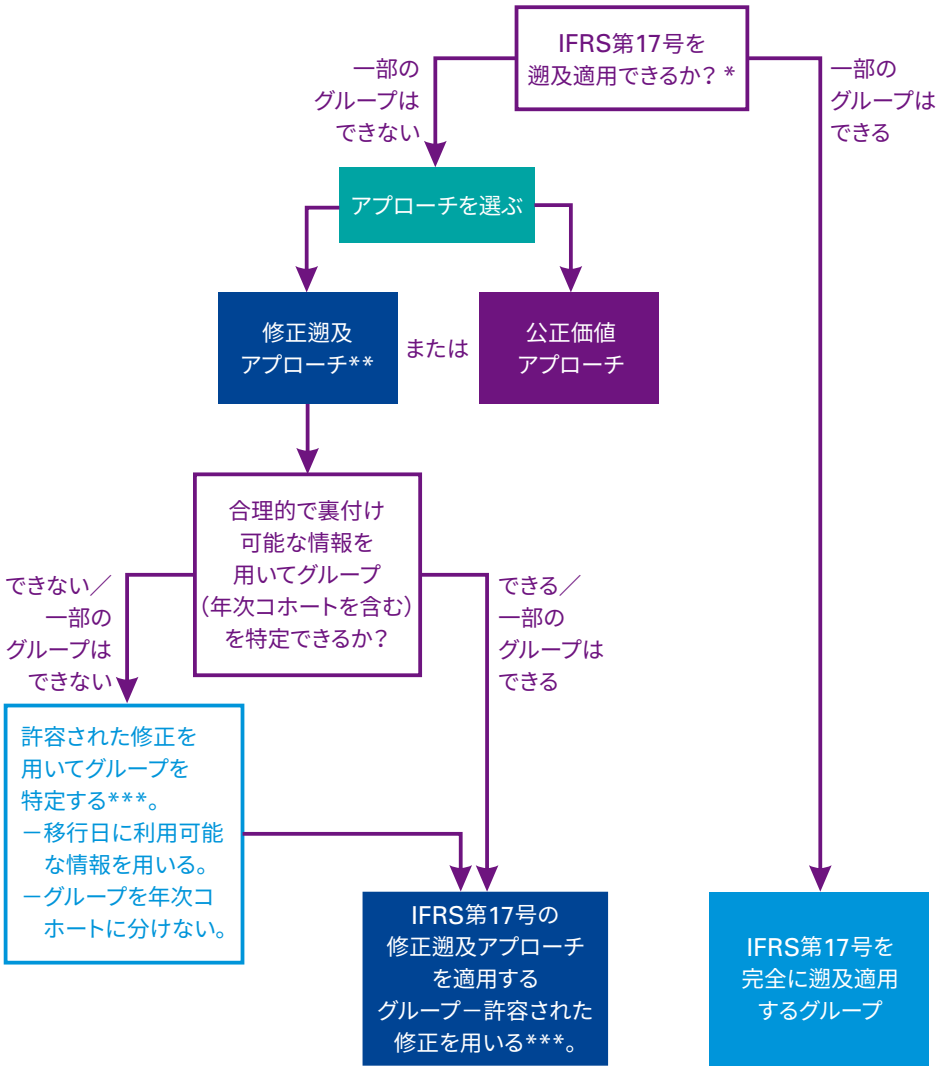

注：
* 実務上不可能でない限り、IFRS第17号を遡及適用しなければならない。
** 企業が修正遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を利用できない場合には、公正価値アプローチを適用する。
*** 遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を利用できない限りにおいて、許容された修正を用いる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

20.2.2.1 直接連動の有配当契約以外の契約グループのCSMまたは損失要素の算定

IFRS17.C9-C16

直接連動の有配当契約以外の契約グループの測定で許容される修正は、当初認識時にCSMまたは損失要素を見積り、それを移行時における残存カバーに係る負債を算定するために、ロールフォワードすることで、移行時におけるCSMまたは損失要素を算定することに焦点が置かれています。

契約グループに関して算定される金額	日付	許容される修正
将来キャッシュフロー	当初認識日	移行日に将来キャッシュフローの金額を見積り、グループの当初認識日から移行日までの間に生じたことが分かっているキャッシュフローに関して調整する。 将来キャッシュフローの金額を移行日よりも前に遡って算定できる場合には、代わりにその金額が使われる。
割引率	当初認識日または事後	IFRS第17号に基づいて決定されるイールドカーブに近い、観察可能なイールドカーブを使って、少なくとも移行前3年分の割引率が見積られる。 そのような観察可能なイールドカーブが存在しない場合には、スプレッド（少なくとも移行前3年間の平均値）を適用する。このスプレッドで観察可能なイールドカーブを調整して、本基準書に基づいて決定されるものに近いものにする。
非金融リスクに係るリスク調整	当初認識日または事後	移行日前の予想されるリスク解放を調整して、移行日における非金融リスクに係るリスク調整として算定される。予想されるリスク解放の調整は、企業が移行日に発行する類似の保険契約のリスク解放を参照して決定される。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

契約グループに関して算定される金額	日付	許容される修正
CSM	当初認識日及び移行日	当初認識時のCSMを算定するために必要に応じて適用される。 その後、当初認識時のCSMの金額は、以下のように調整される。 • 当初認識時に適用することを決めた割引率に基づく発生利息を計上する • 残存するカバー単位を移行日以前に契約グループから提供されたカバー単位と比較し、純損益に認識する金額を算定することによって、移行日以前のサービス移転を反映する。
損失要素	当初認識日及び移行日	同じ要件と許容される修正を適用して、当初認識時の損失要素と、事後に損失要素に配分される金額を算定する。

移行日における保険契約グループの残存カバーに係る負債の帳簿価額は、同日の履行キャッシュフローとCSMの合計額になります。不利な契約グループについては、移行日に損失要素が特定されます。これらの金額が、事後の期間における収益認識の基礎となります。

IFRS17.IE186-IE171

設例17：直接連動の有配当契約以外の契約グループの測定

設例

E社の年次報告日は12月31日で、2021年1月1日に初めてIFRS第17号を適用する（この日が適用開始日となる）。表示する最も早い報告期間の期首は2020年1月1日である（この日が移行日となる）。

E社には、無配当の定期生命保険契約のポートフォリオがある。同社は、移行日において、当該ポートフォリオに属する一部の契約グループに完全遡及アプローチを適用できると判断している。

しかし、移行日に当該ポートフォリオに属する他の契約グループに完全遡及アプローチを適用することは、実務上不可能である。これらのグループについては、E社は利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使って、修正遡及アプローチを適用することにする。

E社は、これらのグループに許容される修正を適用し、移行日時点で利用可能な情報に基づいて、当該ポートフォリオに属するいくつかの保険契約グループを特定する。E社は、発行日が1年超離れていない契約を各グループに含めるための合理的で裏付け可能な情報を持っており、これに基づいてグループを特定する。このようなグループの1つが、グループAである。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

移行日におけるグループAの履行キャッシュフローの見積りは、以下のとおりである。

期待キャッシュフロー（アウトフロー）	770
割引の影響	(150)
リスク調整	100
移行日に見積られた履行キャッシュフロー（アウトフロー）	**720**

分析

修正遡及アプローチの下では、E社は当初認識時にグループAのCSMを以下に基づいて見積る。

適用した許容される修正	当初認識時の見積り
正味期待キャッシュ・インフロー	(30)
移行日における期待キャッシュ・アウトフロー770は、当初認識時から移行日までの間に生じたことが分かっているキャッシュ・インフロー800で調整される。	
貨幣の時間価値	(200)
IFRS第17号に基づいて決定される少なくとも移行前3年分のイールドカーブに近い観察可能なものを、上記の期待キャッシュフローに適用し、当初認識時の割引の影響50を調整。	
非金融リスクに係るリスク調整	120
移行時に見積られたリスク調整は、移行日に発行された類似契約の解放パターンを参照して、当初認識時から移行日までの間の非金融リスク解放の20でグロスアップされる。	
当初認識時の履行キャッシュフロー	**(110)**
当初認識時のCSM	**110**

分析

移行時のCSMを算定するために、E社は当初認識時のCSMである110を、移行日前に純損益に認識されていたであろうCSMの見積り90で調整する。これにより、CSMは20と算出される。

その結果、移行日におけるグループAの保険契約負債の帳簿価額は以下のようになる。

履行キャッシュフロー	720
CSM	20
移行日における保険契約負債	**740**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

20.2.2.2 直接連動の有配当契約グループのCSMまたは損失要素の算定

IFRS17.C17

修正遡及アプローチの下では、移行日における直接連動の有配当契約グループのCSMまたは損失要素は、以下のように算出されます。

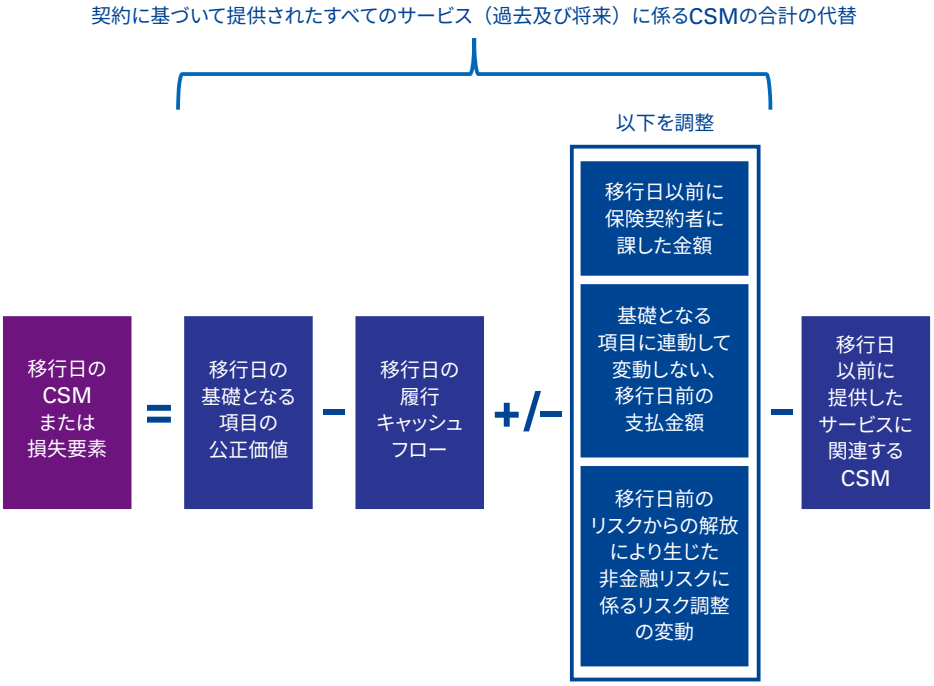

契約に基づいて提供されたすべてのサービス（過去及び将来）に係るCSMの合計の代替を反映した計算から、移行日前に提供されたサービスに関連するCSMが差し引かれます。これは、移行日に残存するカバー単位と、移行日以前に契約グループから提供されたカバー単位の比率に基づいて算出されます。

上記の計算の結果が損失要素になった場合には、損失要素はゼロに修正され、それに対応して残存カバーに係る負債（損失要素を除く）が増額されます。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.IE192-IE199

設例18：移行時における直接連動の有配当契約グループの測定

設例

E社の年次報告日は12月31日で、2021年1月1日に初めてIFRS第17号を適用する（この日が適用開始日となる）。表示する最も早い報告期間の期首は2020年1月1日である（この日が移行日となる）。

E社には、有配当契約のポートフォリオがある。同社は、移行日においてこのポートフォリオに属する契約グループに完全遡及アプローチを適用するのは実務上不可能であると判断し、修正遡及アプローチを適用して、グループBを直接連動の有配当契約グループと特定する。

移行日におけるグループBの基礎となる項目の公正価値の合計額は、以下のように算定される。

契約開始時の受取保険料	1,000
基礎となる項目の公正価値の変動	219
基礎となる項目から控除された手数料	(55)
死亡保険金及びその他の費用の控除	(216)
E社は、死亡保険金の最低保証額に従い、基礎となる項目からのリターンに連動して変動しない追加的な金額23を支払った。すなわち、この金額は積立部分から控除されなかった。	
移行日における基礎となる項目の公正価値	**948**

E社は移行日における履行キャッシュフローを922と見積り、移行日前のリスクの解放により生じた非金融リスクに係るリスク調整の変動を14と見積る。また、合計カバー単位の60%が移行日前に提供されたと判断する。

E社は、移行日におけるCSMを以下のように見積る。

移行日における基礎となる項目の公正価値	948
移行日における履行キャッシュフロー	(922)
基礎となる項目から控除された手数料	55
基礎となる項目のリターンに連動して変動しない支払金額	(23)
非金融リスクに係るリスク調整の変動	(14)
各期への配分前のCSM小計	**44**
過去の期間に配分されるCSM	(26)
移行日におけるCSM	**18**

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

20.2.2.3 保険金融収益または費用の算定

IFRS17.C18-C19

移行日後の保険金融収益または費用を算定するために、企業は以下に基づいて、当初認識時の割引率を算出します。

保険契約グループには発行日が1年超離れている契約が含まれているか	企業が算定する割引率
はい	移行日の割引率
いいえ	当初認識日に決定された割引率 すなわち、割引率に関して許容される修正を使って、遡って特定、算定する。

保険金融収益または費用について分解するという会計方針の選択を適用すると、OCIに計上された累計額が移行日以降の保険金融収益または費用に影響を及ぼします。したがって、移行日のOCI累計額は、以下のように算定されます。

保険契約グループの特性	OCI累計額
企業が基礎となる項目を保有する直接連動の有配当契約グループ	基礎となる項目に関するOCI累計額
財務上の仮定の変更が保険契約者への支払金額に大きな影響を及ぼすその他の契約グループ	ゼロ
その他のすべてのグループ	当初認識時にCSMを算出するために使われた割引率を使って計算した金額 すなわち、割引率に関して許容される修正を使って、遡って特定、算定する。 発行日が1年超離れている契約を含む契約グループについては、OCI累計額をゼロと算定することができる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

PAAを適用し、保険金融収益または費用について分解するという会計方針の選択を適用する保険契約グループについては、企業は以下を算定して、移行日後の純損益に認識される保険金融収益または費用を算定します。

保険契約グループに発行日が1年超離れている契約が含まれているか	企業が算定するのは…
はい	OCI累計額は以下のいずれかとなる • 残保険金発生日に算定した割引率を使って算出する。すなわち、割引率に関して許容される修正を使って、遡って特定、算定する。 • 残ゼロ
いいえ	OCI累計額は、保険金発生日に算定した割引率を使って算出する。すなわち、割引率に関して許容される修正を使って、遡って特定または算定する。

20.2.3 公正価値アプローチ

IFRS17.C20

企業は公正価値アプローチを使って、移行日における保険契約グループのCSMまたは損失要素を、移行日におけるグループの公正価値とグループの履行キャッシュフローの差に基づいて算定します。この公正価値は、IFRS第13号の要件を使って算出されます。ただし、要求払いの要素のある金融負債の公正価値は要求払いに応じて支払う金額を下回ってはならないという要件は除外されます。

IFRS17.C21-C23

公正価値アプローチが適用される場合、企業は、契約条件及び契約開始時の市況または当初認識時の市況を考慮して決めていたであろう事項に関して、合理的で裏付け可能な情報を必要に応じて使うか、移行日に利用可能であった合理的で裏付け可能な情報を用います。企業は以下のことを決めるために、このような情報を利用します。

- 保険契約グループの特定の仕方（第6章参照）
- 契約が直接連動の有配当契約の定義を満たすか否か（セクション15.2参照）
- 直接連動の有配当契約以外の契約の裁量によるキャッシュフローの特定の仕方（10.2.2.1参照）

保険契約グループを特定する時は、発行日が1年超離れた契約を同一グループにすることができます。ただし、合理的で裏付け可能な情報がある場合には、グループを発行日の違いが1年以内の契約グループに分類しても構いません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

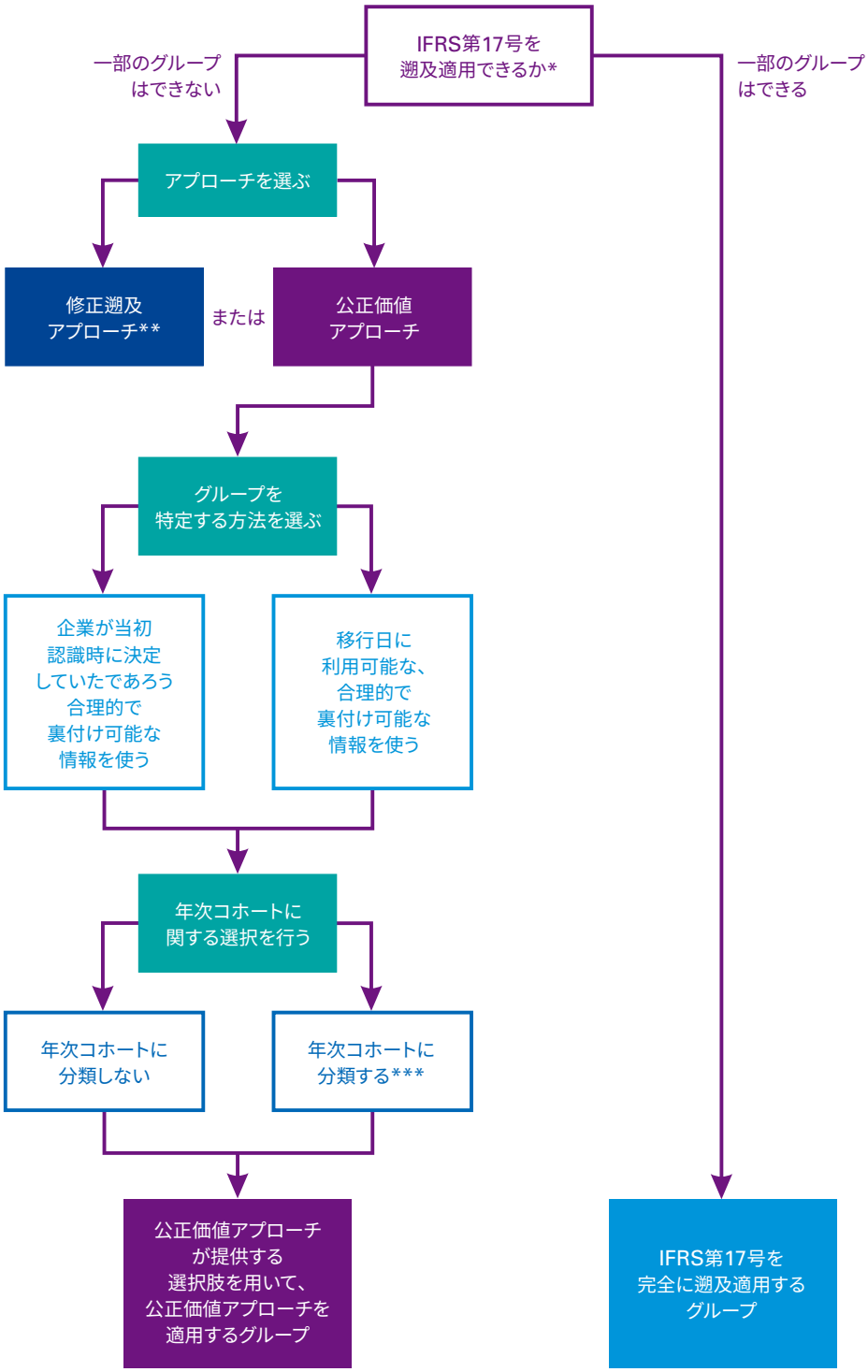

注記：
*　実務上不可能でない限り、IFRS第17号を遡及適用しなければならない。
**　企業が修正遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を入手できない場合には、公正価値アプローチを適用する。
*** 合理的で裏付けできる情報を入手できる場合に限る。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.C23

移行日後の保険金融収益または費用を算定するために、企業は、当初認識日の割引率を算定する必要があります。しかし、この公正価値アプローチの下では、代わりに移行日の割引率を算定することができます。また、PAAを適用し、保険金融収益または費用について分解するという会計方針を適用する保険契約グループの、保険金発生日の割引率を算定する場合にも、移行日の割引率を適用することができます。

IFRS17.C24

企業が、保険金融収益または費用について分解するという会計方針を適用する場合は、移行日におけるOCI 累計額は以下のいずれかになります。

- 合理的で裏付け可能な情報が利用可能であれば、遡及して算定する
- 直接連動の有配当契約のために企業が基礎となる項目を保有している場合は、基礎となる項目のOCI累計額に等しいものとして算定する
- 上記以外の契約グループの場合は、ゼロ

KPMGの所見：保険契約の公正価値の算定

企業は公正価値アプローチを適用する場合、契約グループの公正価値の算定に注力する必要があるかもしれません。保険契約の公正価値はIFRS第3号に基づく企業結合取引の場合に測定されてきましたが、そのような取引の発生頻度が低い、適用対象となる保有契約の割合が比較的小さい、契約譲渡の取引が多様である、さらには、観察可能な市場のインプットが不足していることが、この領域において課題をもたらすと思われます。

企業はCSMを算出するために、グループの公正価値と履行キャッシュフローの間で生じる測定の差異を特定できなければなりません。非金融リスクに係るリスク調整を決定する際の市場参加者対企業という視点や、公正価値の測定における不履行リスクへの対応の方法などの項目を検討することになるでしょう。

KPMGの所見：移行要件の実務対応

移行要件の適用は、困難な作業になるでしょう。企業はまず完全遡及適用が実務上不可能かどうかを判断する必要があります。不可能であれば、各移行アプローチに利用できる種々の要件及び選択を検討して、各契約グループに適用するアプローチを決定します。

関連性のある情報を利用できる可能性が、この評価のカギとなります。

企業が当初認識日の仮定の記録を残していない場合は、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチのいずれかを適用することになるでしょう。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

当初認識日に用いた仮定に関する情報をある程度保持している企業もありますが、それでも完全遡及アプローチを適用する際に困難に直面するかもしれません。困難な問題には以下が含まれます。

- 過去の実際のキャッシュフローに関する合理的で裏付け可能な情報を、企業のシステムから部分的に入手できるかもしれない。しかし、通常のグループ分けの要件を適用する保険契約グループを測定するのに必要な集約レベルよりも、高いレベルの情報しか入手できない場合は、大きな困難が生じる可能性がある（第6章参照）。
- 当初認識日における仮定がIFRS第17号の要件に即した方法で策定されていない場合には、関連性と信頼性のある情報を引き出すのが困難となる可能性がある。非金融リスクに係る明示的なリスク調整の算定がその例である。なぜならば、一部の国・地域の企業はこのリスク調整を保険負債の測定に反映する際に異なる方法を適用しているためである。
- 仮定の変更が継続的に文書化されていなかったために、当初認識日から移行日までの各報告期間について適切な情報を取り出すのに困難が生じる可能性がある。

最近発行された契約グループについては、このような大きな困難を伴うことはないかもしれません。その結果、契約グループの中には完全遡及アプローチの対象となるものもあるかもしれません。しかし、移行時に保有契約が古ければ古いほど、他の移行アプローチを適用する必要性が出てくる可能性が高くなります。これが移行時に適用されるアプローチの混在となるおそれがあり、IFRS第17号を採用している企業間の比較が困難になるでしょう。

修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチの適用も、困難を伴うおそれがあります。修正遡及アプローチの下では、企業は自社にどのような合理的で裏付け可能な情報があるのかを評価することに注力することになりそうです。なぜなら、そのような情報がない場合に限り、許容される修正が適用可能だからです。

20.3 移行に関する開示

IFRS17.114

企業は、移行日にすでに存在していた保険契約に関して、CSMと保険収益を分けて開示することになります。また、以下を適用する保険契約についても同様です。

- 修正遡及アプローチ
- 公正価値アプローチ

IFRS17.115

移行において修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを適用する場合は、使われた方法の内容及び重要性、移行時の金額の算定に適用された判断を利用者が理解できるような開示を含めます。企業は、どのようにして移行日の保険契約の測定を決定したのか説明することを求められています。

IFRS17.116

企業が保険金融収益または費用について分解するという会計方針の選択や、移行日のOCI累計額を算定する上で特定の移行要件を適用する場合は、関連する金融資産のOCIでの認識額を反映した調整表が追加で必要となります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGの所見：IFRS第17号適用前の開示

IAS8.30-31

企業は、IFRS第17号を適用する前の期間において、IFRS第17号の適用が適用初年度の財務諸表に及ぼす可能性のある影響を評価するのに、関連性のある既知の情報または合理的に予測可能な情報を開示します。

企業は移行期間中（すなわちIFRS第17号の適用前）に、IFRS第17号の適用が企業の適用初年度の財務諸表に及ぼす可能性のある影響を評価するのに関連性のある既知の情報または合理的に予測可能な情報を開示します。

20.4 金融資産の再指定

金融資産の分類と保険契約負債の変動の表示との関係によっては、会計上のミスマッチが生じるか否かに影響を及ぼす可能性があります。

IFRS17.C29-C30

IFRS第17号の適用前にIFRS第9号を適用する企業は、従前に適用していた金融資産の分類と指定を変更することが認められています（場合によっては要求されることもあります）。この再指定は、IFRS第17号の適用開始日に存在する事実及び状況に基づいて行われ、IFRS第9号の移行措置により遡及適用されます。IFRS第9号の移行措置を適用する場合には、その適用開始日がIFRS第17号の適用開始日とみなされます。

これらの規定と選択肢は以下のとおりです。

事業モデルの評価

- 企業は、金融資産が契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルで保有されているのか、または契約上のキャッシュフローの回収及び金融資産の売却の双方によって目的が達成される事業モデルで保有されているのかを、再評価することができる。この再評価は、IFRS第17号の適用対象の契約とは関係のない活動において保有されているのではない資産のみを対象とする。例えば、IFRS第17号の適用対象外の投資契約に関連するファンドに保有される金融資産は、この再評価及び再分類の対象ではない。

公正価値オプション

- それが会計上のミスマッチを解消するか、大幅に削減する場合に、公正価値オプションに基づいてFVTPLで測定した金融資産を新たに指定することができる。
- IFRS第17号を適用した結果、それがもはや会計上のミスマッチを解消、または大幅に削減しなくなった場合には、FVTPLで測定された金融資産の従前の指定を取り消さなければならない。

資本性金融商品への投資に係るOCIオプション

- 売買目的で保有されていない資本性金融商品への投資の公正価値の変動をOCIに表示することを新たに選択し、その趣旨で従前の選択を取り消すことができる。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS17.C32-C33

企業がこのような再指定の許容及び要求をする規定を適用する場合には、一定の定性的情報と、場合によっては定量的情報も開示します。

20.5 比較財務情報

IFRS17.C25-C27

企業は、IFRS第17号適用開始日直前の事業年度の比較財務情報を表示しなければなりません。また、それ以前の事業年度の修正済み比較情報も表示することができます。この場合、移行日が修正済み比較対象期間の期首となります。

企業が過去の事業年度について、未修正の比較情報を表示する場合には、それが異なる基準により作成されたことを明記し、その基準を説明して、未修正の情報であることを明確にしなければなりません。

IFRS17.C28

IFRS第17号適用開始の事業年度末から5年以上前に発生したクレーム・ディベロップメントに関する過去に公表されていない情報については、開示する必要はありません。この情報を開示しない企業は、その旨を開示します。

IFRS17.C31

IFRS第9号を適用しており、その移行措置や金融資産の再分類、再指定の選択肢を適用している企業は、当該金融資産に関する比較情報を修正再表示することが認められています。ただし、事後判断を利用せずにそうすることが可能な場合に限られます。企業が過去について修正再表示しない場合には、過去に報告された帳簿価額と適用開始日の帳簿価額の差は、期首利益剰余金またはその他の資本の構成要素に認識されます。ただし、過去の期間について修正再表示する場合には、関連するIFRS第9号の規定がすべて適用されます。

KPMGの所見：金融資産に関する比較情報

IFRS第9号の移行措置は、比較財務情報の修正再表示を要求していませんが、適用開始年度の期首に累積的影響の調整を計上することを要求しています。IFRS第17号適用前にIFRS第9号をすでに適用している企業に関係する再分類及び再指定の規定も、修正再表示を要求していません。したがって、企業は保険負債に関する比較情報を修正再表示しますが、その負債の裏付けとなる金融資産については必ずしも修正再表示しないということになります。

IFRS第17号適用に当たり金融資産に関する比較情報を修正再表示しない企業にメリットはないように考えられます。しかし、企業は保険契約に関連する金融資産についての財務情報の修正再表示（事後判断を利用せずに適用できる場合）に伴う様々なコストと便益を検討しなければなりません。

また、企業は事業年度間の比較可能性の低下や、比較情報を修正再表示しない場合に財政状態の変動をどのように利害関係者に伝えるかについても検討しなければなりません。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IAS1.40A

KPMGの所見：他の基準が比較情報に及ぼす影響

IAS第1号「財務諸表の表示」は、企業が会計方針を遡及適用する場合、または財務諸表の項目を遡及して修正再表示する場合には、IFRS第17号の最低限要求される比較財務情報に加えて、最も古い表示年度の期首の第3の財政状態計算書の表示を要求しています。したがって、企業がIFRS第17号を2021年1月1日から適用開始する場合には、2021年12月31日現在、2020年12月31日現在及び2020年1月1日現在の修正再表示した財政状態計算書を表示することになります。

20.6 IFRSの初度適用企業

IFRS1.B1, B13

IFRS第17号の導入により、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」が改訂され、遡及適用に関しては、IFRS第1号の一般要件を免除してIFRS第17号の移行措置を参照することになります。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

本冊子について

本冊子は、KPMGインターナショナル・スタンダーズ・グループ（KPMG IFRG Limitedの一部門）によって作成されました。

今回は、2017年5月にIASBが公表したIFRS第17号「保険契約」の要件を考察しています。

本冊子の文章はIFRS第17号及び2017年7月1日の時点で論点となっている代表的な他の基準書に言及しています。

企業がIFRS第17号の影響を企業固有の事実、状況、個別の取引に照らして検討するためには、さらなる分析と解釈が必要になります。本冊子に含まれている情報は、KPMGインターナショナル・スタンダーズ・グループの当初の考察に基づくもので、この考察は今後変わっていく可能性があります。したがって、本冊子も当社の他のレポートも、当該基準やその解釈そのものを参照する代わりとして使用されるべきものではありません。

謝辞

本レポートの主要著者である以下のKPMGインターナショナル・スタンダーズ・グループのメンバーであるその努力に対して感謝の意を表したいと思います。

ブライス・エルハード（Bryce Ehrhardt）、ハギット・ケレン（Hagit Keren）、リンジー・スチュワート（Lindsey Stewart）

また、以下のKPMGグローバルIFRS保険トピックチームのメンバーの貢献に感謝します。

ジェニファー・オースティン（Jennifer Austin）	米国
エリック・ブリークロード（Erick Bleekrode）	オランダ
ダナ・チャプット（Dana Chaput）	カナダ
ダニー・クラーク（Danny Clark）	英国
パオロ・コルシアゴ（Paolo Colciago）	イタリア
（Gerdus Dixon）	南アフリカ
（Frank Dubois）	シンガポール
（Bhavesh Gandhi）	クウェート
（Alan Goad）共同副リーダー	米国
（Scott Guse）	オーストラリア
（Joachim Kolschbach）リーダー	ドイツ
（Vivian Leflaive）	フランス
（Csilla Leposa）	ハンガリー
（Luciene Magalhaes）	ブラジル
（Chris Spall）	英国
（Mary Trussell）共同副リーダー	ドイツ

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

ご案内

IFRSの最新動向についてお知りになりたい場合は、Linkedinで KPMG IFRSをフォローするか、kpmg.com/ifrsをご覧下さい。

IFRS初心者でも、現在使用している人でも、最新動向のわかりやすい要約、複雑な要件の詳細なガイダンス、表示の設例説明やチェックリストなどの実践的なツールキットを入手できます。

IFRSに関する
インサイト、
分析、実践的な
ガイダンスを提供

IFRSツールキット

IFRSに関するインサイト

現実の取引や取り決めに
IFRSを適用するのに
役立ちます

財務諸表ガイド

IFRS準拠の開示の設例説明と
現在有効な要件のチェックリスト

新たに
発効する基準

IFRSと
米国GAAPの比較

Q&A：
公正価値測定

結合及び（または）
カーブアウト財務諸表

既存の基準の改正

企業結合と企業合併

表示と開示

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2018年のIFRSへの対応準備

行動を起こすとき

新たな基準に関する
実践的ガイダンス

準備はできているか？

セクター別ガイダンス

収益

金融商品

それ以降のIFRSへの対応準備

リース

保険契約

IFRSニュース

銀行を対象とした IFRS

Download on the App Store

For access to an extensive range of accounting, auditing and financial reporting guidance and literature, visit KPMG's Accounting Research Online. This web-based subscription service is a valuable tool for anyone who wants to stay informed in today's dynamic environment. For a free 30-day trial, go to aro.kpmg.com and register today.

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp/ifrs

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン

financialservices@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp/fsj

この文書はKPMGインターナショナルが2017年7月に発行した「First Impressions: IFRS 17 Insurance Contracts」をベースに作成したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

Publication name: First Impressions: IFRS 17 Insurance Contracts

Publication number: 1347753

Publication date: July 2017

© 2017 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 18-1018

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

KPMG International Cooperative ('KPMG International') is a Swiss entity that serves as a coordinating entity for a network of independent firms operating under the KPMG name. KPMG International provides no audit or other client services. Such services are provided solely by member firms of KPMG International (including sublicensees and subsidiaries) in their respective geographic areas. KPMG International and its member firms are legally distinct and separate entities. They are not and nothing contained herein shall be construed to place these entities in the relationship of parents, subsidiaries, agents, partners, or joint venturers. No member firm has any authority (actual, apparent, implied or otherwise) to obligate or bind KPMG International or any other member firm, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm, in any manner whatsoever.